フェニックス3期神戸沖埋立処分場(仮称) 設置事業に係る環境影響評価方法書

[要約書]

平成29年9月 大阪湾広域臨海環境整備センター

本図書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の同院発行の20万分1土地利 用図、電子地形図 25000 及び電子地形図 20 万を複製したものである。(承認番号 平 29 情複、第 472 号) また、本図書に掲載した地図を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得な ければならない。

目次

第1章 事	事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	.1-1
第2章 対	対象事業の目的及び内容	.2-1
2.1 対	象事業の目的	.2-1
2.2 対	象事業の内容	.2-2
2.2.1	対象最終処分場事業の名称	.2-2
2.2.2	対象最終処分場事業の種類の別	.2-2
2.2.3	対象最終処分場事業に係る最終処分場のうち埋立処分の用に供される場所の面積	.2-2
2.2.4	対象最終処分場事業が実施されるべき区域(対象事業実施区域)の位置及び面積	.2-2
2.2.5	対象最終処分場事業に係る最終処分場の埋立容量	.2-6
2.2.6	対象最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の種類	.2-6
2.2.7	対象最終処分場事業の工事計画の概要	.2-6
2.2.8	対象最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の量	.2-7
2.2.9	対象最終処分場事業に係る最終処分場の埋立処分の計画の概要	.2-8
2.2.10	その他対象最終処分場事業に関する事項	.2-8
第3章 対	対象事業実施区域及びその周囲の概況	.3-1
3.1 2 5	期神戸沖埋立処分場の事後調査結果等に基づく自然的状況	.3-1
3.1.1	大気環境の状況	.3-1
3.1.2	水環境の状況	.3-2
3.1.3	動植物の生息又は生育及び生態系の状況(周辺海域)	.3-3
3.1.4	動植物の生息又は生育及び生態系の状況(2期神戸沖埋立処分場護岸)	.3-3
3.1.5	一般環境中の放射性物質の状況	.3-4
3.2 地方	方公共団体が有する文献等に基づく自然的状況	.3-5
3.2.1	大気環境の状況	.3-5
3.2.2	水環境の状況	.3-8
3.2.3	土壌及び地盤の状況	.3-11
3.2.4	地形及び地質の状況	.3-11
3.2.5	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	.3-12
3.2.6	景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	.3-14
3.2.7	一般環境中の放射性物質の状況	.3-14
3.3 社会	会的状況	.3-14
3.3.1	人口及び産業の状況	.3-14
3.3.2	土地利用の状況	.3-15
3.3.3	河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	.3-15

3.3.4 交通の状況	3-16
3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況	兄及び
住宅の配置の概況	3-16
3.3.6 下水道の整備状況	3-16
3.3.7 廃棄物の状況	3-16
3.3.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対	付象に
係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	3-17
第4章 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの	4-1
4.1 計画段階配慮事項の選定	4-1
4.1.1 計画段階配慮事項の選定	4-1
4.1.2 選定の理由	4-7
4.2 調査、予測及び評価手法の選定	4-13
4.3 調査、予測及び評価の結果	4-14
4.3.1 水質(水の濁り)	
4.3.2 動物・植物・生態系	
4.3.3 水質(水の汚れ)	4-29
4.4 総合評価	
4.5 総括	4-46
第5章 計画段階環境配慮事項の選定等についての専門家等からの助言	
5.1 計画段階環境配慮事項の選定等についての専門家等からの助言	5-1
第6章 計画段階環境配慮書についての環境大臣の意見、関係地方公共団体の長の意見 般の意見の概要並びに事業者の見解	
6.1 計画段階環境配慮書についての環境大臣の意見及び事業者の見解	6-1
6.1.1 計画段階環境配慮書について述べられた環境大臣の意見	6-1
6.1.2 環境大臣の意見についての事業者の見解	6-5
6.2 計画段階環境配慮書についての兵庫県知事の意見及び事業者の見解	6-7
6.2.1 計画段階環境配慮書について述べられた兵庫県知事の意見	6-7
6.2.2 兵庫県知事の意見についての事業者の見解	6-12
6.3 計画段階環境配慮書についての神戸市長の意見並びに事業者の見解	6-15
6.3.1 計画段階環境配慮書について述べられた神戸市長の意見	
6.3.2 神戸市長の意見についての事業者の見解	
6.4 計画段階環境配慮書についての一般の意見の概要及び事業者の見解	
6.4.1 計画段階環境配慮書の公告及び縦覧等	b-21

6.4.2 一般の意見の概要についての事業者の見解6-24
第7章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法7-1
7.1 環境影響評価の項目の選定7-1
7.1.1 環境影響評価の項目7-1
7.1.2 選定の理由7-10
7.2 調査、予測及び評価手法の選定7-16
7.2.1 調査、予測及び評価の手法7-16
7.2.2 選定の理由7-53
第8章 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容8-1
8.1 埋立処分場の位置等に係る複数案の検討結果8-1
8.1.1 位置及び規模8-1
8.1.2 構造及び配置8-4
8.1.3 設定した複数案8-7
8.2 埋立処分場の構造(排水口の位置)の検討結果8-8
8.2.1 構造(排水口の位置)に係る検討内容8-8
8.2.2 構造(排水口の位置)に係る検討結果8-9
第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定についての専門家等から の助言9-1
9.1 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定についての専門家等からの 助言9-1
参考資料
参考資料 1 大阪湾センターにおける環境保全措置参 1-1
参考資料2 大阪湾センターにおける現行の廃棄物の受入体制参 2-1

第1章	事業者の名称、	代表者の氏名及	び主たる事務所の所	 在地

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称:大阪湾広域臨海環境整備センター

代表者の氏名:理事長荒木一聡

主たる事務所の所在地 : 大阪市北区中之島二丁目2番2号 大阪中之島ビル9階



第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

近畿地方における廃棄物の最終処分はこれまで、広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)(以下「広域センター法」という。)に基づく大阪湾圏域広域処理場整備事業(以下「大阪湾フェニックス事業」という。)を大阪湾広域臨海環境整備センター(以下「大阪湾センター」という。)、近畿2府4県168市町村の広域処理対象区域(以下「フェニックス圏域」という。)の地方公共団体及び港湾管理者が一体となって広域的に進めてきた。

大阪湾センターにおいては、これまで1期事業として尼崎沖と泉大津沖、2期事業として神戸沖と大阪沖の埋立処分場を設置し、フェニックス圏域から発生する一般廃棄物、産業廃棄物を適正に処分することはもとより、平成7年の阪神・淡路大震災や台風・地震による災害廃棄物を受け入れることで、災害復旧にも大きく貢献している。

フェニックス圏域においては、大阪湾フェニックス事業に係る現在の2期基本計画以降の新たな 埋立処分場の確保が大きな課題となっていることから、大阪湾フェニックス事業に係る業務を委託 している2府4県知事、168 市町村長及び4港湾管理者で構成する大阪湾広域処理場整備促進協議 会(以下「促進協」という。)並びに大阪湾センターが連携してこの課題への対応について協議して きたところである。

このたび、次期3期事業を具体化していくに当たっての事業の概要が、促進協において次のとおり確認された。

- 1 3期処分場の計画容量
 - 2期事業終了後20年間にフェニックス圏域から発生する廃棄物量に見合う容量を想定
- 2 事業を検討する港湾
 - ・大阪湾フェニックス3期事業は、大阪港、神戸港で検討する。
 - ・但し、現行の兵庫側広域処分場(神戸沖埋立処分場)での廃棄物受入れの終了に合わせるため、上記のうち神戸港については、具体化に向けて必要な検討を先行して進める。
- 3 供用開始時期

神戸沖埋立処分場の廃棄物受入れの終了に合わせて供用開始を想定

本環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)の対象となる最終処分場事業は、促進協において具体化に向けて必要な検討を先行して進めることとされた神戸港に廃棄物の埋立処分場を設置して、フェニックス圏域から発生する廃棄物の適正な海面埋立てによる処理を行うことにより、フェニックス圏域の生活環境の保全を図るとともに、埋立てによってできた土地を活用した港湾の秩序ある整備を通じて地域の均衡ある発展に資することを目的とするものである。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 対象最終処分場事業の名称

フェニックス3期神戸沖埋立処分場(仮称)設置事業

2.2.2 対象最終処分場事業の種類の別

廃棄物最終処分場(海面埋立処分場)の設置事業

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)に基づく許可施設である 一般廃棄物及び産業廃棄物の管理型最終処分場)

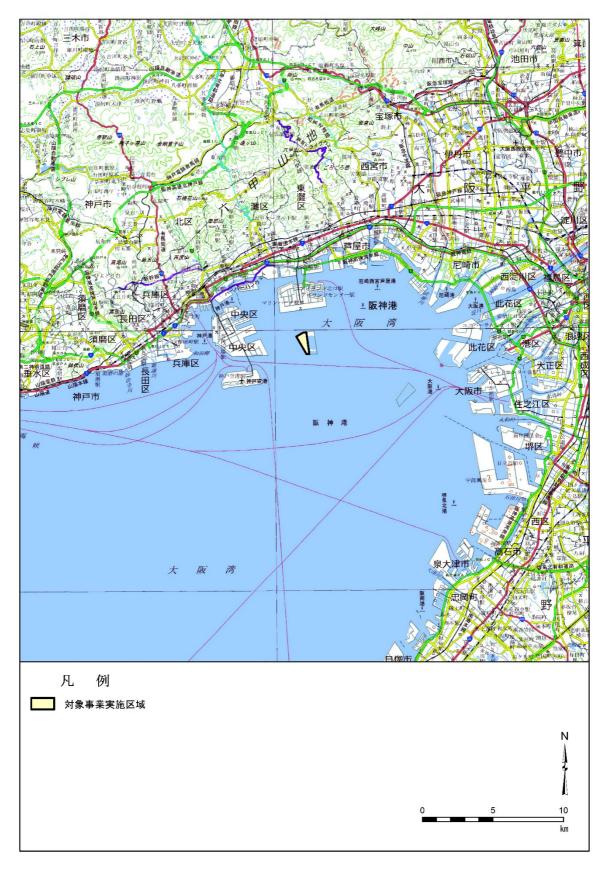
2.2.3 対象最終処分場事業に係る最終処分場のうち埋立処分の用に供される場所の面積

最終処分場のうち埋立処分の用に供される場所の面積は、2.2.4 に示す対象事業実施区域の面積75ha 程度から護岸の区域を除く70ha 程度である。

2.2.4 対象最終処分場事業が実施されるべき区域(対象事業実施区域)の位置及び面積

対象事業実施区域は大阪湾の奥部、兵庫県神戸市東灘区向洋町地先の六甲アイランド南地区第 2工区内に位置し、大阪湾センターが現在埋立処分している2期神戸沖埋立処分場の西隣に当た る。

対象事業実施区域の位置及び周囲の概況は第 2.2.4-1 図、第 2.2.4-2 図、第 2.2.4-3 図及び第 2.2.4-4 図のとおりであり、その面積は 75ha 程度である。



〔電子地形図20万(京都及び大阪)、電子地形図20万(和歌山)(国土地理院)(平成27年12月調製)より作成〕

第 2.2.4-1 図 対象事業実施区域の位置(1)



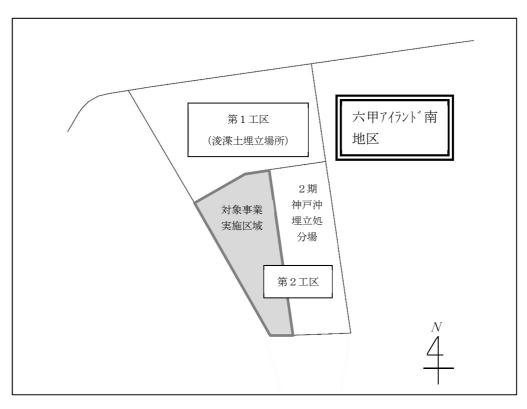
〔電子地形図 25000(国土地理院)(平成 27 年 12 月調製)より作成〕

第 2.2.4-2 図 対象事業実施区域の位置(2)



〔大阪湾広域臨海環境整備センター資料(平成27年9月14日撮影)より作成〕

第 2.2.4-3 図 対象事業実施区域の航空写真



第 2.2.4-4 図 対象事業実施区域の周囲の概況

2.2.5 対象最終処分場事業に係る最終処分場の埋立容量

2.2.3 に示す埋立処分の用に供される場所の面積及び水深から試算したところ、埋立可能な容量は約1,200万 m^3 である。

2.2.6 対象最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の種類

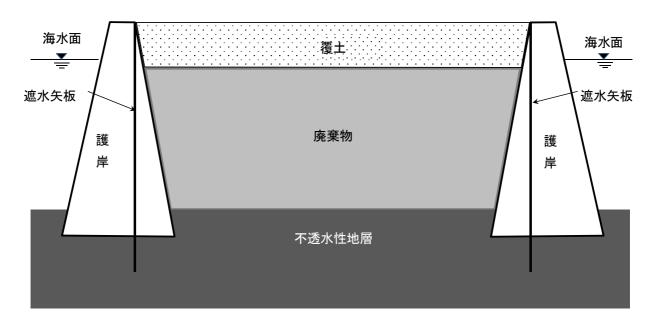
対象最終処分場事業において処分する廃棄物の種類は、一般廃棄物及び産業廃棄物とする。

2.2.7 対象最終処分場事業の工事計画の概要

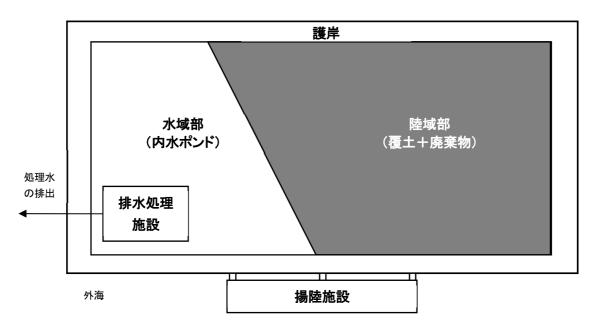
埋立てに関する工事として施行する工作物の構造及び工事の施行方法は、取得されている公有 水面埋立免許によることを基本とし、埋立用材が陸上残土等から廃棄物に変更となることに伴う 必要な措置を行う。

具体的には、「管理型廃棄物埋立護岸 設計・施工・管理マニュアル」(財団法人港湾空間高度化環境研究センター、平成 20 年)に準拠し、埋立処分場からの浸出液による公共用水域の汚染を防止するため、外郭の護岸の築造と並行して内側に遮水矢板を設置し、遮水性を有する護岸及び不透水性地層(海底の沖積粘土層)により、外海から隔離され遮水性を確保した区画として整備する(第 2.2.7-1 図)。また、廃棄物最終処分場として必要となる埋立処分場内の内水を浄化して放流する排水処理施設、揚陸施設などの施設の建設等の工事を行う(第 2.2.7-2 図)。

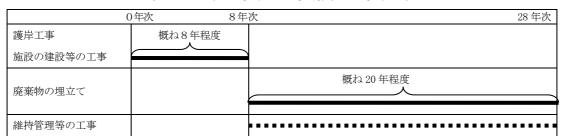
これらの護岸及び施設の建設等の工事に必要な期間は、大阪湾フェニックス事業で整備した最も新しい大阪沖埋立処分場の事例を基に概ね8年程度を見込んでいる。また、廃棄物の埋立てには覆土等を含めて概ね20年程度の期間を見込んでいる(第 2.2.7-1 表)。



第 2.2.7-1 図 海面埋立処分場の構造例 (断面図)



第 2.2.7-2 図 海面埋立処分場の構造例 (平面図)



第 2.2.7-1 表 事業の工事期間及び事業工程

2.2.8 対象最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の量

廃棄物の最終処分場については、「廃棄物処理施設整備計画(平成25年5月31日閣議決定)」により、ごみのリサイクルや減量化を推進した上でなお残る廃棄物について、生活環境の保全上支障が生じないよう適切に処分するため、一般廃棄物最終処分場について20年程度の残余年数を維持することとされている。

促進協においては、フェニックス圏域の最終処分量を平成27年度に平成12年度比で6割減とする一般廃棄物の減量化目標を平成22年に設定し、積極的に取り組んできている。

促進協において、将来の推計人口や促進協の減量化目標、近畿2府4県の廃棄物処理計画等を踏まえて検討した結果、2期事業の終了後20年間に大阪湾フェニックス事業が受け入れる必要がある廃棄物の量は、覆土等を含めて1,770万m³とされた(第2.2.8-1表)。

第 2.2.8-1 表 廃棄物の将来予測に基づく必要容量

(単位:万 m³/20 年)

区分	一般廃棄物	上下水汚泥	産業廃棄物 (上下水汚泥を除く)	陸上残土等	計
容量	780	120	340	530	1,770

※陸上残土等については、覆土等に必要な量を想定している。

これに対し、大阪港及び神戸港において大阪湾フェニックス事業の埋立処分場として確保可能な容量は最大でも約1,800万 $\,\mathrm{m}^3$ であり、1,770万 $\,\mathrm{m}^3$ の廃棄物を処分するためには、その全量を使用する必要があることから、対象最終処分場事業により処分する廃棄物の量は、先述の2.2.5「対象最終処分場事業に係る埋立容量」の全量の約1,200万 $\,\mathrm{m}^3$ (覆土等を含む)とする(2.3.1 3. 参照)。

また、「廃棄物処理施設整備計画」等により、公共の廃棄物処理施設は、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。その際、大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保しておくことが求められている。環境省巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会の推計によると、南海トラフを震源とする巨大地震が発生した場合、近畿地方からは最大で11,164万トンもの災害廃棄物、620万トンの津波堆積物が発生すると見込まれており、広域的な最終処分場の設置は南海トラフ地震等の巨大災害への備えともなる。

2.2.9 対象最終処分場事業に係る最終処分場の埋立処分の計画の概要

廃棄物の埋立処分は、2期神戸沖埋立処分場の埋立ての終了に引き続き行うこととし、概ね20 年程度の受入期間を予定している。

フェニックス圏域から発生する受入対象廃棄物は、排出事業者により既存の搬入施設まで陸上 輸送され、搬入施設において受入検査を行った後に、船舶により最終処分場まで海上輸送し、揚 陸施設により廃棄物を陸揚げした後に、埋立処分する。

埋立中は、平均海水面より低い内水管理目標水位を設定して内側から外海への流れを抑制し、 埋立て等により生じた余水は、排水処理施設によって管理目標値を満たすように処理し、処理水 は外海に放流する(2.2.10 3.参照)。

海上輸送、陸揚げ及び埋立てに当たっては、廃棄物の飛散防止等の対策を適切に実施する (2.2.10 3. 参照)。

2.2.10 その他対象最終処分場事業に関する事項

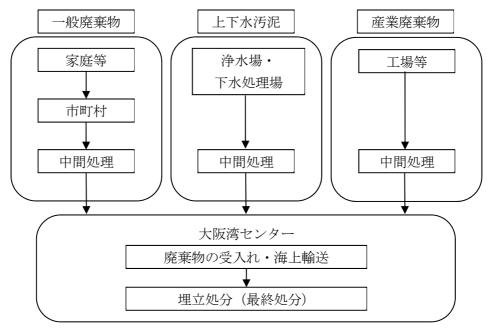
- 1. 大阪湾フェニックス事業について
- (1) 大阪湾フェニックス事業の概要

近畿地方の大阪湾沿岸を中心とした都市部では、人口が密集し高度な土地利用がなされているため、個々の地方公共団体や事業者が長期的かつ安定的に利用できる廃棄物最終処分場を整備することは極めて困難な状況にあった。このような状況を打開し、廃棄物の適正処理の推進を図るため、市町村はもとより、府県の区域を越えて広域的に廃棄物の処分を行う最終処分場を海面に確保するよう、各地方公共団体や産業界等から要請があった。

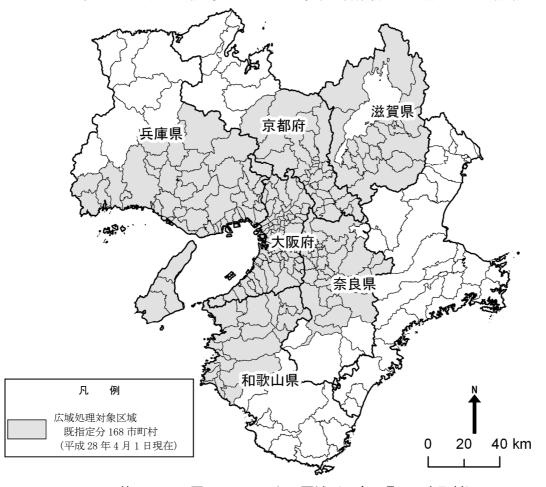
一方、大阪湾内の各港湾においては、港湾機能及び都市機能の整備拡充を図る必要があることから、埋立てによる新たな用地の確保が求められていた。

大都市におけるこのような要請に対処するため、長期・安定的に広域の廃棄物を処理するといった観点から海面に最終処分場を確保し、埋め立てた土地を活用する「フェニックス計画」が運輸省・厚生省により計画され、昭和56年に広域センター法が制定された。

大阪湾フェニックス事業は、同法に基づき設立された大阪湾センターが最終処分場を設置し、フェニックス圏域から発生する廃棄物の広域的な処理を行うものである(第 2.2.10-1 図及び第 2.2.10-2 図)。



第 2.2.10-1 図 大阪湾フェニックス事業の廃棄物埋立処分フローの概略



第 2.2.10-2 図 フェニックス圏域(2府4県168市町村)

(2) 大阪湾フェニックス事業の業務内容(広域センター法第19条)

- 港湾管理者からの委託業務
 - ▶ 廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理
 - ▶ 廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成
- ・地方公共団体からの委託業務
 - ▶ 一般廃棄物等の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理
 - ▶ 一般廃棄物等による海面埋立て
 - ▶ 前に掲げる施設の円滑かつ効率的な運営を確保するため搬入施設等の建設及び改良、維持その他の管理
- ・産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理、産業廃棄物による海面埋立て
- ・前の3つの業務に附帯する業務

(3) 大阪湾フェニックス事業の実績

これまで1期事業として尼崎沖と泉大津沖、2期事業として神戸沖と大阪沖の埋立処分場を設置した。現在では第 2.2.10-2 図に示すフェニックス圏域から排出される廃棄物を受け入れており、埋立状況及び埋立量の推移は第 2.2.10-1 表及び第 2.2.10-3 図のとおりである。

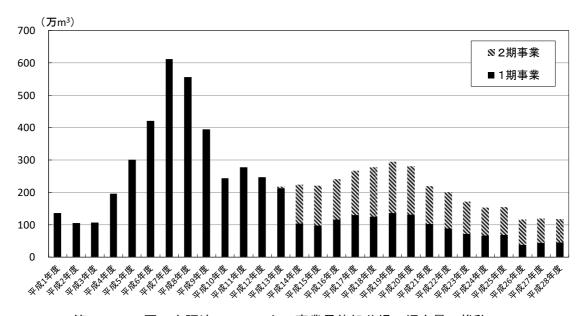
平成7年の阪神・淡路大震災では、その最終処分量の約4割に当たる約280万トンの災害廃棄物を大阪湾フェニックス事業の埋立処分場が受け入れた。また、平成16年の台風23号による災害廃棄物については兵庫県内4市町から約2,400トンを、平成25年の淡路島地震による災害廃棄物についても約2万6,000トンを受け入れており、災害復興に大きく貢献した。

			_				
埋立	立処分場	基本計画認可年月	計画 容量 (万m³)	埋立量 (万m³)	残容量 (万m³)	進捗率 (%)	竣功済 面積(ha)
1期	尼崎沖	S60.12	1,578	1,536	42	97.4	55.7
事業	泉大津沖	300.12	3,080	2,917	163	94.7	114.4
2期	神戸沖	H9.3	1,500	1,098	402	73.2	
事業	大阪沖	H12.3	1,398	407	990	29.1	_
	合計	_	7,556	5,958	1,597	78.9	

第 2.2.10-1 表 大阪湾フェニックス事業最終処分場の埋立状況

注:1. 1 期事業 (尼崎沖埋立処分場、泉大津沖埋立処分場) では、一般廃棄物及び管理型産業廃棄物の受入れば 終了している。

^{2.} 平成29年3月31日現在での状況を示す。



第 2.2.10-3 図 大阪湾フェニックス事業最終処分場の埋立量の推移

2. 対象最終処分場事業の検討体制について

対象最終処分場事業の内容については、促進協が埋立処分場に係る基本的な事項(受け入れる 廃棄物の種類、廃棄物の受入期間、確保すべき埋立容量など)や港湾等の課題の検討を行ってい る。

大阪湾センターは促進協からの依頼を受け、促進協で検討された基本的な事項に基づいて本方 法書における対象最終処分場事業の内容等を計画している。

促進協について

目 的:広域処理場の整備に当たり、関係者間の意思疎通を図り大阪湾センター事業の円

滑な運営を支援する。

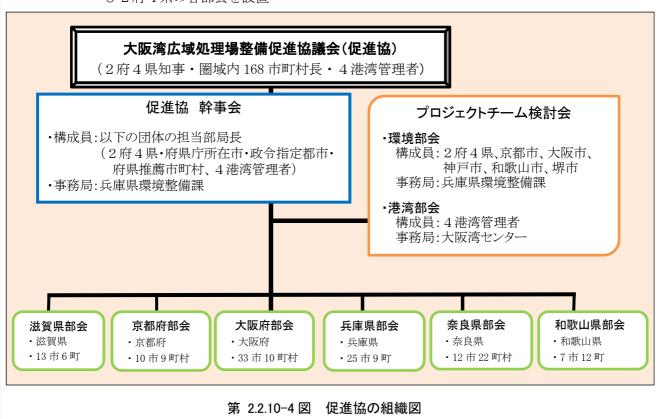
設 立:昭和57年

構成員: 2府4県知事168市町村長及び4港湾管理者(平成24年9月改編)

会 長:兵庫県知事

組織:下部組織として幹事会、プロジェクトチーム検討会(環境部会及び港湾部会)及

び2府4県の各部会を設置



3. 環境配慮事項

本事業における環境への配慮事項は、以下に示すとおりである。

(1) 工事中

- ・護岸等の築造の際に発生する濁りの周辺海域への拡散防止のために、汚濁防止膜を展張する。
- ・建設機械、作業船及び運搬船については低騒音低振動型で排出ガスが少ない省エネルギー型の 機種の採用に努めるとともに、整備点検を十分に行う。
- ・車両の走行による砂塵の飛散を防止するための場内作業ヤードの清掃、散水、車両の洗浄等を 実施する。
- ・水中発破のような顕著な水中音を継続的に発生させる工事は実施しない。
- ・台風・地震・津波等の災害により護岸の遮水性が大きく損なわれ、廃棄物等の外部へ流出する ことのないように、護岸の設計・建設を行う。
- ・工法の選定等の際は、最新の知見を反映し、環境負荷の低減に努める。

(2) 供用時

以下に示す2期神戸沖埋立処分場と同等以上の環境保全措置を実施する。

- ・可燃性の廃棄物**のうち腐敗性のある廃棄物**は焼却したものを受け入れ、腐敗性廃棄物は受け入れない。
- ・廃棄物の運搬は、大気汚染原因物質の含有量が少ない A 重油等の良質な燃料の運搬船を使用することを基本とし、揚陸施設から運搬船内の廃棄物を陸揚げする。
- ・廃棄物運搬船については、積込時には投入シュートや拡散防止シートなどを用い、運搬時には 船倉を防塵用シートで覆うなど、廃棄物の飛散防止対策を実施する。
- ・廃棄物を陸揚げする際には、土砂落下防止シートを用いて廃棄物の飛散防止対策を実施する。
- ・車両の走行による砂塵の飛散を防止するための場内作業ヤードの清掃、散水、車両の洗浄施設 の設置等を実施する。
- ・廃棄物の飛散防止対策及び作業安全確保の観点から、強風時及び高波時には運搬・揚陸・埋立 作業を行わない。
- ・埋立処分に必要な廃棄物運搬車両については適正な整備点検、過積載の防止等を実施するとと もに、走行による砂塵の飛散を防止するための場内作業ヤードの清掃、散水、車両の洗浄施設 の設置等を実施する。
- ・水面以上の埋立て時には埋立作業面の覆土等を行い、飛散防止に努める。
- ・事業活動により、廃棄物等が発生するが、再使用、再生利用及び関係法令に基づく適正処理を 行う。
- ・発電設備を設置する場合は、いおう酸化物、ばいじん、窒素酸化物に係る排出基準を遵守する ための措置を講じる。
- ・瀬戸内海、特に大阪湾奥部の水域に余水を放流することを考慮し、本事業では2期神戸沖埋立 処分場と同様に、管理目標値を定めて内水の排水処理を行い、排出口から海域に放流すること で、事業の実施による環境への負荷を実行可能な限り回避又は低減するよう努める。排水処理 施設については、これまでの大阪湾フェニックス事業における経験を踏まえ、より高い安全性 を確保できる処理方法を検討する。なお、栄養塩類(T-N・T-P)については、国において瀬戸

内海における栄養塩類の管理の在り方についての検討が行われており、兵庫県が平成 28 年 10 月に策定した「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」においても栄養塩類の管理に係る取組を順応的に実施することとされていることから、これらの結果、対象事業実施区域周辺海域への栄養塩類の供給が必要とされた場合には、本事業による栄養塩類の供給方法について必要な検討を行う。

- ・埋立処分中の内水を適切に監視し、排水処理を行っても放流水が管理目標値を満たさないおそれがある場合には、処理能力の増強等を行って対応する。
- ・埋立処分中の内水の水位は、水位差による護岸への影響、降雨等による内水位の変動等を考慮 して、平均海水面より低い管理目標水位を設定し、管理する。
- ・埋立処分終了後の維持管理期間に発生する浸出液についても、埋立処分中と同様に管理目標値 を定めて適切に浸出液の処理を行う。
- ・台風・地震・津波等の災害により護岸の遮水性が大きく損なわれることによって廃棄物、浸出 液等の外部への流出が生じないよう、護岸の点検・管理を適切に実施する。

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲の自然的状況及び社会的状況(以下「地域特性」という。)について、入手可能な最新の文献その他の資料により情報を収集した。

対象事業実施区域は、兵庫県神戸市東灘区向洋町地先の六甲アイランド南地区第2工区内であり、大阪湾センターが現在埋立処分している2期神戸沖埋立処分場の西隣である。2期神戸沖埋立処分場については、平成8年度に「六甲アイランド南建設事業」として環境影響評価を実施し、その結果を踏まえて、護岸の建設並びに廃棄物の埋立て等を対象に平成9年度以降継続的に事後調査を実施している(付表4参照)。

このような本事業の特性を踏まえて、地域特性に関する情報の収集にあたっては、まず、六甲アイランド南建設事業の事後調査報告書等に基づき、対象事業実施区域及びその近傍の自然的状況に関する情報を収集した。

さらに、対象事業実施区域及びその周囲の地域特性について、環境要素の区分ごとに事業の特性を踏まえ、地図に含まれる範囲を対象に、事後調査報告書等以外の入手可能な最新の文献その他の資料により情報を収集した。

3.1 2期神戸沖埋立処分場の事後調査結果等に基づく自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

1. 調査概要

2期神戸沖埋立処分場の近傍あるいは埋立処分場内の1ヶ所において大気質、騒音及び悪臭についての調査を行っている。

2. 調査結果

(1) 大気質

二酸化いおうの日平均値の年間 2 %除外値は 0.007ppm、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.038ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2 %除外値は 0.052mg/m³ となっており、いずれの項目とも環境基準に適合していた。浮遊粉じん量の夏季調査結果は 0.019 mg/m³、冬季調査結果は 0.016 mg/m³であり、いずれも粉じんの敷地境界線上の排出基準値 1.5mg/m³(「環境の保全と創造に関する条例」(平成7年兵庫県条例第28号)に基づく排出基準値)を下回っていた。

(2) 騒音

工事実施時間帯の騒音レベルの 90%レンジの上端値(L_{As})の時間帯ごとの最大値は 64 デシベルであり、「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号) に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準値 85 デシベルを下回っていた。

(3) 悪臭

官能試験結果(臭気指数)は10未満であり、第3種区域の敷地境界線上の規制基準値18を下回っていた。特定悪臭物質は全項目で定量下限値未満であり、いずれの項目とも順応地域の敷地境界線上の規制基準値を下回っていた。

3.1.2 水環境の状況

1. 調査概要

2期神戸沖埋立処分場周辺海域において、国土交通省が水質(工事中*1)の事後調査を、大阪湾センターが水質及び底質調査(廃棄物受入時*2の周辺海域)並びに水質調査(廃棄物受入時*2)を行っている。

*1工事中:「工事中」とは、護岸築造・防波堤の建設・浚渫土砂の埋立てに関して、国土

交通省が実施した環境調査及び施設調査の項目を示す。

*2廃棄物受入時:「廃棄物受入時」とは、廃棄物の埋立てに関して、大阪湾センターが実施した

環境調査及び施設調査の項目を示す。

2. 調査結果

(1) 水質 (工事中)

水素イオン濃度(以下「pH」という。)、COD、T-N 及び T-P の一部の検体は環境基準値を上回り、このうち COD の一部の検体は海域特性値*¹を上回っていた。溶存酸素量(以下「DO」という。)は、一部の検体が環境基準値、海域特性値のいずれも下回っていた。これらを比較対照地点と比較すると、いずれの項目も比較対照地点と概ね同程度の値であった。n-ヘキサン抽出物質は全ての検体で検出されておらず、SS は海域特性値を下回っていた。

*1海域特性値 :「海域特性値」とは、「六甲アイランド南建設事業 事後調査報告書」において

水質監視の目安の一つとして、独自に設けて監視を行っている基準値である。 当該施工区域周辺海域が比較的富栄養化した海域であり、植物プランクトンの 増殖等による影響を受けやすく、自然要因による変動が大きいことを勘案して

設定している。

(2) 水質 (廃棄物受入時の周辺海域)

pH、COD、T-N 及び T-P の一部の検体は環境基準値を上回っていたが、海域特性値は下回っていた。DO は、一部の検体が環境基準値、海域特性値のいずれも下回っていた。SS は、底層の 1 検体が海域特性値を上回っていた。これらを比較対照地点と比較すると、いずれの項目も比較 対照地点と概ね同程度であった。n-ヘキサン抽出物質は、全ての検体で検出されなかった。

(3) 水質 (廃棄物受入時の内水及び放流水)

放流水は、排水処理施設(参考資料 3.排水処理施設 参照)で適切に処理されており、その水質は、六甲アイランド南建設事業事後調査報告書に記載されている環境保全目標に全て適合していた。

なお、環境保全目標は、pH、大腸菌群数、n-へキサン抽出物質、有害物質及び特殊項目については「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)の別表第1の排水基準」に準拠している。COD及びSSの環境保全目標については、より厳しい「神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱」の処理水基準(管理型)の値に準拠しており、T-N及びT-Pについては、2期神戸沖埋立処分場に係る環境影響評価実施時に、同要綱より更に厳しい値を定めている。ダイオキシン類については「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)の水質排出基準の値に準拠している。

(4) 底質 (廃棄物受入時の周辺海域)

含有量試験のうちの有機塩素化合物と溶出量試験の全ての項目は「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第6号)の水底土砂に係る判定基準に全て適合していた。

3.1.3 動植物の生息又は生育及び生態系の状況 (周辺海域)

1. 調査概要

2期神戸沖埋立処分場周辺海域での動物及び植物に関する事後調査の実施状況(平成 27 年度) は、及びのとおりである。

2期神戸沖埋立処分場周辺海域の4地点で海生生物(動物プランクトン、魚卵、稚仔魚、底生生物及び植物プランクトン)の調査並びに近傍の防波堤の1地点で付着生物(動物・植物)の調査を行っている。

2. 調査結果

(1)動物

動物プランクトンの主な出現種は、COPEPODA(Nauplius)(甲殻綱)、Acartia sp.(Copepodite)(甲殻綱)、Oithona davisae(甲殻綱)、Oithona sp.(Copepodite)(甲殻綱)、Paracalanidae(Copepodite)(甲殻綱)であった。魚卵の主な出現種は、カタクチイワシであった。椎仔魚の主な出現種は、イソギンポ、カタクチイワシ、シロギス、カサゴであった。底生生物の主な出現種は、シノブハネエラスピオ(旧和名:ヨツバネスピオ A型)(環形動物門)、シズクガイ(環形動物門)、オウギゴカイ(環形動物門)であった。付着生物(動物)の主な出現種(個体数)は、ムラサキイガイ(軟体動物門)であった。

(2)植物

植物プランクトンの主な出現種は、*Skeletonema costatum、Nitzschia* spp. であった。付着生物 (植物)の主な出現種は、アオサ属 (緑藻植物門)、イギス属 (紅藻植物門)、シオグサ属 (緑藻植物門)、ボタンアオサ (緑藻植物門) であった。

(3)動物・植物の変化状況

多くの季節で2期神戸沖埋立処分場の環境影響評価時と同一の種が優占種となっており、周辺 海域の動物・植物の生息・生育状況は2期神戸沖埋立処分場の整備により大きく変化していない。

3.1.4 動植物の生息又は生育及び生態系の状況(2期神戸沖埋立処分場護岸)

1. 調査概要

2期神戸沖埋立処分場東側の緩傾斜護岸において付着生物(動物、植物)の定量採取及び目視観察を行うとともに、南側の傾斜護岸及び西側の直立護岸において付着生物(動物、植物)の目視観察を行っている。また、護岸周辺での全体的な藻場の分布状況を把握するための目視観察及び代表点での定量採取を行っている。

2. 調査結果

(1)動物

① 付着生物(動物)

平成28年度調査では、緩傾斜護岸の主な出現種は、ムラサキイガイ(固着性)、ミズヒキゴカイ科(移動性)、Aoroides 属(移動性)、キヌマトイガイ(固着性)、イトマキヒトデ(移動性)及びイボニシ(移動性)であった。

傾斜護岸の主な出現種は、アラレタマキビ、コモレビコガモガイ、イタボガキ科、ムラサキイガイ、カンザシゴカイ科及びキヒトデであった。

直立護岸の主な出現種は、アラレタマキビ、イワフジツボ(固着性)、レイシガイ(移動性)、ムラサキイガイ、カンザシゴカイ科、キヒトデ、イトマキヒトデ及びマナマコであった。

② 遊泳魚類

平成 28 年度調査では遊泳魚類としてカサゴ、メバル、アサヒアナハゼ、アイナメ、クロダイ、キチヌ、スズメダイ、メジナ、コブダイ、キュウセン、マダコの計 11 種が目視確認された。海藻の被度が高い場所で多くみられる傾向があった。

これら確認された魚類のほとんどは、確認された護岸周辺で定住している種であり、藻場やブロックがこれら魚類の良好な生息環境となっていると考えられる。

(2)植物

① 付着生物(植物)

平成 28 年度調査では、緩傾斜護岸の主な出現種は、アオサ属、ワカメ、マクサ及びイギス科であった。

傾斜護岸の主な出現種は、アオサ属、シオグサ属、ツノマタ属、フダラク、カバノリ及びイギス目であった。

直立護岸の主な出現種は、イギス目であった。

② 藻場分布

2期神戸沖埋立処分場護岸で実施した付着生物(動物、植物)調査、並びに代表地点(10点)における採取・目視調査、護岸全体の目視調査によって、一年生海藻類のワカメ、シダモク、タマハハキモク等からなる藻場の分布が確認されている。

3.1.5 一般環境中の放射性物質の状況

2期神戸沖埋立処分場での調査結果は、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを1時間当たりに換算した空間放射線量率 (0.23 μ Sv/h) を大きく下回っており、自然放射線レベルとなっている。

3.2 地方公共団体が有する文献等に基づく自然的状況

3.2.1 大気環境の状況

1. 気象の状況

(1) 気候特性

対象事業実施区域の位置する神戸市域は標高 931m の六甲山を主峰とする六甲山系により大きく二分される。大阪湾に向かって広がる南側は、東西に細長い山麓台地と海岸低地で構成される既成市街地と、ポートアイランドや六甲アイランド等の人工島の海上都市地域で形成されている。また、六甲山系の北側(北神地域)は帝釈山・丹生山などの山々と丘陵地が波状に展開しており農地と山林等の自然が広がり、その中で計画的な新市街地の整備が進んでいる。一方、六甲山系の西側(西神地域)はなだらかな丘陵が播磨平野に続いている。

また、対象事業実施区域を含む兵庫県の南東部は、年間を通じて温暖・少雨の瀬戸内気候区と、 大都市特有の都市気候の特徴が現れる。雨が少なく湿度が低いため乾燥し、海岸に近いため暑さ や寒さも比較的しのぎやすくなっており、特に冬季は少雨・多照の特徴が現れる。梅雨期には、 大阪湾を北上する暖湿気流と六甲山地の影響で、局地的な大雨が降ることもある。

(2) 気象概要

対象事業実施区域の北西約6kmに位置する神戸地方気象台では、年間平均気温は 16.9℃、年間平均湿度は 65%、年間降水量は 1,250mm、年間平均風速は 3.4m/s、年間最多風向は東北東となっている。

2. 大気質の状況

(1) 大気汚染発生源の状況

神戸市における「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号) に基づくばい煙発生施設の届出数は、工場・事業場数が 876、施設数が 2,168 となっている。また、「環境の保全と創造に関する条例」(平成 7 年兵庫県条例第 28 号) に基づくばい煙発生施設等の設置状況は、工場・事業場数が 236、施設数が 1,937 となっている。

(2) 大気質の状況

対象事業実施区域の周辺には、一般環境大気測定局(以下「一般局」という。) 8 局及び自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。) 3 局の計 11 局があり、二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の測定が行われている。

また、有害大気汚染物質等については、定期的に一般局等において測定が行われている。

二酸化いおう(SO₂)

二酸化いおうの測定は、一般局5局、自排局2局の計7局で行われている。平成27年度の 測定結果によると、長期的評価及び短期的評価ともに全ての局で環境基準に適合している。

② 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素の測定は、一般局 8 局、自排局 3 局の計 11 局で行われている。平成 27 年度の測定結果によると、全ての局で環境基準に適合している。

③ 一酸化炭素(CO)

一酸化炭素の測定は、自排局1局で行われている。平成27年度の測定結果によると、長期的評価及び短期的評価ともに環境基準に適合している。

④ 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質の測定は、一般局 7 局、自排局 3 局の計 10 局で行われている。平成 27 年度の測定結果によると、長期的評価ついては全ての局で環境基準に適合しており、短期的評価については 10 局中 9 局で環境基準に適合している。

⑤ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質の測定は、一般局5局、自排局2局の計7局で行われている。平成27年度の測定結果によると、一般局では5局中4局で環境基準に適合しており、自排局では2局中1局で環境基準に適合している。

⑥ 光化学オキシダント (O_x)

光化学オキシダンドの測定は、一般局3局で行われている。平成27年度の測定結果によると、全ての局で環境基準に適合していない。

なお、「平成27年度の光化学スモッグ広報等の発令状況」(兵庫県、平成28年)によると、神戸市内において、平成27年度光化学スモッグ特別監視期間中の光化学スモッグ広報の発令はない。

⑦ 降下ばいじん

降下ばいじんの測定は、一般局 1 局で行われている。平成 27 年度の測定結果によると、降下ばいじんの測定結果は、 $2.06 \text{ t/km}^2/30$ 日であった。

なお、降下ばいじんについては、環境基準は定められていない。

⑧ 有害大気汚染物質

環境基準が定められている有害大気汚染物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)の測定は、一般局2局、自排局2局の計4局で行われている。 平成27年度の測定結果によると、全ての項目について全ての局で環境基準に適合している。

⑨ ダイオキシン類

ダイオキシン類の測定は、一般局1局で行われている。平成27年度の測定結果によると、 環境基準に適合している。

① 重金属等の微量物質

重金属等の微量物質(水銀及びその化合物、ニッケル化合物、砒素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物)の測定は、一般局1局、自排局1局の計2局で行われている。平成27年度の測定結果によると、指針値の定めら

れている全ての項目について全ての局で指針値*1を下回っている。

* 1 指針値

:「指針値」とは、「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」(中央環境審議会大気環境部会答申)であり、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、砒素及びその化合物、マンガン及びその化合物について指針値が定められている。

① 大気汚染に係る苦情の発生状況

平成27年度における大気汚染に係る苦情は、神戸市で86件となっている。

3. 騒音の状況

(1) 騒音発生源の状況

神戸市における「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号) に基づく特定工場等の届出数は、特定工場等数が 1,746、特定施設数が 12,018 となっている。また、「環境の保全と創造に関する条例」(平成7年条例第 28 号) に基づく特定工場等の届出数は、特定工場等数が 1,436 となっている。

(2) 環境騒音の状況

対象事業実施区域周辺における環境騒音の測定は、神戸市内では7地点で行われている。平成26年度の測定結果によると、住吉小学校で夜間の時間帯(22時~翌6時)は環境基準に適合していないが、それ以外は全て環境基準に適合している。

(3) 道路交通騒音の状況

対象事業実施区域周辺における道路交通騒音の測定は、神戸市内では8地点で行われている。 平成27年度の測定結果によると、灘区新在家南町5丁目で昼間の時間帯(6時~22時)及び夜間の時間帯(22時~翌6時)でそれぞれ環境基準に適合していないが、それ以外は全て環境基準に適合している。

(4) 騒音に係る苦情の発生状況

平成27年度における騒音に係る苦情は、神戸市で145件となっている。

4. 振動の状況

(1) 振動発生源の状況

神戸市における「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号) に基づく特定工場等の届出数は、特定工場等数が 477、特定施設数が 2,005 となっている。また、「環境の保全と創造に関する条例」 (平成7年条例第28号) に基づく特定工場等の届出数は、特定工場等数が92 となっている。

(2) 道路交通振動の状況

対象事業実施区域周辺における道路交通振動の測定は、11 地点で行われている。平成 27 年度の調査結果によると、全ての地点における昼間の時間帯 (8 時~19 時)及び夜間の時間帯 (19 時~翌 8 時)で道路交通振動の要請限度値を下回っている。

(3) 振動に係る苦情の発生状況

平成27年度における振動に係る苦情は、神戸市で14件となっている。

5. その他の大気に係る環境の状況

(1) 悪臭に係る苦情の発生状況

平成27年度における悪臭に係る苦情は、神戸市で67件となっている。

3.2.2 水環境の状況

1. 水象の状況

(1) 海象の概況

対象事業実施区域が位置する大阪湾沿岸は、全般的に瀬戸内型の気候に区分され、温暖で穏やかな気候であるが、夏季から秋季にかけて台風の経路となり、高潮・波浪の影響を受けることもある。沿岸は、長径 58km、短径 26km の楕円状をした大阪湾の北側から東側を取り囲んでおり、常時の風波は小さい。

潮流は、明石海峡東流最強時には、明石海峡から大阪湾に流入した流れは湾全体に広がり、主流は淡路島東岸沿いに友ヶ島水道に向かう。神戸沖を東進する流れは、湾奥部から時計回りの円弧を描きながら泉州沖では沿岸にほぼ平行な南西流となり、主流と合流して友ヶ島水道に達している。明石海峡西流最強時には、友ヶ島水道から大阪湾に流入した流れは湾全体に広がり、主流は淡路島東岸沿いに明石海峡に向かう。大阪湾東岸を北上する流れは、泉南沖では沿岸にほぼ平行な北東流となり、泉南沖から湾奥部へ反時計回りの円弧を描きながら主流と合流して明石海峡に達している。

恒流については、明石海峡東側の沖の瀬を中心とする時計回りの循環流が特徴となっている。

(2) 潮位

対象事業実施区域の最寄りの潮位観測所として、西北西約 7.3km に神戸検潮所があり、平成 23 年~平成 27 年の平均潮位は東京湾平均海面 (T.P.) +0.206m、朔望平均満潮位 (H.W.L.) は T.P.+0.865m、朔望平均干潮位 (L.W.L.) は T.P.-0.658mとなっており、潮位差は 1.523mとなっている。また、大正 15 年~平成 27 年の間の高極潮位は、昭和 36 年 9 月 16 日に T.P.+2.30m が記録されている。

(3) 流況

対象事業実施区域周辺海域における流況は、対象事業実施区域の前面に位置する神戸港波浪観 測塔 (大阪湾水質定点自動観測装置) で観測されており、流向は、潮汐流に伴い東南東あるいは 西北西が卓越しており、いずれの季節でも同様である。平均流速は概ね 10 cm/s~20 cm/s となっ ている。

また、大阪湾内には恒流が存在しており、湾西部には沖ノ瀬(淡路島の北東沖の砂の丘)を中心とする強い時計回りの循環流(沖ノ瀬環流)が、湾奥部には時計回りの環流(西宮沖環流)があるといわれている。沖ノ瀬環流は潮汐残差流であり、上層~下層までほぼ一様に回転しており、一方、西宮沖環流は上層に限ってみられ、その形成には海水の密度分布が関係している。

(4) 流入河川

主な流入河川として、対象事業実施区域から北方約 4.9km に二級河川の住吉川、北西約 5.1km に二級河川の都賀川がある。なお、一級河川の流入はない。

2. 水質の状況

(1) 水質汚濁発生源の状況

神戸市における「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号) に基づく平成 26 年度の特定事業所数は 869 となっている。また、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和 48 年法律第 110 号) に基づく平成 26 年度の特定事業場数は 51 となっている。

(2) 水質の状況

① 海域

a. 生活環境の保全に関する項目(生活環境項目、海域)

対象事業実施区域周辺海域における公共用水域の水質(生活環境項目、海域)の測定は、兵庫県、神戸市及び西宮市により 13 地点で行われている。平成 27 年度の調査結果によれば、COD の 75%値については、環境基準点 3 地点中 1 地点で環境基準値を下回っている。その他の 10 地点については、7 地点で環境基準値を下回っている。T-Nの年平均値は、環境基準点 3 地点の全てで環境基準値を下回っている。その他の 10 地点については、10 地点の全てで環境基準値を下回っている。T-P の年平均値は、環境基準点 3 地点の全てで環境基準値を下回っている。その他の 10 地点については、8 地点で環境基準値を下回っている。

b. 人の健康の保護に関する項目(健康項目、海域)

対象事業実施区域周辺海域における公共用水域の水質(人の健康の保護に関する項目、海域) は、平成27年度の調査結果によれば、対象事業実施区域周辺海域で測定された7地点の全て の地点で環境基準値を下回っている。

c. ダイオキシン類(海域)

対象事業実施区域周辺海域における平成 27 年度の調査結果によれば、対象事業実施区域周辺海域で測定された 5 地点の全ての地点で環境基準 (1 pg-TEQ/L 以下) に適合している。

d. 水温(海域)

対象事業実施区域周辺海域の5地点における表層での水温は、水温の高い時期は7月~9月、水温の低い時期は1月~3月となっており、5年間の月別水温は7.8~30.3℃の範囲となっている。

e. SS (海域)

対象事業実施区域周辺海域における公共用水域の水質 (SS、海域) の測定は 13 地点で行われている。平成 27 年度の調査結果によれば、SS は 1 ~12mg/L の範囲となっている。

② 河川

a. 生活環境の保全に関する項目(生活環境項目、河川)

対象事業実施区域周辺海域に流入する河川における公共用水域の水質(生活環境項目、河川)の測定は、12 地点で行われている。対象事業実施区域周辺海域に流入する河川では、夙川が C 類型に該当し、平成 27 年度の調査結果によると生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の75%値について環境基準値を下回っている。

b. 人の健康の保護に関する項目(健康項目、河川)

対象事業実施区域周辺海域に流入する河川における公共用水域の水質(健康項目、河川)の 測定は12地点で行われている。平成27年度の調査結果によれば、全ての地点で環境基準値を 下回っている。

c. ダイオキシン類 (河川)

対象事業実施区域周辺海域に流入する河川における公共用水域の水質(ダイオキシン類、河川)の測定は、1地点で行われている。平成 27 年度の調査結果によれば、測定された1地点で環境基準(1pg-TEQ/L以下)に適合している。

③ 地下水

a. 地下水質

対象事業実施区域周辺の地下水の水質については、神戸市、西宮市及び芦屋市により、概況 調査 20 地点、継続監視調査 32 地点で測定が行われている。

平成 27 年度の調査結果によると、神戸市の概況調査では全ての地点で環境基準値を下回り、継続監視調査では砒素及びふっ素が各 2 地点で、テトラクロロエチレン及びほう素が各 1 地点で環境基準値を上回っている。

b. ダイオキシン類 (地下水)

対象事業実施区域周辺の地下水の水質(ダイオキシン類)については、3地点で測定が行われている。平成24年度の調査結果によれば、対象事業実施区域周辺で測定された3地点とも環境基準(1pg-TEQ/L以下)に適合している。

(3) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

平成27年度における水質汚濁に係る苦情は、神戸市で65件となっている。

3. 水底の底質の状況 (海域)

対象事業実施区域周辺海域では、4地点で公共用水域の底質の調査が行われている。平成27年度の調査結果によれば、底質の暫定除去基準値が定められているPCBについては、全ての地点において暫定除去基準値(10ppm以上)を下回っている。

また、底質の調査結果(ダイオキシン類、海域)は5地点で行われている。平成27年度の調査結果によると、対象事業実施区域周辺海域の全ての地点で環境基準(150pg-TEQ/g以下)に適合している。

3.2.3 土壌及び地盤の状況

1. 土壌の状況

(1) 土壌汚染の状況

対象事業実施区域周辺では、3地点で土壌のダイオキシン類の測定が行われている。平成26年度の調査結果によれば、神戸市では対象事業実施区域周辺で測定された全ての地点(2地点)で環境基準(1,000pg-TEQ/g以下)に適合している。

(2) 土壌汚染に係る苦情の発生状況

平成27年度における土壌汚染に係る苦情は、神戸市で0件となっている。

2. 地盤の状況

(1) 地盤沈下の状況

対象事業実施区域周辺を含む神戸市において、平成 27 年度に地下水採取規制等は指定されておらず、その他の地盤沈下に関する情報はない。

(2) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

平成27年度における地盤沈下に係る苦情は、神戸市で0件となっている。

3.2.4 地形及び地質の状況

1. 地形の状況

(1) 陸上の地形

対象事業実施区域の周辺の地形は埋立地(人工改変地)に分類されている。

(2) 海底の地形

対象事業実施区域及びその周辺海域における前面海域の水深は約 15m (最低水面 (略最低低 潮面)下)となっている。

2. 地質の状況

(1) 陸上の地質

対象事業実施区域は、2期神戸沖埋立処分場に隣接した海域であり、陸上の地質として表層土 壌等は存在していない。なお、表層地質として、対象事業実施区域北部の六甲アイランドは埋立 地、神戸市低地は海成粘土、砂、礫及び火山灰となっており、表層土壌は未区分地(市街地)と なっている。

(2) 海底の底質

対象事業実施区域及びその周辺海域における海底の底質は、主に泥となっている。

3. 重要な地形及び地質

対象事業実施区域及びその周辺における重要な地形及び地質は、御影町の撓曲崖・露頭、住吉 川の天井川地形等の5件がある。

3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1. 動物の生息の状況

(1)動物相(陸域)

対象事業実施区域及びその周辺では、中大型哺乳類であるニホンザル、タヌキ、キツネ及びニホンイノシシの4種の分布が確認されている。各生物は、神戸市東灘区等の周辺地域で確認されている。神戸市における鳥類の出現種は、「神戸港港湾計画資料(その2) - 改訂-」では 285種が確認され、「兵庫県立人と自然の博物館 自然環境モノグラフ2号 兵庫県における鳥類の分布と変遷」(兵庫県立人と自然の博物館、平成18年)では157種が確認されている。淡水魚類の出現種としては、「兵庫県立人と自然の博物館 自然環境モノグラフ4号 兵庫県の淡水魚」(兵庫県立人と自然の博物館、平成20年)ではアユ、ニホンウナギ等の7科9種が確認されている。

(2) 重要な種及び注目すべき生息地の概要(陸域)

陸域の動物の重要な生物種は、神戸市内において鳥類はウズラ、ツクシガモ等の177種、淡水 魚類はアユ、ウナギ等の6種が確認された。また、爬虫類、両生類、昆虫類は「神戸港港湾計画 資料(その2) -改訂-」(神戸港港湾管理者・神戸市、平成18年)によると、神戸市内で重要 な種が確認されているが、神戸港の臨港地区ではほぼ生息していないとされている。

陸域の動物の注目すべき生息地として「六甲山」が選定されている。なお、「第4回自然環境 保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図」(環境庁、平成7年)に基づく鳥類の集団繁殖地及び集 団ねぐらは事業実施想定区域周辺にはない。

(3)動物相の概要 (海域)

対象事業実施区域周辺海域における魚等の遊泳動物の主な出現種として底曳網ではオキヒイラギ、テンジクダイ等が、底生生物(マクロベントス)の主な出現種としては、シノブハネエラスピオ (旧和名:ヨツバネスピオ A型)(環形動物門)等、底生生物(メガロベントス)の主な出現種としては、アカエビ、ジンドウイカ科等が確認されている。

(4) 重要な種及び注目すべき生息地の概要 (海域)

対象事業実施区域周辺海域において確認された海域の動物の重要な生物種はアカウオ、アイナメ、イセシラガイ、イナザワハベガイ、イワガキ、サルボウガイ、チロリ、ムラサキハナギンチャクの8種類であった。また、対象事業実施区域の周辺海域には干潟、藻場及びサンゴ礁分布は確認されていない。

2期神戸沖埋立処分場の傾斜護岸、緩傾斜護岸では、多様な魚介類等の生息が確認されており、 海域の動物の新たな生息環境となっている。これらの新たに創出された環境は、法令等で指定された注目すべき生息地ではないものの、沿岸域の開発等により藻場や浅場の消失が著しいといわれている大阪湾奥部における海域の動物にとっての注目すべき生息地である。

2. 植物の生育の状況

(1) 植物相及び植生の概要 (陸域)

対象事業実施区域及びその周辺ではシダ植物以上の高等植物の出現種として 144 科 1,301 種が確認されている。

対象事業実施区域周辺における現存植生は、工場地帯や市街地、残存・植栽樹群をもった公園、 墓地等などがみられる。

(2) 重要な種及び重要な群落等の概要 (陸域)

陸域の植物の重要な種は、マンネンスギ等の 64 科 154 種が確認されている。また、重要な群落としては「岡本・素盞鳴神社のアラカシーヒメユズリハ林」等がある。

(3) 重要な種及び重要な群落等の概要 (海域)

海域の植物の重要な種は確認されなかった。また、対象事業実施区域の周辺海域では干潟、藻 場及びサンゴ礁は確認されていない。

2期神戸沖埋立処分場の傾斜護岸、緩傾斜護岸には多くの海藻類が繁茂し、多様な魚介類等の生息も確認されている。これらの新たに創出された環境は、法令等で指定された重要な群落ではないものの、沿岸域の開発等により藻場や浅場の消失が著しいといわれている大阪湾奥部における海域の植物の重要な群落である。

3. 生態系の状況

(1) 生態系の概要

対象事業実施区域の位置する神戸市は、北は標高 931mの六甲山系を中心にした山々や丘陵地が広がり、西はなだらかな播磨平野につながっている。年間平均気温は、市街地で 16.5℃であり六甲山頂付近の 10.1℃と大きな差がある。また、瀬戸内海性気候により年間降水量が少ない気候である。六甲山の南には市街地を通って大阪湾に流れ込む多くの都市河川があり、西区、北区の田園地帯には明石川水系、加古川水系、武庫川水系の河川が流れている。

海域は豊かな漁場になっており、須磨区から垂水区にかけての海岸には海水浴場があるほか、 一部に自然海浜が残っている。また、ポートアイランドⅡ期、神戸空港では環境創造型護岸、人 工海浜など、生き物の生息・生育に配慮した環境を整備している。

現存植生をみると、市域のほとんどが何らかの形で人の手がはいったアカマツ、コナラ等の二次植生であるが、西区・北区の社寺林にはツブラジイ林やウバメガシ林などの自然林がみられ、また、六甲山頂付近にはブナ林がある。

既存資料によると、地域を特徴づける生態系の特性に応じて、生態系の食物連鎖の上位に位置する上位性、地域の生態系の特徴を表す典型性、地域及び国内の生態系における稀少性の観点からコアジサシ、スズキ、アカエビ、シノブハネエラスピオ(旧和名:ヨツバネスピオ A 型)が注目種として選定されている。

(2) 重要な自然環境のまとまりの場

2期神戸沖埋立処分場の傾斜護岸及び緩傾斜護岸には多くの海藻類が繁茂し、多様な魚介類等の生息も確認されており、海域の動物、植物の新たな生息・生育環境となっている。これらの新

たに創出された環境は法令等により指定されていないが、沿岸域の開発等により藻場や浅場の消失が著しいといわれている大阪湾奥部の海域特性を踏まえると、地域の生態系を特徴づける重要な自然環境のまとまりの場である。

3.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1. 景観の状況

対象事業実施区域は、臨海工業地帯の埋立地であり、周辺には港湾関連施設や工場施設が立地 している。

また、対象事業実施区域の位置する神戸市の眺望点としては、「六甲ガーデンテラス」、「六甲 天覧台(六甲ケーブル山上駅)」、「長峰坂」等がある。対象事業実施区域周辺の景観資源として は、「旧ハンター住宅」、「旧村山家住宅」、「香櫨園浜」等がある。

2. 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場として多くの都市公園があり、 六甲山系には多くの登山コースがある。

3.2.7 一般環境中の放射性物質の状況

対象事業実施区域の周辺で測定された 4 地点の全てで、追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルトを 1 時間当たりに換算した空間放射線量率($0.23\,\mu$ Sv/h)を大きく下回っており、自然放射線レベルとなっている。

なお、対象事業実施区域及びその周辺は、「原子力災害対策特別措置法」(平成 11 年法律第 156 号) 第 20 条第 2 項の規定に基づき設定されている「避難指示区域」ではない。

3.3 社会的状况

3.3.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

対象事業実施区域の位置する神戸市の平成 28 年の人口は 1,536,837 人、人口密度は 2,759.0 人 $/\mathrm{km}^2$ 、世帯数は 710,255 世帯であり、平成 24 年から平成 28 年の 5 年間の人口の推移をみると、神戸市ではわずかに漸減傾向にある。

2. 産業の状況

(1) 産業構造

神戸市の平成 22 年における産業別就業者数は、第一次産業が 4,743 人 (0.7%)、第二次産業 が 124,162 人 (18.7%)、第三次産業が 488,217 人 (73.4%) と第三次産業の就業者数の割合が高くなっている。

(2) 生産量及び生産額等

神戸市の平成 26 年度における産業別総生産額は 6,370,055 百万円であり、産業別には第三次 産業の割合が高い。

① 農業

神戸市の平成 27 年における農家数は 4,539 戸であり、そのうち約 3/4 が販売農家である。 また、神戸市では主に水稲が生産されている。

2 林業

神戸市の平成 27 年における林野面積は 22,275ha となっており、そのほとんどが民有林である。

③ 水産業

神戸市の平成 26 年における主要な漁獲量は 3,600 t であり、漁業種類別漁獲量は船びき網が 2,622 t と最も多く、魚種別漁獲量はしらすが 2,077 t と最も多くなっている。

④ 製造業

神戸市の平成 26 年における事業所数は 1,617 事業所であり、従業員数は 63,411 人、製造品 出荷額等は 2,831,802 百万円となっている。

⑤ 商業

神戸市の平成 26 年における事業所数は 20,594 事業所となっており、従業員数は 240,015 人となっている。

3.3.2 土地利用の状況

神戸市の平成27年における地目別土地面積の総面積は55,702haであり、利用されている地目として雑種地が15,152ha(27.2%)と最も多く、次いで山林の13,808ha(24.8%)、宅地12,112ha(21.7%)となっている。

対象事業実施区域周辺の土地利用用途は、主に工業地、公共公益用地となっている。また、「都市計画法」(昭和43年法律100号)に基づく用途地域については、対象事業実施区域周辺は「工業地域」、「準工業地域」、「商業地域」及び「第1種住居地域」に指定されている。

3.3.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

対象事業実施区域の周辺海域に流入する主な河川は、二級河川の住吉川、都賀川、高羽川がある。また、上記河川には内水面漁業権は設定されていない。

2. 海域の利用状況

対象事業実施区域の周辺海域は、「港湾法」(昭和 25 年法律第 218 号) に基づく国際戦略港湾の神戸港港湾区域及び「港則法」(昭和 23 年法律第 174 号) に定められた阪神港神戸区港域に属している。神戸港内には神戸中央航路等の航路が設定されており、平成 27 年の神戸港の入港船舶隻数は年間 35,074 隻となっている。

また、対象事業実施区域から西方に約7km離れた海域の一部に共同漁業権が設定されている。

3. 地下水の利用状況

神戸市平成26年度に、工業用として8.5千 m³/日の地下水が採取されている。 なお、神戸市では条例による地下水の採取規制は行われていない。

3.3.4 交通の状況

1. 陸上交通

(1) 道路

対象事業実施区域周辺における主要な道路としては、阪神高速 5 号湾岸線、阪神高速 3 号神戸線、一般国道 2 号、一般国道 43 号等がある。

主要な道路における交通量調査結果 (平成 22 年度) では、平日の昼間 (7時~19 時) の 12 時間交通量は、阪神高速 3 号神戸線で 60,024~68,486 台、一般国道 2 号で 22,338~26,362 台、一般国道 43 号で 42,518~48,400 台となっている。

(2) 鉄道

対象事業実施区域周辺では、西日本旅客鉄道株式会社(JR 西日本)神戸線、阪急電鉄株式会 社神戸線、阪神電気鉄道株式会社阪神本線等が海岸線に沿って東西方向に整備され、主要な都市 間交通等として利用されている。

また、ポートアイランドを経由して三宮駅と神戸空港駅を結ぶ神戸新交通株式会社ポートライナー線、住吉駅から六甲アイランド内マリンパーク駅までを結ぶ神戸新交通株式会社六甲ライナー線があり、既成市街地と造成地を南北に結ぶ主要な陸上交通となっている。

2. 海上交通

対象事業実施区域及びその周辺海域の位置する阪神港神戸区(神戸港)では、「港則法」に基づく特定港内の航路として、神戸中央航路、新港航路、東神戸航路が設定されている。

神戸港、尼崎西宮芦屋港における平成27年の入港船舶隻数等は35,074隻となっている。

3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域周辺に位置する学校、病院等としては、北約1.7kmに神戸国際大学がある。 また、対象事業実施区域からの距離は、六甲アイランド内の第1種住居地域まで北約1.8km、 ポートアイランド内の第1種住居地域まで西約4.7kmである。

3.3.6 下水道の整備状況

神戸市の平成27年度末における下水道普及率は、98.7%となっている。

3.3.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物

神戸市の平成 26 年度の一般廃棄物の総排出量は、563,406 t であり、直接焼却量は 436,368 t 、 中間処理後の再生利用量は 18,606 t 、最終処分量は 84,993 t となっている。

2. 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の状況

神戸市における平成 21 年度の産業廃棄物の排出量は年間約 370 万 t であり、このうち電気・ガス・熱供給・水道業が約 158 万 t (42.7%) で最も多く、次いで製造業が約 127 万 t (34.2%) となっている。

(2) 廃棄物処理施設の立地状況

対象事業実施区域を中心としたフェニックス圏域の2府4県168市町村における一般廃棄物処理施設は、中間処理施設が464施設、最終処分場が78施設ある。また、産業廃棄物処理施設は、中間処理施設が1,055施設、最終処理施設が34施設ある。

3.3.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき定められている。なお、大気汚染に係る環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されない。

② 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき定められている。なお、対象事業実施区域 には地域の類型が指定されていない。

③ 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき定められている。

対象事業実施区域及びその周辺は、水質汚濁に係る環境基準水域類型の指定状況として、生活環境の保全に関する環境基準(海域・一般項目)の「B 類型」及び「C 類型」並びに生活環境の保全に関する環境基準(海域・栄養塩類)の「Ⅲ類型」及び「Ⅳ類型」に指定されている。

④ 土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき定められている。

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号) に基づき定められている。

(2) 規制基準等

① 大気汚染

大気汚染に関しては「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)及び「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、工場及び事業場から排出される大気汚染物質について、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設等を対象に、排出基準、総量規制基準、施設の構造等に関する基準などが定められている。

a. いおう酸化物に関する基準

いおう酸化物については、「大気汚染防止法」により、地域の区分ごとに定められた規制基準が適用される。

また、対象事業実施区域の位置する神戸市は、「大気汚染防止法」第5条の2第1項の規定に基づく地域に指定されており、いおう酸化物の総量規制基準が適用される。

b. ばいじんに関する基準

ばいじんについては、「大気汚染防止法」及び「環境の保全と創造に関する条例」により、 施設の種類及び規模ごとに定められた排出基準が適用される。

c. 窒素酸化物に関する基準

窒素酸化物については、「大気汚染防止法」に基づき、ばい煙発生施設の種類、使用燃料の 種類及び規模ごとに定められた排出基準が適用される。

d. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質については、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号)に基づく対策地域に神戸市が指定されている。

② 騒音

騒音に関しては、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)及び「環境の保全と創造に関する 条例」に基づき、工場及び事業場における事業活動並びに、建設工事に伴い発生する騒音の規 制基準と自動車騒音に係る要請限度が地域、時間帯に応じて定められている。

a. 工場騒音の規制基準

「騒音規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、指定地域内の特定工場等 に係る騒音の規制基準が定められ、対象事業実施区域周辺に規制区域が指定されている。

なお、「環境の保全と創造に関する条例」における指定地域及び基準値は、「騒音規制法」と同じ規制が定められている。

b. 建設作業騒音の規制基準

「騒音規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例」に基づく特定建設作業に係る規制基準等が定められている。

なお、「環境の保全と創造に関する条例」における基準値は、「騒音規制法」と同じ規制が定められている。

c. 自動車騒音の要請限度

対象事業実施区域周辺は、「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度が定められている。

③ 振動

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)及び「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、 工場及び事業場における事業活動並びに、建設工事に伴い発生する振動の規制基準と道路交通 振動に係る要請限度が地域、時間帯に応じて定められている。

a. 工場振動の規制基準

「振動規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例」に基づく指定地域内の特定工場等に 係る振動の規制基準が定められ、対象事業実施区域周辺に規制区域が指定されている。

なお、「環境の保全と創造に関する条例」における指定地域及び基準値は、「振動規制法」と同じ規制が定められている。

b. 建設作業振動の規制基準

「振動規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例」に基づく特定建設作業に係る規制基準等が定められている。

なお、「環境の保全と創造に関する条例」における基準値は、「振動規制法」と同じ規制が定められている。

c. 道路交通振動の要請限度

対象事業実施区域周辺は、「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度が定められている。

4 悪臭

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号) に基づき、工場その他の事業場における事業活動 に伴って発生する悪臭原因物質の排出規制が定められている。

また、神戸市では、未規制物質や複合臭に対応可能な「臭気指数規制」による規制を行っており、敷地境界線上の規制基準が定められている。

⑤ 水質汚濁

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和 48 年 法律第 110 号) に基づき工場及び事業場からの排水に対する排水基準及び総量規制基準が定められている。

また、廃棄物処理法では「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づき放流水の排出基準、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条

例」では特定事業場以外の工場・事業場に関しての規制基準、神戸市の「神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱」では「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」が定められている。

さらに、「水質汚濁防止法」第4条の2に定める指定地域内であり、事業場からの日平均排水量が50m³以上の場合は、「水質汚濁防止法」に基づく総量規制基準が適用される。

⑥ 地盤沈下

「工業用水法」(昭和31年法律第146号)及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」 (昭和37年法律第100号)に基づき、地下水の採取について規制が行われているが、神戸市 においては規制対象地域に指定されていない。

⑦ 土壌汚染

「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号) に基づく特定有害物質の濃度基準が定められている。

8 産業廃棄物

廃棄物処理法に基づき、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、 廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物を排出する事業者は、自らの責任に おいて適正に処理しなければならない。

9 残土

「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」(平成 15 年兵庫県条例第 23 号)に基づき、土砂の搬出の場合には搬入搬出管理簿の作成、一定規模(1,000m²)以上の土砂埋立等を行う場合には知事の許可が必要となる。

10 日照

「建築基準法」(昭和25年法律第201号)及び「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」 (平成6年神戸市条例第51号)に基づき、日影規制時間が定められている。

(3) その他、環境保全計画等

① 第4次兵庫県環境基本計画

兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成8年6月に「兵庫県環境基本計画」を策定し、その後、平成14年5月には「新兵庫県環境基本計画」、平成20年12月には「第3次兵庫県環境基本計画」を策定した。

平成 26 年3月には、東日本大震災以降の全国的なエネルギー需給問題、放射性物質対策など全国的な新たな環境課題や人口減少社会における持続可能な社会のあり方など、多様化、複雑化する課題を踏まえ、兵庫県が目指すべき持続可能な社会の将来像及び県として重点的に取り組むべき施策を明らかにするため、「第4次兵庫県環境基本計画」を策定している。

「第4次兵庫県環境基本計画」では、基本概念として「地域力で創る環境優先社会"豊かで 美しいひょうご"の実現」を掲げており、施策分野の課題の展開方向として「低炭素」「自然 共生」「循環」「安全・快適」を挙げている。

② 兵庫地域公害防止計画

昭和 47 年度に兵庫県東部地域公害防止計画を策定して以来、兵庫地域の環境は、公害防止に関する諸施策の推進により、全般に長期的には改善の傾向がみられるものの、さらに改善を要する状況にある。

そのため、兵庫地域では、公害防止計画制度が改正された後も引き続き公害防止計画が策定されており、平成32年度末までの計画期間で主な課題として「交通公害」、「海域の水質汚濁」を挙げている。

③ 瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画

昭和 53 年に「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和 48 年法律第 110 号) に基づき、政府に おいて、瀬戸内海の環境の保全に関する長期にわたる基本的な計画として「瀬戸内海環境保全 基本計画」が策定された。

兵庫県では、同法や「瀬戸内海環境保全基本計画」に基づき「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」を策定し、兵庫県の区域において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策を定めている。

平成 28 年に大幅に改正された「瀬戸内海環境保全基本計画」に基づき、新たに策定された 「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」(平成 28 年 10 月) が新たに策定されている。

④ 生物多様性ひょうご戦略

兵庫県では、平成 21 年に生物多様性の保全と持続可能な利用を確かなものとするための戦略として「生物多様性ひょうご戦略」を策定し、目標に向けた行動計画を実行してきた。

その後、平成 22 年の COP10 の開催、愛知目標、生物多様性国家戦略 2012-2020 など、生物多様性をめぐる動向や社会経済情勢、環境問題に様々な変化があったことを踏まえ、平成 26 年に「生物多様性ひょうご戦略」が改定されている。

⑤ 兵庫県地球温暖化対策推進計画

兵庫県では、平成26年3月に平成32年度の温室効果ガス削減目標を定めた「第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画」を策定し、様々な主体の参画と協働のもと、低炭素社会の実現を目指し取組を進めている。その後、平成28年5月に国が策定した「地球温暖化対策計画」を受け、平成29年3月に、県独自の取組を積極的に盛り込み、中長期的に国目標を上回る県内の温室効果ガスの大幅な削減を目指す「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を策定した。

⑥ 神戸市環境マスタープラン(神戸市環境基本計画)

神戸市では、環境条例の全面改正を受け平成8年3月に「神戸市環境保全計画」を策定し、その後、環境基本計画の見直し等を受けて同計画を見直し、平成14年3月に「新・神戸市環境基本計画」、平成23年3月には、「神戸市環境基本計画~自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸~」として改定した。

その後、平成 28 年 3 月に同計画を改定し、「神戸市環境マスタープラン(環境基本計画)」 と称し、「神戸市民の環境をまもる条例」(平成 6 年 3 月全面改正)に掲げる目的・基本理念の 実現に向けて、同条例第 7 条の規定に基づき健全で快適な環境の確保に関する計画が策定され ている。

⑦ 生物多様性神戸プラン

神戸市では、平成4年に採択された生物多様性条約を受けて、平成20年に制定された生物多様性基本法第13条の規定に基づく生物多様性地域戦略として、また神戸市の環境行政のマスタープランである「神戸市環境基本計画」が目標とする「自然共生社会」の実現に向けた個別計画として、平成23年2月、「生物多様性神戸プラン2020」を策定し、豊かな自然・生態系、生物多様性を保全するための取組を推進してきた。

その後、「生物多様性神戸プラン 2020」の策定後5年が経過し、神戸市が抱えている生物多様性をめぐる課題に的確に対応し、現在の豊かな生態系、自然の恵みを次世代につないでいくため、同プランを改定している。同プランでは「めざすべき将来像」とその実現に向けた5つの「基本戦略」を定めている。

⑧ 神戸市地球温暖化防止実行計画

神戸市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「神戸市地球温暖化防止実行計画」を作成し、地球温暖化対策を推進してきた。しかし、東日本大震災を契機に、我が国の電源構成が急変し、国での「2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減の水準にする」との目標を決定したこと等を踏まえ、平成27年に同計画が改定された。

⑨ 西宮市新環境計画

西宮市では、平成 15 年に宣言した環境学習都市宣言を具体的に実現していくための計画として、平成 17 年に「西宮市新環境計画」を策定した。

⑩ 第3次芦屋市環境計画

芦屋市では、平成 17 年に「第2次芦屋市環境計画」を策定し、様々な環境保全活動に取り組んできた。その後のエネルギー問題や地球温暖化等の環境問題への対応など、日々変化する情勢を踏まえて平成 27 年に「第3次芦屋市環境計画」が策定されている。

2. 自然環境法令等

対象事業実施区域周辺の神戸市においては、以下の自然関係法令により指定された地域等が存在する。

- ・自然公園法に基づく国定公園
- ・兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づく環境緑地保全地域及び郷土記念物
- 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区及び緑地協定
- ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく近郊緑地保全区域
- ・神戸市緑地の保全、育成及び市民の利用に関する条例に基づく緑地の保存区域、緑地の保全 区域及び緑地の育成区域
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区及び特定猟具使用禁止区域(銃器)
- ・文化財保護法に基づく建造物・石造物、史跡・名勝及び天然記念物

- ・兵庫県文化財保護条例に基づく建造物・石造物、史跡・名勝及び天然記念物
- ・神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例に基づく建造物・ 石造物、史跡・名勝及び天然記念物
- ・都市計画法に基づく風致地区
- ・兵庫県景観の形成等に関する条例に基づく景観形成重要建造物等
- ・神戸市都市景観条例に基づく景観計画区域、都市景観形成地域及び伝統的建造物群保存地区
- ・森林法に基づく保安林
- ・海岸法に基づく海岸保全区域
- ・砂防法に基づく砂防指定地
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域
- ・地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

第4章 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の 結果をとりまとめたもの

第4章 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

4.1 計画段階配慮事項の選定

4.1.1 計画段階配慮事項の選定

計画段階配慮事項は、「廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年厚生省令第61号)(以下「最終処分場アセス省令」という。)に基づき、本事業に関する事業特性、地域特性及び専門家等からの助言を踏まえて、影響要因と環境要素を検討し、選定した。

本事業における主な事業特性及び地域特性を要約すると、次のとおりである。

1. 主な事業特性

本事業は、「六甲アイランド南建設事業」として、運輸省、厚生省、兵庫県及び神戸市の環境影響評価要綱等に基づいて環境影響評価を行い、平成9年12月に公有水面埋立免許を取得し着工した区域のうち、陸上残土等による埋立てを計画していた未施工の部分について、埋立用材を廃棄物に変更して実施するものである。

本事業と六甲アイランド南建設事業の事業特性の比較を第 4.1.1-1 表に、事業位置の比較を第 4.1.1-1 図に示す。

(1) 事業の内容

本事業の主な内容は、以下のとおりである(詳細は「2.2対象事業の内容」参照)。

事業の種類の別:

廃棄物最終処分場(海面埋立処分場)の設置事業(廃棄物処理法に基づく許可施設である一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場)であり、東側を接している2期神戸沖埋立処分場で同様の事業を行っている。

・埋立処分の用に供される場所の面積、対象事業実施区域の規模及び埋立容量:

対象事業実施区域の面積75ha程度の範囲で埋立処分の用に供される場所の面積は70ha程度、 埋立容量は約1,200万m³を想定している。

事業が実施されるべき区域(対象事業実施区域)の位置:

対象事業実施区域は大阪湾の奥部、兵庫県神戸市東灘区向洋町地先の六甲アイランド南地 区第2工区内に位置し、大阪湾センターが現在埋立処分している2期神戸沖埋立処分場の西 隣に当たる。

・ 埋立処分の計画の概要:

- ・2期神戸沖埋立処分場の埋立終了後に概ね20年程度の埋立処分を計画する。
- ・可燃性の廃棄物は焼却したものを受入れ、腐敗性廃棄物は受入れない。
- ・廃棄物の運搬は良質な燃料の運搬船を使用することを基本とし、「揚陸施設」(第 2.2.7-2 図参照) から運搬船内の廃棄物を陸揚げする。
- ・廃棄物運搬船については、積込時には投入シュートや拡散防止シートなどを用い、運搬時 には船倉を防塵シートで覆うなど、廃棄物の飛散防止対策を実施する。
- ・埋立処分に必要な廃棄物運搬車両については適正な整備点検、過積載の防止等を実施する

とともに、走行による砂塵の飛散を防止するための清掃、散水等を実施する。

- ・事業活動により、廃棄物等が発生するが、再使用、再生利用及び関係法令に基づく適正処理を行う。
- ・瀬戸内海、特に大阪湾奥部の水域に余水を放流することを考慮し、本事業では2期神戸沖 埋立処分場と同様に、管理目標値を定めて内水の排水処理を行い、排出口から海域に放流 する。

(2) 工事の実施に関する内容

廃棄物埋立護岸は、取得されている公有水面埋立免許によることを基本とし、2期神戸沖埋立 処分場と同様に遮水工の設置等の工事を行う予定である。

本事業における工事計画等の詳細は現時点で決定していないが、概ね以下の内容を想定している。

- ・護岸の建設等の工事期間は概ね8年程度が必要である。
- ・「管理型廃棄物埋立護岸 設計・施工・管理マニュアル」(財団法人港湾空間高度化環境研究 センター、平成20年)に準拠し、外郭の護岸形式の築造と並行して内側に遮水矢板を設置 する。
- ・護岸等の築造にあたっては必要に応じて地盤改良、盛砂等を行う。
- ・護岸等の築造の際に発生する濁りの周辺海域への拡散防止のために、汚濁防止膜を展張する。
- ・作業船、建設機械については、低騒音低振動型で排出ガスが少ない省エネルギー型の機種 の採用に努めるとともに、整備点検を十分に行う。
- 排水処理施設の設置を行う。

2. 主な地域特性

対象事業実施区域は、2期神戸沖埋立処分場の西隣であるため、六甲アイランド南建設事業事後調査報告書(以下「事後調査」という。)、自然共生調査報告書(以下「自然共生調査」という。) 等の入手可能な最新の文献その他の資料により情報を収集した。

(1) 大気環境

(文献調査)

- ・対象事業実施区域周辺における平成27年度に測定された二酸化いおう、二酸化窒素及び一酸化炭素は、全ての測定局で環境基準に適合している。浮遊粒子状物質は、一般局では7局中6局で適合しており、自排局では全ての測定局で環境基準に適合している。微小粒子状物質は、一般局では5局中4局で適合しており、自排局では2局中1局で適合している。光化学オキシダントは全ての測定局(3局)で環境基準に適合していない。
- ・大気質の年平均値の経年変化は、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び光化学オキシダントについて、概ね横ばいで推移している。

(2) 水環境

(事後調査)

平成 27 年度における対象事業実施区域周辺海域の工事中*1 及び廃棄物受入時の調査結果*2 は以下のとおりであり、2 期神戸沖埋立処分場による水環境への影響はみられていない。

「環境基準値〕

- ・工事中では、pH、COD、T-N及びT-Pの測定結果は、概ね環境基準値を下回り、DOは環境基準値を上回っていた。pH、COD、T-N及びT-Pの一部の検体で環境基準値を上回り、DOの一部の検体が環境基準値を下回っていたが、2期神戸沖埋立処分場周辺海域から離れた比較対照地点と概ね同程度の値であった。また、廃棄物受入時も埋立工事中と同様の結果であった。
- ・工事中では、n-ヘキサン抽出物質ついては全ての検体が環境基準値を下回っていた。また、 廃棄物受入時も埋立工事中と同様の結果であった。

「海域特性値*3]

- ・工事中では、CODの測定結果は、概ね海域特性値を下回り、DOは海域特性値を上回っていた。CODの一部の検体が海域特性値を上回っており、DOの一部の検体が海域特性値を下回っていたが、2期神戸沖埋立処分場周辺海域から離れた比較対照地点と概ね同程度の値であった。また、廃棄物受入時では、SSの測定結果は、概ね海域特性値を下回り、DOは海域特性値を上回っていた。SSの一部の検体が海域特性値を上回っており、DOの一部の検体が海域特性値を下回っていたが、2期神戸沖埋立処分場周辺海域から離れた比較対照地点と概ね同程度の値であった。
- ・工事中では、pH、SS、n-ヘキサン抽出物質、T-N及びT-Pについては全ての検体が海域特性値以下であった。また、廃棄物受入時では、pH、COD、n-ヘキサン抽出物質、T-N及びT-Pについては全ての検体が海域特性値以下であった。

(文献調査)

平成26年度における公共用水域の水質の測定結果は以下のとおりである。

- ・COD では、B 類型 (3 mg/L 以下) に該当する環境基準点 2 地点において、2 地点とも環境基準値を上回っている。また、C 類型 (8 mg/L 以下) に該当する環境基準点 1 地点において環境基準値を下回っていた。
- ・T-N では、Ⅲ類型 (0.6mg/L 以下) に該当する環境基準点 2 地点中 2 地点、Ⅳ類型 (1 mg/L 以下)に該当する環境基準点 1 地点中 1 地点の計 3 地点全てで環境基準値を下回っていた。
- ・T-P では、Ⅲ類型 (0.05mg/L 以下) に該当する環境基準点2地点中2地点、Ⅳ類型 (0.09mg/L 以下) に該当する環境基準点1地点中1地点の計3地点全てで環境基準値を下回っていた。
- ・人の健康の保護に関する全項目は、対象事業実施区域周辺海域で測定を行う7地点の全てで 環境基準値を下回っていた。
- ・平成22年度から平成26年度における年平均値等の経年変化は、COD、T-N及びT-Pにおいて、いずれも横ばいあるいは緩やかな減少傾向となっている。
- *1「工事中の調査結果」とは、護岸築造・防波堤の建設・浚渫土砂の埋立てに関して、国土交通省が実施した環境調査及び施設調査における調査結果を示す。
- *2「廃棄物受入時の調査結果」とは、廃棄物の埋立てに関して、大阪湾センターが実施した環境調査及び施設調査における調査結果を示す。
- *3「海域特性値」とは、「六甲アイランド南建設事業 事後調査報告書」において水質監視の目安の一つとして、独自に設けて監視を行っている基準値である。当該施工区域周辺海域が比較的富栄養化した海域であり、植物プランクトンの増殖等による影響を受けやすく、自然要因による変動が大きいことを勘案して設定している。

(3) 動物、植物、生態系

(事後調査及び自然共生調査)

- ・対象事業実施区域周辺海域における、海域に生息する動物の重要な種*¹は、潮間帯生物(動物)及び底生生物でイセシラガイ、イナザワハベガイ、イワガキ、サルボウガイ、チロリ、ムラサキハナギンチャクの6種類*²が確認されている。なお、植物の重要な種*¹は確認されていない。
- ・2期神戸沖埋立処分場の傾斜護岸、緩傾斜護岸には海藻類が繁茂し、多様な魚介類等の生息も確認されており、海域の動物、植物の新たな生息・生育環境となっている。沿岸域の開発等により藻場や浅場の消失が著しいといわれている大阪湾奥部の海域特性を踏まえると、海域の動物の注目すべき生息地、海域の植物の重要な群落及び地域の生態系を特徴づける重要な自然環境のまとまりの場である。
- *1「重要な種」とは、陸生動物では第3.2.5-4表、海生動物では第3.2.5-12表、陸生植物では第3.2.5-15表、海生植物では第3.2.5-18表に示す選定基準に該当する種を示す。
- *2重要な種は、潮間帯生物(動物)としてイナザワハベガイ、イワガキ、サルボウガイの3種が神戸港第7防波堤東の南側護岸で確認され、底生生物としてイセシラガイ、チロリ、ムラサキハナギンチャクの3種が対象事業実施区域の沖合2地点で確認されており、それぞれ対象事業実施区域から離れた地点で確認されて。

(文献調査)

- ・対象事業実施区域周辺海域では、海域に生息・生育する動物及び植物について、文献調査では重要な種は確認されていない。
- ・対象事業実施区域の位置する神戸市では、陸域に生息・生育する重要な種*1として、鳥類はウズラ、ツクシガモ等の177種、淡水魚類はアユ、ウナギ等の6種が確認されている。また、爬虫類、両生類、昆虫類は神戸市内で重要な種が確認されているが、神戸港の臨港地区ではほぼ生息していないとされている。また、植物は、重要な種*1としてマンネンスギ等の154種が確認されている。

(4) その他の環境

- 対象事業実施区域に重要な地形及び地質はない。
- ・対象事業実施区域周辺の眺望地点としては「六甲ガーデンテラス」、「六甲天覧台(六甲ケーブル山上駅)」、「長峰坂」等がある。また、景観資源としては「旧ハンター住宅」、「旧村山家住宅」、「香櫨園浜」等がある。
- ・対象事業実施区域周辺の人と自然との触れ合いの活動の場として都市公園があり、また、 六甲山系には多くの登山コースがある。

(5) 社会的状況

- ・対象事業実施区域周辺に位置する学校、病院等としては、北約 1.7km に神戸国際大学がある。
- ・対象事業実施区域の境界から北側約 1.8km の位置に第1種住居地域が存在する。

第 4.1.1-1 表 本事業及び六甲アイランド南建設事業の事業特性の比較

事業の名称	フェニックス3期神戸沖埋立処分場 (仮称)設置事業	六甲アイランド南建設事業
環境影響評価に関する 根拠法令等	・環境影響評価法	・運輸省所管の大規模事業に係る環境影響評価 実施要領・厚生省所管事業に係る環境影響評価実施要綱・開発整備事業等に係る環境影響評価の手続き に関する要綱(兵庫県)・神戸市環境影響評価要綱
事業の種類の別	廃棄物最終処分場(海面埋立処分場) の設置事業 (一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄 物管理型最終処分場)	公有水面の埋立て 防波堤の建設 廃棄物最終処分場の整備
事業が実施されるべき 区域(対象事業実施区 域)の位置及び面積	神戸市東灘区向洋町地先 (六甲アイランド南地区第2工区内) 面積 75ha 程度	神戸市東灘区向洋町地先 公有水面の埋立て:面積 286ha 防波堤の建設: 第八南防波堤 延長 1,200m 第九防波堤 延長 600m 管理型廃棄物最終処分場:面積 88ha (2期神戸沖埋立処分場)
埋立容量	約 1,200 万m³	6,500 万m³

注: 六甲アイランド南建設事業は、「六甲アイランド南建設事業環境影響評価書」(運輸省第三港湾建設局、神戸市、大阪湾広域 臨海環境整備センター、平成9年2月)における記載を示す。

[「六甲アイランド南建設事業環境影響評価書」(運輸省第三港湾建設局、神戸市、大阪湾広域臨海環境整備センター、平成9年2月)より作成]



「大阪湾広域臨海環境整備センター資料」(平成27年9月14日撮影)

「六甲アイランド南建設事業環境影響評価書」(運輸省第三港湾建設局、神戸市、大阪湾広域臨海環境整備センター、平成9年2月)より作成

第 4.1.1-1 図 本対象事業実施区域及び六甲アイランド南建設事業の事業位置の比較

以上を踏まえ、計画段階配慮事項を第 4.1.1-2 表のとおり選定した。

第 4.1.1-2 表 計画段階配慮事項の選定

				7.1.1 2		1 四 4又 1	1 10 <i>1</i> 10.			-11.41 *	/		
		影	響要因の区分		工事の実施		E ACTO S				在及び供用		Name of the
					資材、機		最終処分	埋立・覆			廃棄物及	廃棄物の	浸出液処
				及び作業	械及び建	施工	場の存在	土用機械	理施設の	び覆土材	び覆土材	存在・分	理水の排出
				船の稼働	設工事に			の稼働	稼働	の運搬に	の運搬に用いる船	解	出
					伴う副産 物の運搬					用いる車 両の運行			
					に用いる					門(7)里(1)	ガロV 八里利ル		
					車両の運								
					行								
環境要素の区分				水面埋立		水面埋立	水面埋立	水面埋立	水面埋立		水面埋立		
環境の自然的	大気環境	大気	窒素酸化物										
構成要素の良		質	いおう酸化物										
好な状態の保			粉じん等										
持を旨として		my -tr											
調査、予測及び		騒音	騒音										
評価されるべ		振動	振動										
き環境要素		悪臭	悪臭										
	水環境	水質	水の汚れ										0
			水の濁り			0							
			有害物質等										
	土壌に係	地形	重要な地形										
	る環境	及び											
	その他の	地質											
	環境												
生物の多様性の	動物		重要な種及										
確保及び自然環			び注目すべ			0							
境の体系的保全			き生息地										
を旨として調			重要な種及										
査、予測及び評			び群落			0							
価されるべき環	生熊系		地域を特徴づ										
境要素			ける生態系			0							
人と自然との	景観		主要な眺望										
豊かな触れ合	74174		点及び景観										
いの確保を旨			資源並びに										
として調査、予			主要な眺望										
測及び評価さ			景観										
れるべき環境			主要な人と										
要素	れ合いの	舌動の											
	場		れ合いの活 動の場										
環境への負荷	廃棄物等		建設工事に										
泉児への負何 の量の程度に	用来物寺		伴う副産物										
の重の程度により予測及び	温室効果な	ブス等	メタン										
まり ア例及 い評価 されるべ	<u>-</u> ////////	- र च											
き環境要素			二酸化炭素										
一般環境中の放													
射性物質について調本・予測及	お針仲の目	L	放射線の量										
て調査、予測及び証価されるべ	ルスオリ市ボック耳	L.	ルスオリルボッノ里										
び評価されるべき環境要素													
き環境要素				l									

- 注:1. 表中の「○」は、計画段階配慮事項として選定した項目であることを示す。
 - 2. 表中の網掛けは、「最終処分場アセス省令」に定める参考項目であることを示す。
 - 3.「放射線の量」は、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用されるため、本事業では参考項目としていない。

4.1.2 選定の理由

最終処分場事業の事業特性、地域特性及び専門家等からの助言を勘案し、計画段階配慮事項を 選定した。

2期神戸沖埋立処分場の事後調査結果等を踏まえると、本事業による環境への負荷は小さいと 考えられるものの、現状において周辺海域の一部の海域で環境基準値を上回っている状況を勘案 し、計画段階から護岸等の施工による影響を把握する必要がある。

また、対象事業実施区域周辺で重要な種である潮間帯生物(動物)及び底生生物が確認されていること、隣接する現在の2期神戸沖埋立処分場では東側の緩傾斜護岸及び南側の傾斜護岸において良好な生物の生息環境等を形成しているとの評価を得ていることからも、計画段階から護岸等の施工による影響を把握する必要がある。

一方、最終処分場事業は、運輸省、厚生省、兵庫県及び神戸市の環境影響評価要綱等に基づいて環境影響評価を実施した六甲アイランド南建設事業の埋立事業区域内の海域を対象事業実施区域としており、埋立用材を陸上残土等から廃棄物に変更しているが、埋立場所の形状は過去の計画と変わりがないため、最終処分場の存在に伴う環境影響は、六甲アイランド南建設事業の環境影響評価の結果を参考にすることができる。

また、最終処分場事業は、2期神戸沖埋立処分場に隣接し、2期神戸沖埋立処分場(88ha・1,500万m³)よりやや小さい規模(75ha程度・約1,200万m³)であり、2期神戸沖埋立処分場と同程度の年数(概ね20年程度)で埋め立てることから、最終処分場事業により見込まれる環境影響の多くは、2期神戸沖埋立処分場の実績により、方法書段階以降の詳細な検討で回避・低減が可能と考えられる。

以上のことから、計画段階配慮事項を次のとおり選定した。

- ・(影響要因)「護岸等の施工」に伴う(環境要素)「水の濁り」、「動物」、「植物」及び「生態系」への影響
- ・(影響要因)「浸出液処理水の排出」に伴う(環境要素)「水の汚れ」への影響

計画段階配慮事項として選定した理由を整理した結果は第 4.1.2-1 表のとおりであり、計画段階配慮事項として選定しない理由を整理した結果は、第 4.1.2-2 表のとおりである。

第 4.1.2-1 表 計画段階配慮事項として選定した理由

	項目		31.最近時間後事務1.1 イ曜ウ1を押止
環境要	素の区分	影響要因の区分	計画段階配慮事項として選定した理由
水質	水の汚れ	浸出液処理水の 排出	対象事業実施区域周辺海域での COD、T-N、T-P は、平成 27 年度 における事後調査によると一部で環境基準値を上回っており、平成 26 年度の公共用水域水質測定結果においても一部で環境基準値を上回っている。 事後調査結果から浸出液処理水の排出に伴う周辺海域の水質 (水の 汚れ) に対する負荷は小さいものと想定されるが、対象事業実施区域 周辺海域での水質 (水の汚れ) の現状を勘案すると本事業の実施に伴 う影響を計画段階から把握する必要がある。
	水の濁り	護岸等の施工 [水面埋立]	平成27年度における対象事業実施区域周辺でのSSは、事後調査によると一部で環境保全目標(海域特性値)を上回っている。 事後調査結果から護岸等の施工に伴う周辺海域の水質(水の濁り)に対する負荷は小さいものと想定されるが、対象事業実施区域周辺海域での水質(水の濁り)の現状を勘案すると本事業の実施に伴う影響を計画段階から把握する必要がある。
動物	重要な種及 び注目すべ き生息地	護岸等の施工 [水面埋立]	2期神戸沖埋立処分場の傾斜護岸、緩傾斜護岸には海藻類が繁茂 し、多様な魚介類等の生息も確認されており、海域の動物、植物の新 たな生息・生育環境となっている。これらの新たに創出された環境は、 法令等により指定されていないが、沿岸域の開発等により藻場や浅場
植物	重要な種及び群落		の消失が著しいといわれている大阪湾奥部における海域の植物の重要な群落及び海域の動物にとって注目すべき生息地であり、地域の生態系を特徴づける重要な自然環境のまとまりの場である。 事後調査結果から護岸等の施工に伴う周辺海域の水質(水の濁り)に対する負荷は小さく、海域の動物、植物及び生態系への負荷も小さ
生態系	地域を特徴 づける生態 系		いものと想定されるが、対象事業実施区域に隣接した場所に新たに形成された海域の動物、植物の生息・生育環境の重要性を勘案すると本事業の実施に伴う影響を計画段階から把握する必要がある。

- 注:1.公共用水域水質測定結果は、「公共用水域の水質の状況(平成26年度(2014年度))」(神戸市、平成27年)を表す。
 - 2. 事後調査は、平成9年度以降に国土交通省近畿地方整備局、神戸市、大阪湾広域臨海環境整備センターが継続して実施する「六甲アイランド南建設事業」の事後調査を表す。

第 4.1.2-2 表 (1) 計画段階配慮事項として選定しない理由

		項目	ショニルルエル・東京 アン・スパー・アン・カー・アン・カー・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・
環境	要素の区分	影響要因の区分	計画段階配慮事項として選定しない理由
大気質	窒素酸化物	建設機械及び作業船の稼働 [水面埋立] 資材、機械及び建設工事に伴う副 産物の運搬に用いる車両の運行 廃棄物及び覆土材の運搬に用い る車両の運行 廃棄物及び覆土材の運搬に用い る船舶の運航 [水面埋立]	環境への配慮として、低騒音低振動型で排出ガスが少ない省エネルギー型の施工機械、作業船、運搬車両、運搬船の積極的な導入に努めることとしている。 平成27年度の事後調査において、二酸化窒素は環境基準に適合している。 また、平成27年度の文献調査において、対象事業実施区域周辺では、二酸化窒素について環境基準に適合している。 事後調査結果で影響はみられていないこと、事業規模が2期神戸沖埋立処分場よりも小さくなることから窒素酸化物による負荷は小さいと考えられる。
	いおう酸化物	建設機械及び作業船の稼働 [水面埋立] 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航 [水面埋立]	環境への配慮として、低騒音低振動型で排出ガスが少ない省エネルギー型の施工機械、作業船、運搬車両、運搬船の積極的な導入に努めることとしている。 平成27年度の事後調査において、二酸化いおうは環境基準に適合している。 また、平成27年度の文献調査において、対象事業実施区域周辺では、二酸化いおうについて環境基準に適合している。 事後調査結果で影響はみられていないこと、事業規模が2期神戸沖埋立処分場よりも小さくなることからいおう酸化物による負荷は小さいと考えられる。
	粉じん等	建設機械及び作業船の稼働 [水面埋立] 資材、機械及び建設工事に伴う副 産物の運搬に用いる車両の運行 埋立・覆土用機械の稼働 [水面埋立] 廃棄物及び覆土材の運搬に用い る車両の運行 廃棄物及び覆土材の運搬に用い る船舶の運航 [水面埋立]	環境への配慮として、工事関連車両の走行による 砂塵の飛散を防止するための清掃、散水等を実施す ることとしている。 平成27年度の事後調査において、粉じん量は「環 境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例 第28号)」に定める特定施設の敷地境界線上の排出 基準値を下回っている。 また、平成27年度の文献調査において、対象事 業実施区域周辺では、浮遊粒子状物質について短期 的評価は10局中9局、長期的評価は全ての局でそ れぞれ環境基準に適合している。 事後調査結果で影響はみられていないこと、事業 規模が2期神戸沖埋立処分場よりも小さくなるこ とから粉じん等による負荷は小さいと考えられる。

注:事後調査は、平成9年度以降に国土交通省近畿地方整備局、神戸市、大阪湾広域臨海環境整備センターが継続して実施する 「六甲アイランド南建設事業」の事後調査を表す。

第 4.1.2-2 表 (2) 計画段階配慮事項として選定しない理由

		項目	引売のかでをおなし、一つおひしか、4年
環境要	素の区分	影響要因の区分	計画段階配慮事項として選定しない理由
騒音	騒音	建設機械及び作業船の 稼働 [水面埋立] 資材、機械及び建設工事 に伴う副産物の運搬に 用いる車両の運行 埋立・覆土用機械の稼働 [水面埋立]	環境への配慮として、低騒音型建設機械の導入等を実施することとしている。 平成27年度の事後調査において、建設作業騒音は規制基準値を下回っている。 事後調査結果で影響はみられていないこと、事業規模が2期神戸沖埋立処分場よりも小さくなることから建設機械及び作業船の稼働に伴う騒音による負荷は小さいと考えられる。 工事中の資材等の運搬は船舶により行う。 環境への配慮として、関係車両の適正な整備点検や過積載の防止等を実施することを踏まえると、騒音による負荷は小さいと考えられる。 環境への配慮として、低騒音型建設機械の導入等を実施することとしている。 平成27年度の事後調査において、建設作業騒音は規制基準値を
		浸出液処理施設の稼働 [水面埋立] 廃棄物及び覆土材の運 搬に用いる車両の運行	下回っている。 事後調査結果で影響はみられていないこと、事業規模が2期神戸沖埋立処分場よりも小さくなることから埋立て・覆土用機械の稼働に伴う騒音による負荷は小さいと考えられる。 浸出液処理施設の稼働により騒音が発生するものの、対象事業実施区域から最寄りの住居系用途地域までは約1.8km離れていることから、騒音による影響は小さいと考えられる。 最終処分場供用時の埋立処分場への廃棄物及び覆土材の運搬は船舶により行う。 環境への配慮として、関係車両の適正な整備点検や過積載の防止等を実施することを踏まえると、騒音による負荷は小さいと考えられる。
振動	振動	資材、機械及び建設工事 に伴う副産物の運搬に 用いる車両の運行 廃棄物及び覆土材の運 搬に用いる車両の運行	工事中の資材等の運搬並びに最終処分場供用時の埋立処分場へ の廃棄物及び覆土材の運搬は船舶により行う。 環境への配慮として、関係車両の適正な整備点検、過積載の防 止等を実施することを踏まえると、振動による負荷は小さいと考 えられる。
悪臭	悪臭	廃棄物の存在・分解	可燃性の廃棄物は焼却したものを受入れ、腐敗性廃棄物は受入れない。 平成27年度の事後調査において、廃棄物受入時の臭気指数は敷地境界線上の規制基準を下回り、特定悪臭物質は全項目で定量下限値未満である。 事後調査結果で影響はみられていないこと、事業規模が2期神戸沖埋立処分場よりも小さくなることから悪臭による負荷は小さいと考えられる。

注:事後調査は、平成9年度以降に国土交通省近畿地方整備局、神戸市、大阪湾広域臨海環境整備センターが継続して実施する「六甲アイランド南建設事業」の事後調査を表す。

第 4.1.2-2 表 (3) 計画段階配慮事項として選定しない理由

	項目		
環境要	要素の区分	影響要因の区分	計画段階配慮事項として選定しない理由
水質	水の汚れ	最終処分場の存在 [水面埋立]	最終処分場の設置場所は、既に公有水面の埋立免許が取得されている区域で環境影響評価を実施し、その結果、水面埋立による水の汚れの影響は埋立地周辺に限られた範囲であり、その程度もわずかであった。 本事業の実施による主な変更点として、埋立用材を陸上残土等から廃棄物とする点が挙げられるが、埋立場所の形状は過去の計画と変わりはない。
	水の濁り	浸出液処理水の排 出	廃棄物の埋立ての際には、浸出液は排水処理施設によって処理され、処理水が排水基準を満たしていることを確認した上で放流する計画である。 平成27年度の事後調査において、浸出液処理水は排水基準等を満たしている。 事後調査結果で影響はみられていないこと、事業規模が2期神戸沖埋立処分場よりも小さくなることから浸出液処理水の排出に伴う水の濁りによる負荷は小さいと考えられる。
水質	有害物質等	浸出液処理水の排出	廃棄物の埋立ての際には、浸出液は排水処理施設によって処理され、処理水が排水基準を満たしていることを確認した上で放流する計画である。 平成27年度の事後調査において、排出水の水質は全ての有害物質について「廃棄物処理法」の排水基準より厳しい環境保全目標に適合している。 また、平成26年度の公共用水域水質測定結果及び事後調査結果によると、対象事業実施区域周辺の海域では、全ての有害物質について環境基準値を下回っている。 事後調査結果で影響はみられていないこと、事業規模が2期神戸沖埋立処分場よりも小さくなることから浸出液処理水の排出に伴う有害物質等による負荷は小さいと考えられる。
地質	重要な地形及び地質	護岸等の施工 [水面埋立] 最終処分場の存在 [水面埋立]	対象事業実施区域は、六甲アイランド南建設事業の埋立事業区域内の海域であるとともに、重要な地形及び地質はない。本事業の埋立場所の形状は過去の計画と変わりはない。
動物	重要な種及び 注目すべき生 息地	最終処分場の存在 [水面埋立]	最終処分場の設置場所は、既に公有水面の埋立免許が取得されている区域で環境影響評価を実施し、その結果、水面埋立による重要な動物・植物・生態系への影響は一定の影響を与える可能性があったが、事後調査によると、環境保全目標を満足している。
植物	重要な種及び 群落		本事業の埋立場所の形状は過去の計画と変わりはない。
生態系	地域を特徴づける生態系		

注:1. 公共用水域水質測定結果は、「公共用水域の水質の状況(平成26年度(2014年度))」(神戸市、平成27年)を表す。 2. 事後調査は、平成9年度以降に国土交通省近畿地方整備局、神戸市、大阪湾広域臨海環境整備センターが継続して実施する「六甲アイランド南建設事業」の事後調査を表す。

第 4.1.2-2 表(4) 計画段階配慮事項として選定しない理由

	項		当まの砂門春幸福()マ現内)ない畑上
環境要	要素の区分	影響要因の区分	計画段階配慮事項として選定しない理由
景観	主要な眺望点 及び景観資源 並びに主要な 眺望景観	最終処分場の存在 [水面埋立]	対象事業実施区域は、六甲アイランド南建設事業の埋立事業区域内で埋立地であるとともに、主要な眺望点及び景観資源はない。 また、六甲アイランド南建設事業環境影響評価書では、対象事業実施区域を含む六甲アイランド南に対して、全体として港湾景観を中心とする周辺地域の景観と調和するとされている。 本事業の埋立場所の形状は過去の計画と変わりはない。
人と自然 との触れ 合いの活 動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	護岸等の施工 [水面埋立] 最終処分場の存在 [水面埋立]	護岸等の施工は一時的な影響であるとともに、対象事業実施区域は、六甲アイランド南建設事業の埋立事業区域内の海上であり、主要な人と自然との触れ合いの活動の場はない。 六甲アイランド南建設事業環境影響評価書では、最終処分場の存在が野外レクリエーション地に及ぼす影響はほとんどないとされている。 本事業の埋立場所の形状は過去の計画と変わりはない。
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	護岸等の施工 [水面埋立]	護岸等の施工に伴う土砂等の発生は見込まれておらず、建 設工事に伴って発生する廃棄物等について可能な限り再使 用、再利用に努めることとしていることを踏まえると、護岸 等の施工に伴う廃棄物等による影響は小さいと考えられる。
温室効果ガス等	スタン 二酸化炭素	廃棄物の存在・分解 建設機械及び作業船の 稼働 [水面埋立] 資材、機械及び建設工事 に伴う副産物の運搬に 用いる車両の運行 埋立・覆土用機械の稼働 [水面埋立] 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる単位の運行 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航 「水面埋立]	可燃性の廃棄物は焼却したものを受入れ、腐敗性廃棄物は受入れないため、メタンの発生は軽微である。 二酸化炭素排出量の削減目標を定めて、省エネルギー型の施工機械、運搬船、運搬車両等の導入、アイドリングストップ等の実施に取り組んでおり、廃棄物受入量の将来予測を踏まえると、本事業による二酸化炭素の排出量は2期神戸沖埋立処分場における排出量と同程度以下と見込まれる。

注: 六甲アイランド南建設事業環境影響評価書は、「六甲アイランド南建設事業環境影響評価書」(運輸省第三港湾建設局、神戸市、 大阪湾広域臨海環境整備センター、平成9年2月)を表す。

4.2 調査、予測及び評価手法の選定

計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法は、「最終処分場アセス省令」に定められている手法を参考にし、本事業による事業特性、地域特性及び専門家等からの助言を踏まえ選定した。

計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法は、第 4.2-1 表のとおりである。

第 4.2-1 表 選定した計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法

		項目		押木の 毛汁	又别の工汁	部 ケ の て 沙
環境	竟要素の区分	累	/響要因の区分	調査の手法	予測の手法	評価の手法
水質	水の濁り	工事	護岸等の施工 [水面埋立]	【調査項目】 ・水質の状況 (SS) 【調査方法】 ・文献その他の資料 調査	【予測項目】 ・水質の濃度 (SS の寄与濃度) 【予測方法】 ・多層沈降拡散モデル 【予測対象時期】 ・最終処分場の工事中(水の濁りの発生量が最大となる時期)	対象事業実施区域と SS の 寄与濃度が 2 mg/L (水産用 水基準) を超える海域に注目して比較し、環境影響が 実行可能な範囲内で出来る限り回避・低減されている かを検討する。
動物	重要な種 及び注目 すべき生 息地	工事	護岸等の施工 [水面埋立]	【調査項目】 ・動物プランクト ン、魚卵・稚仔魚、 底生生物、付着生物(動物) 【調査方法】 ・文献その他の資料 調査	【予測項目】 ・動物の重要な種及び注目すべき 生息地への影響 【予測方法】 ・動物の重要な種及び注目すべき 生息地の位置と SS の寄与濃度 の予測結果の重ね合わせによ る影響の予測 【予測対象時期】 ・最終処分場の工事中(水の濁り の発生量が最大となる時期)	動物の重要な種及び注目すべき生息地の位置と SS の寄与濃度が 2 mg/L (水産用水基準) を超える海域に注目して比較し、環境影響が実行可能な範囲内で出来る限り回避・低減されているかを検討する。
植物	重要な種及び群落	工事	護岸等の施工 [水面埋立]	【調査項目】 ・植物プランクト ン、付着生物(植物) 【調査方法】 ・文献その他の資料 調査	【予測項目】 ・植物の重要な種及び群落への影響 【予測方法】 ・動物の重要な種及び群落の位置と SS の寄与濃度の予測結果の重ね合わせによる影響の予測 【予測対象時期】 ・最終処分場の工事中(水の濁りの発生量が最大となる時期)	植物の重要な種及び群落の 位置と SS の寄与濃度が 2 mg/L (水産用水基準) を超 える海域に注目して比較 し、環境影響が実行可能な 範囲内で出来る限り回避・ 低減されているかを検討す る。
生態系	地域を特 徴づける 生態系	工事	護岸等の施工 [水面埋立]	【調査項目】 ・重要な自然環境の まとまりの場 【調査方法】 ・文献その他の資料 調査	【予測項目】 ・重要な自然環境のまとまりの場 への影響 【予測方法】 ・重要な自然環境のまとまりの場 と SS の寄与濃度の予測結果の 重ね合わせによる影響の予測 【予測対象時期】 ・最終処分場の工事中(水の濁り の発生量が最大となる時期)	重要な自然環境のまとまりの場の位置と SS の寄与濃度が 2 mg/L (水産用水基準)を超える海域に注目して比較し、環境影響が実行可能な範囲内で出来る限り回避・低減されているかを検討する。
水質	水の汚れ	供用	浸出液処理水の排出	【調査項目】 ・水質の状況 (COD、T-N、T-P) 【調査方法】 ・文献その他の資料 調査	【予測項目】 ・水質の濃度 (COD、T-N、T-P) 【予測方法】 ・多層富栄養化モデル 【予測対象時期】 ・最終処分場の存在及び供用時 (事業活動が定常状態になる時期)	①予測結果と「水質汚濁に 係る環境基準」と比較す る。 ②対象事業実施区域と水質 の濃度が上昇する海域に 注目して比較し、環境影 響が実行可能な範囲内で 出来る限り回避・低減さ れているかを検討する。

4.3 調査、予測及び評価の結果

4.3.1 水質(水の濁り)

1. 調査

(1)調査方法

対象事業実施区域に隣接する2期神戸沖埋立処分場の事後調査報告書である「六甲アイランド南建設事業事後調査報告書」(国土交通省近畿地方整備局、神戸市、大阪湾広域臨海環境整備センター、平成28年)並びにその他の入手可能な最新の文献である「平成26年度公共用水域の水質等測定結果報告書」(兵庫県、平成28年)」等により、SSを調査した。

(2)調査結果

① 2期神戸沖埋立処分場の事後調査に基づく結果

2期神戸沖埋立処分場周辺海域での SS (工事中) の調査結果 (平成 27 年度) は第 3.1.2-6 表のとおりであり、全ての検体が海域特性値を下回っていた。

SS の層別の年平均値の推移は第 3.1.2-2 図 (4) のとおりであり、年による変動はあるもののほぼ横ばい傾向で推移している。

また、2期神戸沖埋立処分場周辺海域でのSS(廃棄物受入時の周辺海域)の調査結果(平成27年度)は第3.1.2-11表のとおり、概ね海域特性値を下回っていた。一部の検体が海域特性値を上回っていたが一時的であり、その後は海域特性値を下回っていた。

SS の表層の年平均値の推移は第 3.1.2-3 図 (4) のとおりであり、年による変動はあるもののほぼ横ばい傾向で推移している。

② その他の入手可能な最新の文献に基づく結果

対象事業実施区域周辺海域での SS の調査結果 (平成 26 年度) は、第 3.2.2-7 表のとおりである。

平成26年度の測定結果によれば、SSは1~10mg/Lの範囲となっている。

2. 予測

護岸等の施工に伴う周辺海域の水質(水の濁り)に及ぼす影響について、護岸施工時の濁りの 拡散状況を数値シミュレーションにより定量的に予測した。

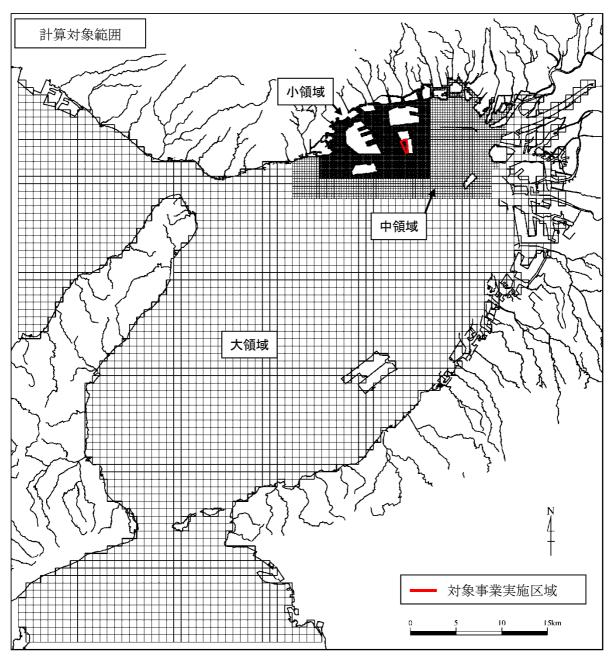
(1) 予測方法

最終処分場の工事の実施時(護岸等の施工に伴う濁りの発生負荷量が最大となる時期)の護岸等の施工による SS の寄与濃度を予測した。

予測の概要は第 4.3.1-1 表のとおりであり、多層沈降拡散モデルを用いた。予測対象範囲は第 4.3.1-1 図のとおりである。なお、流動場は、恒流及び当該海域で最も卓越する M_2 分潮(主太陰 半日周潮)流とした。

第 4.3.1-1 表 予測の概要

項目	内 容
予測モデル	多層沈降拡散モデル
予 測 項 目	SS の寄与濃度
予測対象範囲	大領域:大阪湾全域(紀伊水道と播磨灘の一部を含む) 中領域:神戸港〜尼崎西宮芦屋港 小領域:神戸港
格子間隔	大領域: 810m格子 中領域: 270m格子 小領域: 90m格子
層区分	15層(海面から2m毎に海面下28mまでを区分し、海面下28m以 深は海底までとした。)
対 象 時 期	濁りの発生負荷量が最大となる時期(盛砂工) 流動場の対象時期:夏季
流動場	多層レベルモデルによる流動予測計算結果(対象潮汐: M ₂ 分潮) を与えた。
予 測 結 果	工事による SS の日最大寄与濃度を求めた。



第 4.3.1-1 図 予測対象範囲と格子分割(工事中)

(2) 予測の諸元

現在、本事業は計画段階であり詳細な事業内容は決定していないため、廃棄物埋立護岸の施工 については、2期神戸沖埋立処分場に係る大阪湾圏域広域処理場整備基本計画変更時の設定条件 を用いた。

山砂を使用する盛砂工は SS 負荷量も大きく、工程により複数箇所で同時施工も可能と考えられるため、護岸延長上に複数の盛砂工を集中して施工する場合を水の濁りの SS 発生量が最大となる時期として設定する。

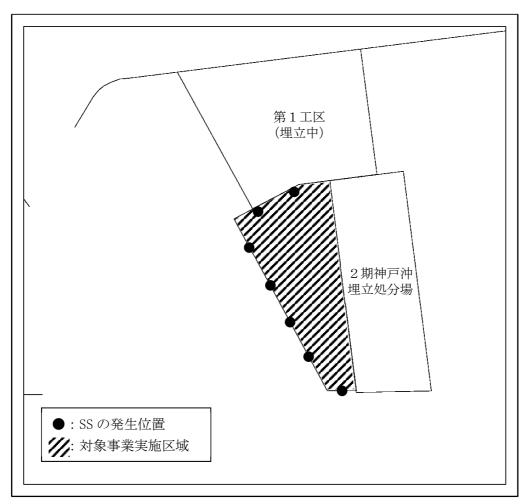
予測で用いる SS 発生量は、2期神戸沖埋立処分場における護岸工事最盛期の SS 発生量(東・北・西護岸の総合計 198.0t/日 (汚濁防止膜による 50%除去時の総合計 99.0t/日))を、本事業で施工する護岸延長(本事業護岸延長 2,432m、2期神戸沖埋立処分場護岸延長 3,743m)で補正した。SS 発生量は第 4.3.1-2 表、発生位置は第 4.3.1-2 図のとおりである。

濁りの発生に寄与する土粒子の粒径区分、沈降速度及び構成比は、第 4.3.1-3 表のとおりとした。

第 4.3.1-2 表 SS 発生量

工種	SS 発生量
盛砂工	128.6 t/日
益砂工.	(64.3 t/日)

注:()内のSS 発生量は、汚濁防止膜の設置による除去率(50%)を考慮した値を示す。



- 注:1. SS の発生位置の数は、2 期神戸沖埋立処分場の護岸工事最盛期における SS の発生位置の数(東・北・西護岸の総合計 11 箇所、3,743m)を、本事業で施工する護岸延長(2,432m)で補正した数(=7 ヶ所)とした。SS の発生位置は、実際の工事では偏在する可能性もあるが、代表的な場合を予測するために均等に配置して予測した。
 - 2. 第1工区(埋立中)については、予測対象時期における当該区域の将来地形を考慮し、図に示す範囲は海水の流動がないものとした。第1工区の東側及び西側の境界線は潜堤法線を示しており、護岸工事時は両境界線の内側を陸地として想定して予測を実施する。なお、現時点では、一部を除き潜堤が築造されている。

第 4.3.1-2 図 SS 負荷の発生位置

第 4.3.1-3 表 土粒子の粒径区分、沈降速度及び構成比

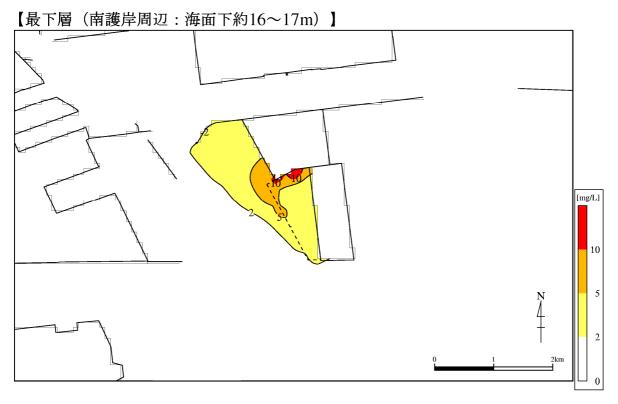
粒径範囲 (μm)	沈降速度(m/日)	構成比 (%)
$0 \sim 5$	0.00	18.3
5 ~ 19	1.67	37.6
19~75	24.1	44.1

(3) 予測結果

濁りの影響が大きい第1層(海面~海面下2m)及び最下層(南護岸周辺 海面下約16~17m)における予測結果(最大濃度)は、第4.3.1-3図のとおりである。

第1層(海面~海面下2m)においてSSの寄与濃度が2mg/Lを超える海域は、対象事業実施区域外にはみられなかった。最下層においてもSSの寄与濃度が2mg/Lを超える海域が一部みられたが、対象事業実施区域西側近傍に限られ、南側海域への広がりはほとんどみられない。

第 4.3.1-3 図 (1) 護岸等の施工に伴う SS 寄与濃度の予測計算結果(最大濃度) (第 1 層)



第 4.3.1-3 図(2) 護岸等の施工に伴う SS 寄与濃度の予測計算結果(最大濃度) (最下層)

3. 評価

護岸等の施工に伴う水質(水の濁り)の評価については、予測結果に基づき周辺海域の水質(水の濁り)に対する影響が事業者により実行可能な範囲内で出来る限り回避・低減されているかについて評価した。なお、水の濁りに係る環境基準は設定されていないものの、「水産用水基準第7版(2012年版)」(日本水産資源保護協会、平成25年1月)において、海域において「人為的に加えられる懸濁物質は2mg/L以下であること」とされていることから、予測結果に基づきSSの寄与濃度が2mg/Lを超える海域に注目して評価した。

護岸等の施工に伴う SS の寄与濃度は、第1層(海面〜海面下2m)では2mg/Lを超える海域は対象事業実施区域外にはみられない。また、SS の寄与濃度が最も高い最下層(南護岸周辺海面下約16~17m)においても、対象事業実施区域の近傍に留まっており、護岸等の施工に伴う周辺海域の水質(水の濁り)に対する影響は小さい。

以上のように、護岸等の施工に伴う周辺海域の水質(水の濁り)に対する影響は小さく、2期神戸沖埋立処分場と同程度の施工規模とすることや、同様の汚濁防止膜の展張による濁りの防止、適切な施工管理などにより実行可能な範囲内で出来る限り回避・低減することから、重大な影響は生じないものと評価する。

さらに、盛砂工が過度に集中することなく円滑に行われるよう、工事管理、工事計画の面から 今後検討し、環境負荷の低減を図ることに努める。

4.3.2 動物・植物・生態系

1. 調査

(1)調査方法

本事業で対象となる動物・植物・生態系への影響は、護岸等の施工による水の濁りに由来するものが想定されることから、海域に分布する動物・植物・生態系を調査の対象とした。

① 動物

(事後調査)

対象事業実施区域に隣接する2期神戸沖埋立処分場の事後調査報告書である「六甲アイランド南建設事業事後調査報告書」(国土交通省近畿地方整備局、神戸市、大阪湾広域臨海環境整備センター、平成28年)及び「平成28年度自然共生調査(海生生物生育状況調査)報告書」(大阪湾広域臨海環境整備センター、平成28年)等により、重要な種を調査した。

(文献調査)

また、その他の入手可能な最新の文献である「平成 26 年度環境水質」(神戸市、平成 27 年) により、重要な種を調査した。さらに、入手可能な最新の文献である「兵庫県版レッドリスト 2011 (地形・地質・自然景観・生態系)」、「第 4 回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報 図」(環境庁、平成 7 年) 等により注目すべき生息地を調査した。

2 植物

(事後調査)

対象事業実施区域に隣接する2期神戸沖埋立処分場の事後調査報告書である「六甲アイランド南建設事業事後調査報告書」(国土交通省近畿地方整備局、神戸市、大阪湾広域臨海環境整備センター、平成28年)及び「平成28年度自然共生調査(海生生物生育状況調査)報告書」(大阪湾広域臨海環境整備センター、平成28年)等により、重要な種を調査した。

(文献調査)

また、その他の入手可能な最新の文献である「平成 26 年度環境水質」(神戸市、平成 27 年)により、重要な種を調査した。さらに、入手可能な最新の文献である「兵庫県版レッドリスト 2010 (植物・植物群落)」、「第 4 回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図」(環境庁、平成 7 年)等により重要な群落の分布を調査した。

③ 生態系

護岸等の施工に伴う周辺海域の水質(水の濁り)に対する負荷は小さく、生態系への負荷も小さいものと想定されるが、対象事業実施区域に隣接した場所に新たに形成された海域の動物、植物の生息・生育環境の重要性を勘案すると本事業の実施による影響を把握する必要があることから、計画段階配慮事項として選定し評価を実施した。

生態系としての影響を考慮する重要な対象としては、重要な自然環境のまとまりの場とし、 第 4.3.2-1 表に示す場を対象とした。

第 4.3.2-1 表 重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境の	HORKE	重要な自然環境のまとまりの場
まとまりの場の区分	場の具体例	として判断する際の留意点
①環境影響を受けやすい場	・自然林、湿原、湧水、藻場、干潟、サンゴ 群集、自然海岸等の人為的な改変をほとん ど受けていない自然環境又は野生生物の 重要な生息・生育の場 ・運河、内湾等の閉鎖性水域等	・主要なものは法令等により既に指定されている場合が多く、指定されていない場合でも、「環境保全の観点から法令等により指定された場」の環境に類する人為的な改変をほとんど受けていない自然環境や脆弱な自然環境を考えることで抽出することができる。
②環境保全の観点から法令等により指定された場	・「文化財保護法」(昭和25年法律第214号) に基づき指定された天然保護区域 ・自然公園(国立公園、国定公園及び都道府 県立自然公園)の区域 ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 ・緑地保全地区(「都市緑地保全法」(昭和48 年法律第72号)) ・鳥獣保護区、「ラムサール条約」(昭和55 年条約第28号)に基づく登録簿に掲載された湿地 ・保安林等の地域において重要な機能を有する自然環境等	・法令等により明確に位置づけられていることから、 判断する根拠の不確実性は低い。
③法令等により指定 されていないが地 域により注目され ている場	 ・里地里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等)並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境 ・都市に残存する樹林地及び緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等)並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境 ・地域で認められている魚類の産卵場等である浅海域等 	 ・生物多様性戦略や地域計画等で明示されている里地里山、湿地帯等を抽出することができる。 ・地域のみで親しまれている林、小さな水辺等の地域を特徴づける重要な自然環境についても見落としのないよう留意が必要である。 ・都市部や都市近郊の田園地帯においては、残された良好な自然環境が孤立的に存在することがある。 ・周辺環境と相対的な関係の把握の際には、対象の歴史性、地域に親しまれた環境、種の多様性、生態系の機能など、複数の視点から確認する。

[「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会、平成25年)より作成]

また、入手可能な最新の文献である「兵庫県版レッドリスト 2011 (地形・地質・自然景観・生態系)」、「兵庫県版レッドリスト 2010 (植物・植物群落)」、「第4回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図」(環境庁、平成7年)等より重要な自然環境のまとまりの場の分布を調査した。

(2)調査結果

① 動物

海域に生息する動物(動物プランクトン、魚卵、稚仔魚、底生生物、付着生物(動物)、魚類等の遊泳動物)の出現状況は第 3.1.3-2 表~第 3.1.3-6 表、第 3.1.4-2 表~第 3.1.4-4 表及び第 3.2.5-7 表のとおりであり、第 3.2.5-12 表の選定根拠に基づく重要な種の調査結果は第 3.2.5-13 表のとおりである。

海域に生息する動物の重要な種としてはイセシラガイ、イナザワハベガイ、イワガキ、サルボウガイ、チロリ及びムラサキハナギンチャクの6種類が確認された。また、法令等で指定された注目すべき生息地は、確認できなかった。

なお、2期神戸沖埋立処分場の傾斜護岸、緩傾斜護岸には多くの海藻類が繁茂し、多様な魚 介類等の生息も確認されており、海域の動物の新たな生息環境となっている。これらの新たに 創出された環境は、法令等により指定されていないが沿岸域の開発等により藻場や浅場の消失 が著しいといわれている大阪湾奥部における海域の動物にとって注目すべき生息地である。

2 植物

海域に生育する植物(植物プランクトン、付着生物(植物))の出現状況は、第 3.1.3-7 表~ 第 3.1.3-8 表及び第 3.1.4-5 表~第 3.1.4-6 表のとおりである。

海域に生育する植物についての重要な生物種は、確認されなかった。

また、法令等で指定された重要な群落は、確認できなかった。

なお、2期神戸沖埋立処分場の傾斜護岸、緩傾斜護岸には多くの海藻類が繁茂し、海域の植物の新たな生育環境となっている。これらの新たに創出された環境は、法令等により指定されていないが沿岸域の開発等により藻場や浅場の消失が著しいといわれている大阪湾奥部における海域の植物の重要な群落である。

③ 生態系

対象事業実施区域の周辺海域では、第 4.3.2-2 表に示すように、環境影響を受けやすい場及 び環境保全の観点から法令等により指定された重要な自然環境のまとまりの場は、閉鎖性水域 として、瀬戸内海(大阪湾)が確認された。

また、2期神戸沖埋立処分場の傾斜護岸、緩傾斜護岸には多くの海藻類が繁茂し、多様な魚介類等の生息も確認されており、海域の動物、植物の新たな生息・生育環境となっている。これらの新たに創出された環境は、法令等により指定されていないが沿岸域の開発等により藻場や浅場の消失が著しいといわれている大阪湾奥部における海域の植物の重要な群落及び海域の動物にとって注目すべき生息地であり、地域の生態系を特徴づける重要な自然環境のまとまりの場である。

第 4.3.2-2 表 対象事業実施区域及びその周辺における重要な自然環境のまとまりの場

海域に分布する	本事業で考慮した 重要な自然環境のまとまりの場の区分とその例	本事業での海域に分布する 重要な自然環境のまとまりの場
①環境影響を 受けやすい場	・藻場、干潟、サンゴ群集 ・運河、内湾等の閉鎖性水域等	瀬戸内海(大阪湾)
②環境保全の観点から法令等により指定された場	 ・文化財保護法に基づき指定された天然保護 区域 ・自然公園(国立公園、国定公園及び都道府 県立自然公園)の区域 ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 ・鳥獣保護区、ラムサール条約に基づく登録 簿に掲載された湿地 	該当なし (陸域では周辺地域において国立公園や風致地区等が指定されているが、海域では特に指定されていない)
③法令等により 指定されてい ないが地域に より注目され ている場	・都市に残存する水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境・地域で認められている魚類の産卵場等である浅海域等	人工藻場 (2期神戸沖埋立処分場の傾斜護岸、緩傾斜護岸及びポートアイランド、神戸空港の緩傾斜護岸は、法令等により指定されていないが沿岸域の開発等により藻場や浅場の消失が著しいといわれている大阪湾奥部における海域の植物の重要な群落及び海域の動物にとって注目すべき生息地であり、地域の生態系を特徴づける重要な自然環境のまとまりの場である。)

2. 予測

(1) 予測方法

護岸等の施工に伴う水の濁りの影響範囲を予測し、周辺海域の重要な種(動物・植物)の確認 位置並びに注目すべき生息地、重要な群落及び重要な自然環境のまとまりの場との重ね合わせに より、海域に生息する動物、植物及び生態系への影響の程度を検討した。

水の濁りの予測方法は、「4.3.1 水質(水の濁り) 2.予測」のとおりである。

(2) 予測結果

① 動物

海域の動物の重要な種の確認位置及び注目すべき生息地の分布と、護岸等の施工に伴う水質 (水の濁り) の予測結果に基づく SS の寄与濃度が 2 mg/L を超える海域を重ねて図示したもの を第 4.3.2-1 図に示す。

a. 重要な種

対象事業実施区域の周辺海域において、海域に生息する動物の重要な種としては、軟体動物のイセシラガイ、イナザワハベガイ、イワガキ、サルボウガイ、環形動物のチロリ、刺胞動物のムラサキハナギンチャクの計6種類が確認されている。

イセシラガイ、イナザワハベガイ、イワガキ、サルボウガイ、チロリ及びムラサキハナギンチャクは、第 4.3.2-1 図のとおり、防波堤護岸1地点と沖合2地点の合計3地点で確認されているが、それぞれの位置は護岸等の施工により水の濁りの影響が及ぶ範囲から十分離れていることから、護岸等の施工による水の濁りが海域に生息する動物の重要な種に及ぼす影響は小さいと考えられる。

b. 注目すべき生息地

海域に生息する動物の注目すべき生息地である2期神戸沖埋立処分場の緩傾斜護岸等は、第4.3.2-1図のとおり護岸等の施工による水の濁りの影響が及ぶ範囲、すなわちSSの寄与濃度が2mg/Lを超える範囲と一部が重なっているもののその範囲は狭く、かつ底層に限られることから、護岸等の施工による水の濁りが海域に生息する動物の注目すべき生息地に及ぼす影響は小さいと考えられる。

以上より、護岸等の施工に伴う水の濁りが対象事業実施区域の周辺海域の動物に及ぼす影響 は小さいと考えられる。

2 植物

海域の植物の重要な群落の分布と、護岸等の施工に伴う水質(水の濁り)の予測結果に基づく SS の寄与濃度が 2 mg/L を超える海域を重ねて図示したものを第 4.3.2-1 図に示す。

a. 重要な種

対象事業実施区域の周辺海域において、海域に生育する植物での重要な種は確認されていないため、護岸等の施工による水の濁りが及ぼす影響はない。

b. 重要な群落

海域の植物の重要な群落である2期神戸沖埋立処分場の緩傾斜護岸等は、第 4.3.2-1 図のとおり護岸等の施工による水の濁りの影響が及ぶ範囲、すなわちSSの寄与濃度が2mg/Lを超える範囲と一部が重なっているもののその範囲は狭く、かつ底層に限られることから、護岸等の施工による水の濁りが海域の植物の重要な群落に及ぼす影響は小さいと考えられる。

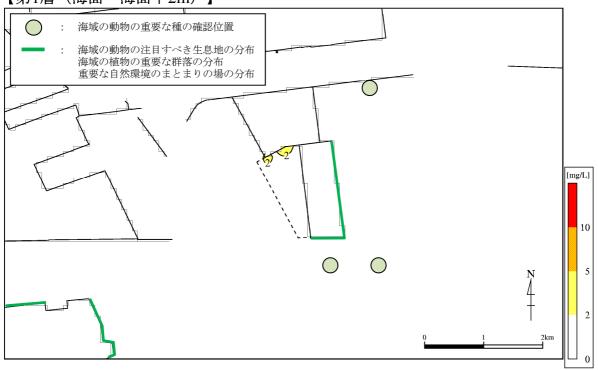
以上より、護岸等の施工に伴う水の濁りが対象事業実施区域の周辺海域の植物に及ぼす影響は小さいと考えられる。

③ 生態系

重要な自然環境のまとまりの場と護岸等の施工に伴う水質(水の濁り)の予測結果に基づく SS の寄与濃度が 2 mg/L を超える海域を重ねて図示したものを第 4.3.2-1 図に示す。

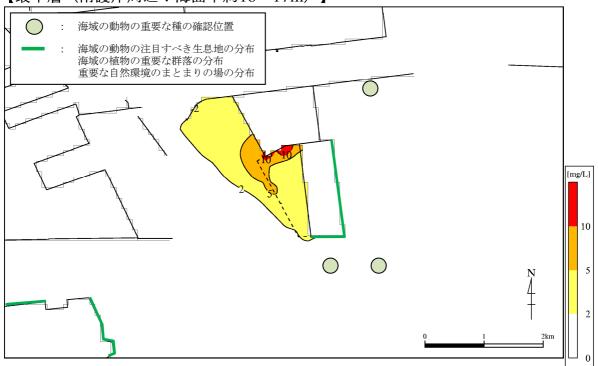
重要な自然環境のまとまりの場である2期神戸沖埋立処分場の緩傾斜護岸等は、第4.3.2-1図のとおり護岸等の施工による水の濁りの影響が及ぶ範囲、すなわちSSの寄与濃度が2mg/Lを超える範囲と一部が重なっているもののその範囲は狭く、かつ底層に限られることから、護岸等の施工による水の濁りが対象事業実施区域周辺海域の重要な自然環境のまとまりの場に及ぼす影響は小さいと考えられる。

【第1層(海面~海面下2m)】



第 4.3.2-1 図(1) 海域の生物の重要な種の確認位置と護岸等の施工に伴う水質(水の濁り)の 予測結果(SSの寄与濃度が2mg/Lを超える海域) (第1層)

【最下層(南護岸周辺:海面下約16~17m)】



第 4.3.2-1 図(2) 海域の生物の重要な種の確認位置と護岸等の施工に伴う水質(水の濁り)の 予測結果(SSの寄与濃度が2mg/Lを超える海域) (最下層)

3. 評価

護岸等の施工に伴う海域の動物・植物・生態系の評価については、水質(水の濁り)の予測結果に基づき、周辺海域の重要な種(動物・植物)及び注目すべき生息地、重要な群落及び重要な自然環境のまとまりの場に対する環境影響が事業者により実行可能な範囲内で出来る限り回避・低減されているかについて評価した。なお、水の濁りに係る環境基準は設定されていないものの、「水産用水基準第7版(2012 年版)」(日本水産資源保護協会、平成25 年1月)では、海域において「人為的に加えられる懸濁物質は2 mg/L 以下であること」とされていることから、予測結果に基づき SS の寄与濃度が2 mg/L を超える海域に注目して評価した。

護岸等の施工に伴う SS の寄与濃度が 2 mg/L を超える海域は、表層(海面~海面下 2 m)では対象事業実施区域外にはみられない。SS の寄与濃度が最も高い最下層(南護岸周辺 海面下約 16~17 m)においても対象事業実施区域の近傍に留まっており、対象事業実施区域周辺海域での動物の重要な種の確認位置から十分離れている。また、対象事業実施区域周辺海域での動物の注目すべき生息地、植物の重要な群落、重要な自然環境のまとまりの場である 2 期神戸沖埋立処分場の緩傾斜護岸等と重なる範囲は狭く、最下層に限られている。

以上のように、護岸等の施工に伴う周辺海域の動物・植物・生態系に対する影響は小さく、2 期神戸沖埋立処分場と同程度の施工規模とすることや、同様の汚濁防止膜の展張による濁りの防止、適切な施工管理などにより、実行可能な範囲内で出来る限り回避・低減することから、重大な影響は生じないものと評価する。

さらに、盛砂工が過度に集中することなく円滑に行われるよう、工事管理、工事計画の面から 今後検討し、環境負荷の低減を図ることに努める。

4.3.3 水質 (水の汚れ)

1. 調査

(1)調査方法

対象事業実施区域に隣接する2期神戸沖埋立処分場の事後調査報告書である「六甲アイランド南建設事業事後調査報告書」(国土交通省近畿地方整備局、神戸市、大阪湾広域臨海環境整備センター、平成28年)並びにその他の入手可能な最新の文献である「平成27年度版 環境白書」(兵庫県、平成28年)等により、COD、T-N及びT-Pを調査した。

(2)調査結果

(1) 2期神戸沖埋立処分場の事後調査に基づく結果

2 期神戸沖埋立処分場周辺海域での COD、T-N 及び T-P (工事中) の調査結果 (平成 27 年度) は、第 3.1.2-3 表~第 3.1.2-5 表のとおりである。

COD、T-N 及び T-P の測定結果は概ね環境基準値を下回っていた。海域特性値に対しては COD の測定結果は概ね海域特性値を下回っていた。T-N 及び T-P については全ての検体が海域特性値以下であった。なお、一部の検体において環境基準値あるいは海域特性値を上回る値が検出されたが、2期神戸沖埋立処分場周辺海域から離れた比較対照地点と概ね同程度の値であり、工事による影響とは考え難い。

COD、T-N 及び T-P の類型別・層別の年平均値の推移は第 3.1.2-2 図(1)~(3)のとおりであり、COD、T-N及び T-P においては大阪湾全域と同様の減少傾向を示している。

また、2期神戸沖埋立処分場周辺海域でのCOD、T-N及びT-P(廃棄物受入時の周辺海域)の調査結果(平成27年度)は、第3.1.2-8表~第3.1.2-10表のとおりである。

COD、T-N 及び T-P の測定結果は概ね環境基準値を下回っていた。海域特性値に対しては COD、T-N 及び T-P について全ての検体が海域特性値以下であった。なお、一部の検体において環境基準値を上回る値が検出されたが、2期神戸沖埋立処分場周辺海域から離れた比較対照 地点と概ね同程度の値であり、廃棄物受入れによる影響とは考え難い。

COD、T-N 及び T-P の表層の年平均値の推移は第 3.1.2-3 図(1) ~ (3) のとおりであり、COD、T-N及び T-P においては大阪湾全域と同様の減少傾向を示している。

② その他の入手可能な最新の文献に基づく結果

対象事業実施区域周辺海域での COD、T-N 及び T-P の調査結果 (平成 26 年度) は、第 3.2.2-3 表 (1)、(3) のとおりである。

COD では環境基準点3地点において、3地点中1地点、T-N 及び T-P では環境基準点3地点全てで環境基準値を下回っていた。

対象事業実施区域に近い3地点におけるCOD、T-N及びT-Pの地点別の年平均値の推移は第3.2.2-8図のとおりであり、いずれも横ばいあるいは緩やかな減少傾向となっている。

2. 予測

浸出液処理水の排出に伴う周辺海域の水質(水の汚れ)に及ぼす影響について、排出口の位置の3案の比較を行うため、浸出液処理水の排出による水質の寄与濃度を数値シミュレーションにより定量的に予測した。

(1) 予測方法

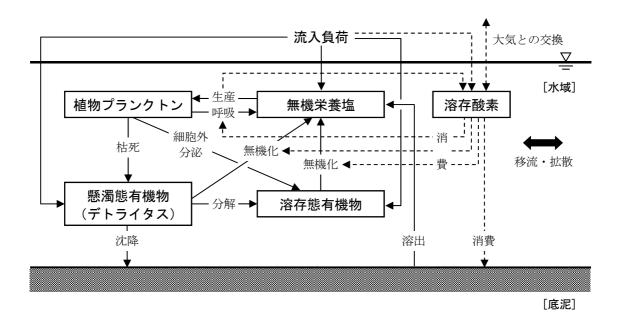
最終処分場の存在及び供用時(事業活動が定常状態となる時期)の浸出液処理水の排出の有無による水質濃度差分布(COD、T-N、T-P)を、水質の最も悪化する夏季を対象に予測した。

予測の概要は第 4.3.3-1 表のとおりであり、第 4.3.3-1 図に示す富栄養化モデルを用いた。予測対象範囲は第 4.3.3-2 図のとおりである。

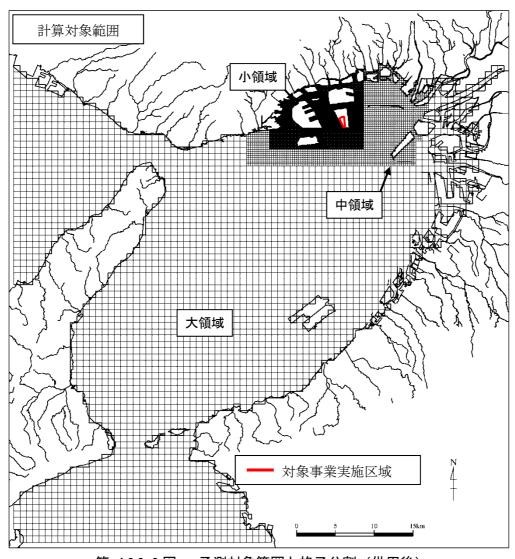
なお、流動場は、恒流及び当該海域で最も卓越する M2分潮(主太陰半日周潮)流とした。

第 4.3.3-1 表 予測の概要

項目	内容
予測モデル	多層富栄養化モデル
予 測 項 目	COD、T-N、T-P
予測対象範囲	大領域:大阪湾全域(紀伊水道と播磨灘の一部を含む) 中領域:神戸港〜尼崎西宮芦屋港 小領域:神戸港
格子間隔	大領域:810m格子 中領域:270m格子 小領域:90m格子
層区分	15層(海面から2m毎に海面下28mまでを区分し、海面下28m 以深は海底までとした。)
対 象 時 期	最終処分場の存在及び供用時(事業活動が定常状態となる時期)、 夏季平均
流動場	多層レベルモデルによる流動予測計算結果(対象潮汐: M ₂ 分潮) を与えた。
予 測 結 果	浸出液処理水の排出ありと排出なしの水質予測結果の差値を寄与 濃度とした。



第 4.3.3-1 図 富栄養化モデルの基本構造



第 4.3.3-2 図 予測対象範囲と格子分割(供用後)

(2) 予測の諸元

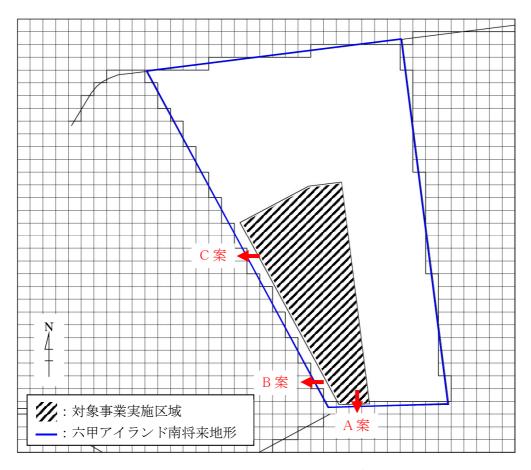
予測ケース及び各ケースでの予測条件は第 4.3.3-2 表、排出口の方向及び位置は第 4.3.3-3 図に示す 3 案とした。

排出水量は、廃棄物受入により排除される海水の水量と雨水に由来する排出水量の合計により 設定した。排出濃度は、参考資料に示した「2期神戸沖埋立処分場の浸出液処理水の水質に係る 環境保全目標」を基にして設定した。

ケーフ	予測条件							
ケース	排出口の方向	排出口の位置	排出口の深さ	排出量(排出濃度)				
A案	南護岸		第1層					
A条		_	(海面~海面下2m)	水量:8,500m³/日				
B案	西護岸	南寄り	第1層	COD: 255kg/日(30mg/L)				
D条	四喪汗	角骨り	(海面~海面下2m)	T-N: 255kg/日(30mg/L)				
0 宏	正 苯巴	小牛の	第1層	T-P:34kg/日(4 mg/L)				
C案	西護岸	北寄り	(海子、海子子の、)					

(海面~海面下2m)

第 4.3.3-2 表 予測ケース及び各ケースでの予測条件



第 4.3.3-3 図 排出口の方向及び位置

(3) 予測結果

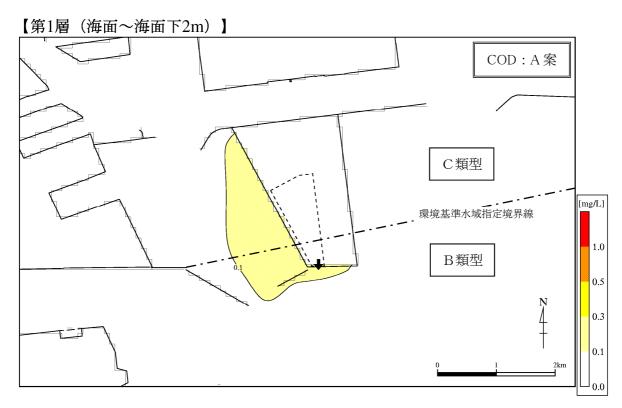
排出口の位置の3案についての浸出液処理水の排出に伴う水質濃度(第1層)の上昇域について、CODを第4.3.3-4 図、T-Nを第4.3.3-5 図、T-Pを第4.3.3-6 図に示す。

なお、浸出液処理水の排出に伴う水質濃度の上昇は第1層(海面~海面下2m)が最も大きいため、予測結果は第1層(海面~海面下2m)について示した。

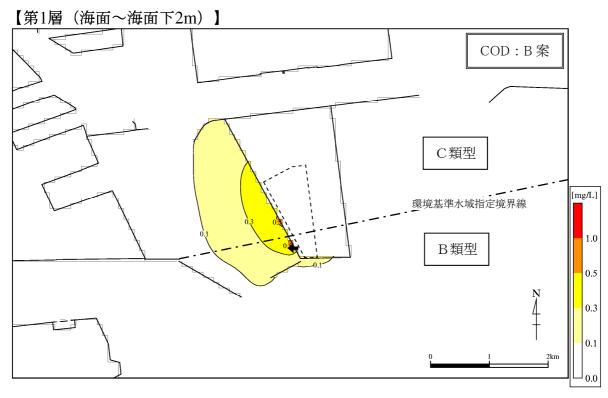
A案における水質濃度(第1層)の上昇域(COD: 0.1 mg/L 以上、T-N: 0.01 mg/L 以上、T-P: 0.001 mg/L 以上)は、対象事業実施区域西側及び南~南西側の海域にみられる。

B案においても、対象事業実施区域西側及び南~南西側の海域にみられ、南~南西側海域では A案より上昇域の範囲が狭いものの、西側海域ではA案より広い範囲に上昇域がみられる。

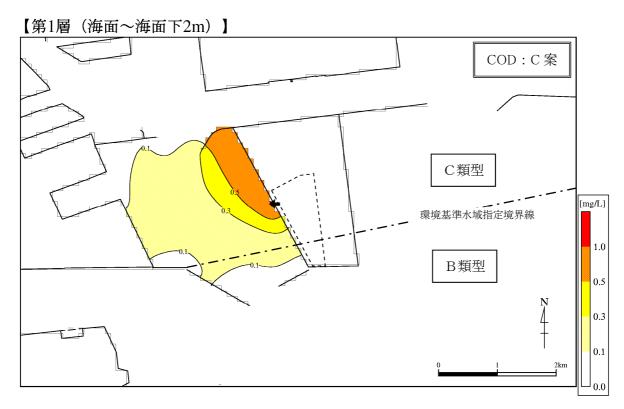
C案では、対象事業実施区域南側海域には上昇域がみられないものの、西側海域ではA案、B 案より広い範囲に上昇域がみられる。



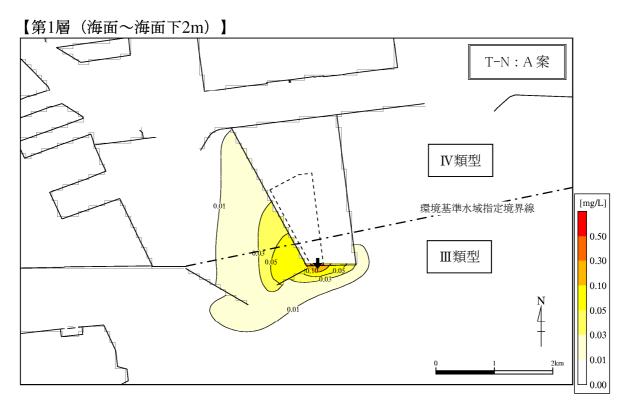
第 4.3.3-4 図(1) 浸出液処理水の排出に伴う水質寄与濃度の予測計算結果(COD、第 1 層)(A案) 【浸出液処理水の排出ありと排出なしの水質予測結果の差値】



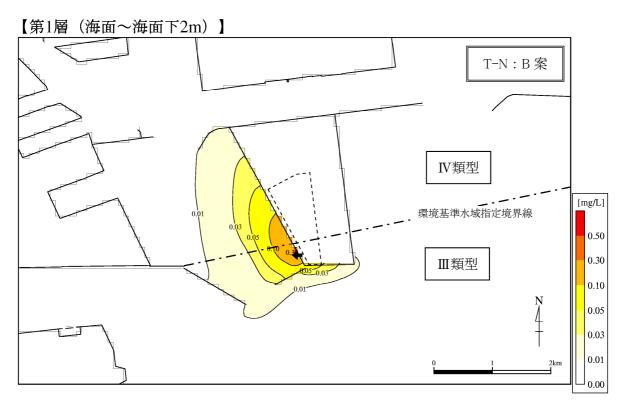
第 4.3.3-4 図(2) 浸出液処理水の排出に伴う水質寄与濃度の予測計算結果(COD、第 1 層)(B案) 【浸出液処理水の排出ありと排出なしの水質予測結果の差値】



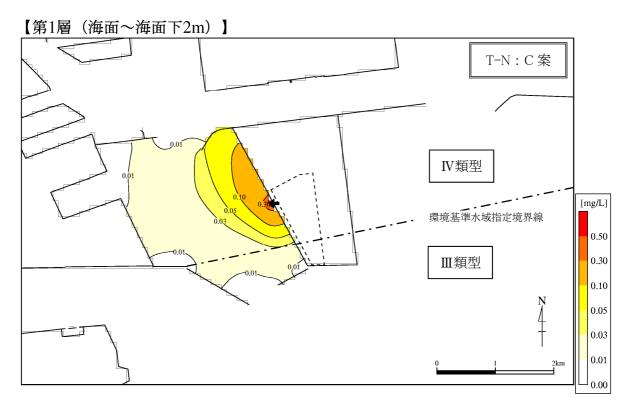
第 4.3.3-4 図(3) 浸出液処理水の排出に伴う水質寄与濃度の予測計算結果(COD、第 1 層)(C案) 【浸出液処理水の排出ありと排出なしの水質予測結果の差値】



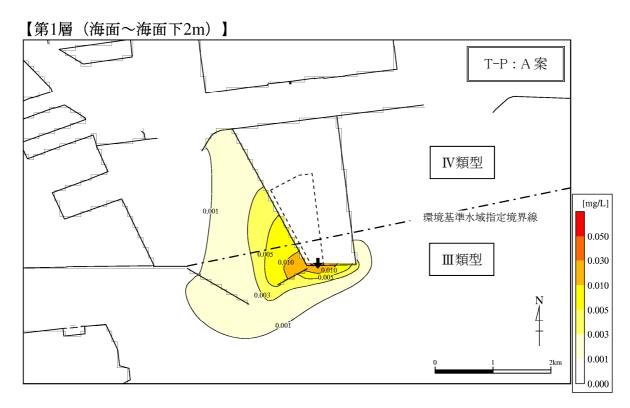
第 4.3.3-5 図 (1) 浸出液処理水の排出に伴う水質寄与濃度の予測計算結果 (T-N、第 1 層) (A案) 【浸出液処理水の排出ありと排出なしの水質予測結果の差値】



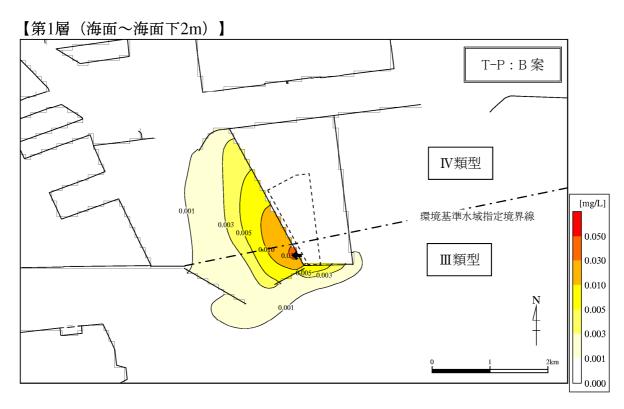
第 4.3.3-5 図 (2) 浸出液処理水の排出に伴う水質寄与濃度の予測計算結果 (T-N、第 1 層) (B案) 【浸出液処理水の排出ありと排出なしの水質予測結果の差値】



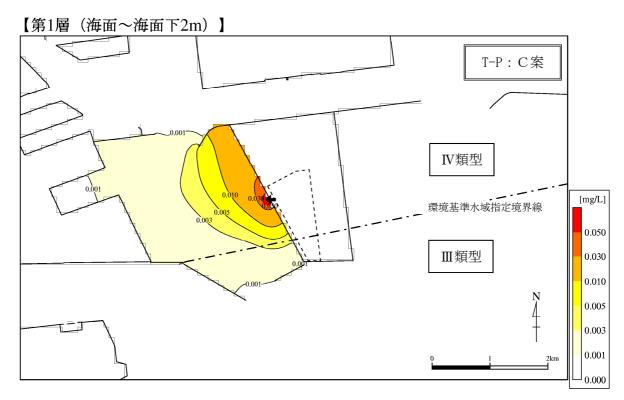
第 4.3.3-5 図 (3) 浸出液処理水の排出に伴う水質寄与濃度の予測計算結果 (T-N、第 1 層) (C案) 【浸出液処理水の排出ありと排出なしの水質予測結果の差値】



第 4.3.3-6 図 (1) 浸出液処理水の排出に伴う水質寄与濃度の予測計算結果 (T-P、第 1 層) (A案) 【浸出液処理水の排出ありと排出なしの水質予測結果の差値】



第 4.3.3-6 図(2) 浸出液処理水の排出に伴う水質寄与濃度の予測計算結果(T-P、第 1 層)(B案) 【浸出液処理水の排出ありと排出なしの水質予測結果の差値】



第 4.3.3-6 図 (3) 浸出液処理水の排出に伴う水質寄与濃度の予測計算結果 (T-P、第 1 層) (C案) 【浸出液処理水の排出ありと排出なしの水質予測結果の差値】

3. 評価

浸出液処理水の排出に伴う水質(水の汚れ)の評価については、予測結果を水質汚濁に係る環境基準値と比較するとともに、周辺海域の水質(水の汚れ)に対する影響が事業者により実行可能な範囲内で出来る限り回避・低減されているかについて評価した。

環境基準点における水質予測結果と環境基準値との比較は第 4.3.3-3 表~第 4.3.3-5 表のとおりである。

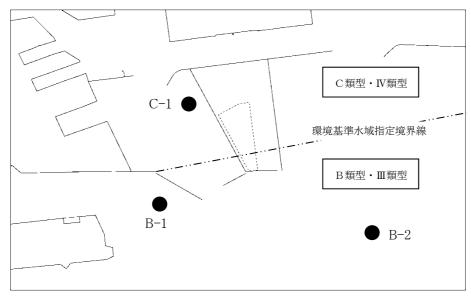
評価にあたっては予測する環境濃度と環境基準値との比較を行うため、対象事業実施区域周辺 の環境基準点3地点において行った。

排出口の位置の3案(A案、B案、C案)全てでCOD、T-N、T-Pのいずれの項目とも、浸出液処理水の排出による周辺海域での水質濃度の増加はわずかであり、環境基準点での水質濃度の増加は小さいことから、水質汚濁に係る環境基準の達成状況に支障を及ぼすことはない。

以上のように、浸出液処理水の排出に伴う周辺海域の水質(水の汚れ)に対する影響は小さく、 排水処理を適切に行うことにより、実行可能な範囲内で出来る限り回避・低減することから、重 大な影響は生じないものと評価する。

周辺海域における水質濃度の上昇域の範囲(第 4.3.3-4 図~第 4.3.3-6 図)についてみると、南側海域ではC案が最も小さくなっているが、閉鎖性が高く水質が汚濁しやすい西側海域ではA案が最も小さい。また、周辺の環境基準点におけるバックグラウンド濃度に対する寄与割合についてはCODではA案が最も低く、T-N、T-PではIV類型においてはA案が最も低く、Ⅲ類型においてほとんど差はみられない。神戸港内の人工島と防波堤に囲まれた閉鎖性が高く排出水が留まる可能性の高い西側海域に排出するよりも、2期神戸沖埋立処分場と同様に南側海域に排出し、栄養塩濃度が比較的低い沖合海域に排出し速やかな希釈拡散を促すことが適切であると考えられる。一方、排水量の観点からも2期神戸沖埋立処分場と同等の排水量であることから、周辺海域の水質(水の汚れ)に対する負荷量は概ね2期神戸沖埋立処分場と同等となる。

これらのことから、排出口の位置に関する3案については、A案(排出口の方向:南護岸)が環境に最も配慮した計画であると評価する。



第 4.3.3-7 図 環境基準点

第 4.3.3-3 表 環境基準点における水質予測結果と環境基準値との比較(A案)

【COD】(表層)

	環境 基準点	類型	寄与濃度 (a)	バックグラウンド濃度 (年 75%値) (b)	バックグラウンド濃度 +寄与濃度 (c)=(b)+(a)	環境基準値	バックグラウンド濃度 に対する寄与割合 (a)/(b)×100
ſ	C-1	С	0.1mg/L	4.3mg/L	4.4mg/L	8mg/L 以下	2%
ſ	B-1	В	0.0mg/L	4.4mg/L	4.4mg/L	3mg/L 以下	0%
	B-2	В	0.0mg/L	4.6mg/L	4.6mg/L	3mg/L 以下	0%

- 注: 1. 寄与濃度は、水質予測結果(夏季平均値)を年 75%値に換算して算出した。なお、換算式は、公共用水域水質測定結果により水質の夏季平均 値と年 75%値から作成した。
 - 2. バックグラウンド濃度は、各環境基準点における平成 26 年度の公共用水域水質測定結果(「平成 27 年度版 環境白書」(兵庫県、平成 28 年))を示す。(T-N 及び T-P も同じ)

【T-N】(表層)

環境 基準点	類型	寄与濃度 (a)	バックグラウンド濃度 (年平均値) (b)	バックグラウンド濃度 +寄与濃度 (c)=(b)+(a)	環境基準値	バックグラウンド濃度 に対する寄与割合 (a)/(b)×100
C-1	IV	0.02mg/L	0.33mg/L	0.35 mg/L	1.0mg/L 以下	6%
B-1	Ш	0.01mg/L	0.33mg/L	0.34mg/L	0.6mg/L 以下	3%
B-2	III	0.00mg/L	0.40mg/L	$0.40 \mathrm{mg/L}$	0.6mg/L 以下	0%

注: 寄与濃度は、水質予測結果(夏季平均値)を年平均値に換算して算出した。なお、換算式は、公共用水域水質測定結果により水質の夏季平均値と年 平均値から作成した。

【T-P】(表層)

環境 基準点	類型	寄与濃度 (a)	バックグラウンド濃度 (年平均値) (b)	バックグラウンド濃度 +寄与濃度 (c)=(b)+(a)	環境基準値	バックグラウンド濃度 に対する寄与割合 (a)/(b)×100
C-1	IV	0.001mg/L	0.041mg/L	0.042mg/L	0.09mg/L 以下	2%
B-1	III	0.001mg/L	0.040mg/L	0.041mg/L	0.05mg/L 以下	3%
B-2	III	0.001mg/L	0.044mg/L	0.045mg/L	0.05mg/L 以下	2%

注:寄与濃度は、水質予測結果(夏季平均値)を年平均値に換算して算出した。なお、換算式は、公共用水域水質測定結果により水質の夏季平均値と年 平均値から作成した。

第 4.3.3-4 表 環境基準点における水質予測結果と環境基準値との比較 (B案)

【COD】(表層)

環境 基準点	類型	寄与濃度 (a)	バックグラウンド濃度 (年 75%値) (b)	バックグラウンド濃度 +寄与濃度 (c)=(b)+(a)	環境基準値	バックグラウンド濃度 に対する寄与割合 (a)/(b)×100
C-1	С	0.2mg/L	4.3mg/L	4.5mg/L	8mg/L 以下	5%
B-1	В	0.0mg/L	4.4mg/L	4.4mg/L	3mg/L 以下	0%
B-2	В	0.0mg/L	4.6mg/L	4.6mg/L	3mg/L 以下	0%

- 注: 1. 寄与濃度は、水質予測結果 (夏季平均値) を年 75%値に換算して算出した。なお、換算式は、公共用水域水質測定結果により水質の夏季平均値と年 75%値から作成した。
 - 2. バックグラウンド濃度は、各環境基準点における平成 26 年度の公共用水域水質測定結果(「平成 27 年度版 環境白書」(兵庫県、平成 28 年))を示す。(T-N 及び T-P も同じ)

【T-N】(表層)

環境 基準点	類型	寄与濃度 (a)	バックグラウンド濃度 (年平均値) (b)	バックグラウンド濃度 +寄与濃度 (c)=(b)+(a)	環境基準値	バックグラウンド濃度 に対する寄与割合 (a)/(b)×100
C-1	IV	0.03mg/L	0.33 mg/L	0.36mg/L	1.0mg/L 以下	9%
B-1	III	0.01mg/L	0.33mg/L	0.34mg/L	0.6mg/L 以下	3%
B-2	III	0.00mg/L	0.40mg/L	0.40mg/L	0.6mg/L 以下	0%

注:寄与濃度は、水質予測結果(夏季平均値)を年平均値に換算して算出した。なお、換算式は、公共用水域水質測定結果により水質の夏季平均値と年 平均値から作成した。

【T-P】(表層)

環境 基準点	類型	寄与濃度 (a)	バックグラウンド濃度 (年平均値) (b)	バックグラウンド濃度 +寄与濃度 (c)=(b)+(a)	環境基準値	バックグラウンド濃度 に対する寄与割合 (a)/(b)×100
C-1	IV	0.002mg/L	0.041mg/L	0.043mg/L	0.09mg/L 以下	5%
B-1	Ш	0.001mg/L	0.040mg/L	$0.041 \mathrm{mg/L}$	0.05mg/L 以下	3%
B-2	Ш	0.001mg/L	0.044mg/L	0.045mg/L	0.05mg/L 以下	2%

注: 寄与濃度は、水質予測結果(夏季平均値)を年平均値に換算して算出した。なお、換算式は、公共用水域水質測定結果により水質の夏季平均値と年 平均値から作成した。

第 4.3.3-5 表 環境基準点における水質予測結果と環境基準値との比較 (C案)

【COD】(表層)

環境 基準点	類型	寄与濃度 (a)	バックグラウンド濃度 (年 75%値) (b)	バックグラウンド濃度 +寄与濃度 (c)=(b)+(a)	環境基準値	バックグラウンド濃度 に対する寄与割合 (a)/(b)×100
C-1	С	0.5mg/L	4.3mg/L	4.8mg/L	8mg/L以下	12%
B-1	В	0.0mg/L	4.4mg/L	4.4mg/L	3mg/L以下	0%
B-2	В	0.0mg/L	4.6mg/L	4.6mg/L	3mg/L以下	0%

- 注:1. 寄与濃度は、水質予測結果(夏季平均値)を年 75%値に換算して算出した。なお、換算式は、公共用水域水質測定結果により水質の夏季平均 値と年 75%値から作成した。
 - 2. バックグラウンド濃度は、各環境基準点における平成 26 年度の公共用水域水質測定結果(「平成 27 年度版 環境白書」(兵庫県、平成 28 年))を示す。 (T-N 及び T-P も同じ)

【T-N】(表層)

環境 基準点	類型	寄与濃度 (a)	バックグラウンド濃度 (年平均値) (b)	バックグラウンド濃度 +寄与濃度 (c)=(b)+(a)	環境基準値	バックグラウンド濃度 に対する寄与割合 (a)/(b)×100
C-1	IV	0.10mg/L	0.33mg/L	0.43mg/L	1.0mg/L 以下	30%
B-1	III	0.00mg/L	0.33mg/L	0.33mg/L	0.6mg/L 以下	0%
B-2	III	0.00mg/L	0.40mg/L	0.40mg/L	0.6mg/L 以下	0%

注:寄与濃度は、水質予測結果(夏季平均値)を年平均値に換算して算出した。なお、換算式は、公共用水域水質測定結果により水質の夏季平均値と年 平均値から作成した。

【T-P】(表層)

環境 基準点	類型	寄与濃度 (a)	バックグラウンド濃度 (年平均値) (b)	バックグラウンド濃度 +寄与濃度 (c)=(b)+(a)	環境基準値	バックグラウンド濃度 に対する寄与割合 (a)/(b)×100
C-1	IV	0.007mg/L	0.041mg/L	0.048mg/L	0.09mg/L 以下	17%
B-1	Ш	0.001mg/L	0.040mg/L	0.041mg/L	0.05mg/L 以下	3%
B-2	III	0.001mg/L	0.044mg/L	0.045mg/L	0.05mg/L 以下	2%

注:寄与濃度は、水質予測結果(夏季平均値)を年平均値に換算して算出した。なお、換算式は、公共用水域水質測定結果により水質の夏季平均値と年 平均値から作成した。

4.4 総合評価

対象事業実施区域周辺での環境に対する負荷は小さいものと想定されるが、対象事業実施区域 周辺海域での環境の現状を勘案し、本事業の実施により重大な影響を受けるおそれのある「水質 (水の汚れ)」、「水質(水の濁り)」、「動物・植物・生態系」を計画段階配慮事項として選定し、 調査、予測及び評価を行った。

〇護岸等の施工

「護岸等の施工」については、現時点で詳細な事業計画が決まっていないものの、類似事例である2期神戸沖埋立処分場の環境影響評価における予測条件を参考に、同様の護岸等の施工を想定した場合の影響について予測・評価した。評価結果の詳細は、第4.4-1表のとおりである。

その結果、護岸等の施工に伴う「水質(水の濁り)」について、表層(海面~海面下2m)でSSの寄与濃度が2mg/Lを超える海域は対象事業実施区域外にはみられない。また、SSの寄与濃度が最も高い最下層(南護岸周辺海面下約16~17m)においても、2mg/Lを超える海域は対象事業実施区域の近傍に留まっていることから「水質(水の濁り)」への影響は小さく、2期神戸沖埋立処分場と同様に護岸延長上に複数の盛砂工が集中して施工される時点を想定した場合でも重大な環境影響は生じないものと評価する。さらに、盛砂工が過度に集中することなく円滑に行われるよう、工事管理、工事計画の面から今後検討し、環境負荷の低減を図ることに努める。

「動物・植物・生態系」について、水の濁りが2mg/L を超える海域は、動物の重要な種の確認位置から十分に離れており、また、動物の注目すべき生息地、植物の重要な群落、重要な自然環境のまとまりの場である2期神戸沖埋立処分場の緩傾斜護岸等への影響は限られている。さらに、2期神戸沖埋立処分場と同程度の施工規模とすることや汚濁防止膜の展張による濁りの防止等により、実行可能な範囲内で出来る限り回避・低減することから、本事業による重大な環境影響は生じないものと評価する。

○浸出液処理水の排出

「浸出液処理水の排出」における「水質 (水の汚れ)」については、排出口の位置を複数設定し、各案について評価した。評価の観点は、「I 環境基準点における予測結果」及び「II 排出水の拡散状況」とし、それぞれ次のとおりに評価した。

「I 環境基準点における予測結果」は、第 4.4-2 表のとおりである。COD については、バックグラウンドで既に環境基準値を上回っている地点(基準点 B-1、B-2)がみられるが、いずれの案においても影響は確認されない。また、環境基準値を上回っていない地点(基準点 C-1)においても影響は小さく、新たに環境基準値を上回る地点はみられない。T-N 及び T-P についてはいずれの案においても環境基準値を下回っている。これらのことから、3 案のいずれの案においても「水質(水の汚れ)」への影響は小さく 2 期神戸沖埋立処分場と同様に排水処理を適切に行うことにより重大な環境影響は生じないものと評価する。

「Ⅱ 排出水の拡散状況」は、第 4.3.3-4 図~第 4.3.3-6 図にみられるように、南側海域では海水の流れが比較的速く、水の汚れが希釈拡散されやすいことから COD、T-N 及び T-P のいずれも水質濃度の上昇範囲が比較的狭い。一方で、西側海域では周辺が防波堤等に囲まれていることから水の流れが比較的遅く、水の汚れが希釈拡散されにくいことから COD、T-N 及び T-P のいずれの水質濃度も上昇範囲が比較的広い。排出水の拡散状況の観点からは、閉鎖性の高い海域への水の汚れの排出は避けるとともに、速やかに希釈拡散され、周辺海域の水質への影響を低減することが望ましいと考えられることから、予測結果にみられるように、水質濃度の上昇範囲が狭

く、かつ希釈拡散が速やかな南側海域に排出する A 案が環境への影響が最も小さい案と評価する。 以上のとおり、「I 環境基準点における予測結果」及び「II 排出水の拡散状況」の観点から、 第 4.4-3 表に示すように A 案(排出口の方向:南護岸)が環境に最も配慮した計画であると評価 する。

第 4.4-1 表 護岸等の施工における評価結果

	項目	評価結果		
水質 (水の濁り)	SS	表層ではSSの寄与濃度が2mg/Lを超える海域は対象事業実施区域外にはみられず、SSの寄与濃度が高い最下層においても対象事業実施区域の近傍に留まっている。		
動物・植物・生態系	動物: 重要な種	SS の寄与濃度が最も高い最下層においても対象事業 実施区域の近傍に留まっており、対象事業実施区域 周辺海域での動物の重要な種の確認位置から十分離 れている。		
	植物: 重要な種	海域に生育する植物での重要な種は確認されていないため、護岸等の施工による水の濁りが重要な種に及ぼす影響はない。		
	動物:注目すべき生息地 植物:重要な群落 生態系:地域を特徴づける生態系	注目すべき生息地、重要な群落及び地域を特徴づける生態系である2期神戸沖埋立処分場の緩傾斜護岸等と水の濁りが重なる範囲は狭く、最下層に限られている。		
	総合評価	「水質(水の濁り)」、「動物・植物・生態系」への影響は小さく、2期神戸沖埋立処分場と同様の護岸等の施工を想定した場合には、本事業の実施に伴う重大な環境影響は生じないものと評価する。		

第 4.4-2 表 浸出液処理水の排出(3 案)における環境基準点における予測結果の比較

			浸出	液処理	水の	バツ	クグラウ	フンド	バッ	クグラウ	フンド	-	寄与割合	ì						
			16	-	寄与濃度	£		濃度			5+寄与		, ,	(%)						
				複		(a)			(b)	·		c)=(a)+(b	<u> </u>	``)/(b)×10		評	11 #1-64 PT		
		項目	l	数案	基準点	基準点	基準点	基準点	基準点	基準点	基準点	基準点	基準点	基準点	基準点	基準点	価	比較結果		
				籴	C-1	B-1	B-2	C-1	B-1	B-2	C-1	B-1	B-2	C-1	B-1	B-2	,,			
					C類型	B類型	B類型	C類型	B類型	B類型	C類型	B類型	B類型	C類型	B類型	B類型				
					IV類型	Ⅲ類型	Ⅲ類型	IV類型	Ⅲ類型	Ⅲ類型	IV類型	Ⅲ類型	Ⅲ類型	IV類型	Ⅲ類型	Ⅲ類型		・いずれもバックグ		
			A 案	0.1	0.0	0.0	4.3	4.4	4.6	4.4	4.4	4.6	2	0	0	1位	ラウンド濃度に比較して寄与濃度が小さい。			
I	環 境 基		化学的 酸素 要求量 (COD)	B 案	0.2	0.0	0.0	4.3	<u>4.4</u>	4.6	4.5	4.4	4.6	5	0	0	2位	・近傍の環境基準点に対する寄与割合は A 案が最も低い。		
境		(mg/L)	C 案	0.5	0.0	0.0	4.3	4.4	4.6	4.8	4.4	4.6	12	0	0	3位	濃度で既に環境基準値を超えている 地点では、影響は みられない。			
点に	水	水の	カ 全窒素	A 案	0.02	0.01	0.00	0.33	0.33	0.40	0.35	0.34	0.40	6	3	0	1位	・いずれもバックグラウンド濃度+寄 与濃度において環		
おける	質	汚れ		B 案	0.03	0.01	0.00	0.33	0.33	0.40	0.36	0.34	0.40	9	3	0	2位	境基準値を下回 る。 ・近傍の環境基準点		
予測	予測		,	C 案	0.10	0.00	0.00	0.33	0.33	0.40	0.43	0.33	0.40	30	0	0	3位	に対する寄与割合 は A 案が最も低 い。		
結 果						A 案	0.001	0.001	0.001	0.041	0.040	0.044	0.042	0.041	0.045	2	3	2	1位	・いずれもバックグラウンド濃度+寄 与濃度において環
		全燐 (T-P) (mg/L)	B 案	0.002	0.001	0.001	0.041	0.040	0.044	0.043	0.041	0.045	5	3	2	2位	境基準値を下回 る。 ・近傍の環境基準点			
			4119/ 11/	C 案	0.007	0.001	0.001	0.041	0.040	0.044	0.048	0.041	0.045	17	3	2	3位	に対する寄与割合 は A 案が最も低 い。		

- 注:1. 化学的酸素要求量(COD)は年75%値、全窒素(T-N)及び全燐(T-P)は年平均値をそれぞれ示す。
 - 2. バックグラウンド濃度は、各環境基準点における平成 26 年度の公共用水域水質測定結果(「平成 27 年度版 環境白書」(兵庫県、平成 28 年))を示す。
 - 3. 排出口の位置は、A 案: 南護岸、B 案: 西護岸南寄り、C 案: 西護岸北寄りである。詳細な位置は、第 4.3.3-3 図に示すとおりで ある
 - 4. 下線部は、当該水域における水域分類での環境基準値を上回っている値であることを示す。

第 4.4-3 表 浸出液処理水の排出 (3 案) における評価結果の比較

	観点	項目		3案			
	既 尽		(場合)	A案	B案	C案	
Ι	環境基準点における	- レ 左左	化学的酸素要求量(COD)	1位	2位	3位	
	予測結果	水質(水の汚れ)	全窒素(T-N)	1位	2位	3位	
			全燐 (T-P)	1位	2位	3位	
Π	排出水の拡散状況			1位	2位	3位	
	総合評価			1位	2位	3位	

4.5 総括

計画段階配慮事項についての現況と予測及び評価の結果等のまとめは、第 4.5-1 表のとおりである。

第 4.5-1 表 計画段階配慮事項についての現況、予測及び評価の結果等のまとめ

計画段階配慮 事項	環境の現況	環境配慮の内容	予測及び評価の結果
水質(水の濁り)	・2期神戸沖埋立処分場の 事後調査に基づく結果: SSの一部の検体が海域特性値を上回っている。 ・公共用水域の水質測定結果:SSは1~10mg/Lの範囲である。	【工事中】 ・2期神戸沖埋立処分場と同規模の施工規模 ・汚濁防止膜の展張による濁り拡散の防止・適切な施工管理	【工事中】 ・表層では、SSの寄与濃度が2mg/Lを超える海域は、対象事業実施区域外にはみられなかった。また、SSの寄与濃度が最も高い最下層においても、対象事業実施区域の近傍に留まっており、南側海域への広がりはほとんどみられない。 以上より、重大な影響は生じないものと評価する。
動物·植物·生態系	・動物の重要な種:6種類が確認された。・植物の重要な種:確認されなかった。	【工事中】 ・汚濁防止膜の展張による濁り拡散の防止 ・適切な施工管理	【工事中】 ・動物の重要な種が確認された位置は、水の濁りの影響が及ぶ範囲から十分離れている。 ・植物の重要な種は確認されていない。 以上より、重大な影響は生じないものと評価する。
	・注目すべき生息地、重要な群落及び重要な自然環境のまとまりの場: 2期神戸沖埋立処分場、ポートアイランド及び神戸空港の傾斜護岸、緩傾斜護岸が確認された。	【工事中】 ・汚濁防止膜の展張に よる濁り拡散の防止 ・適切な施工管理	【工事中】 ・注目すべき生息地、重要な群落及び重要な自然環境のまとまりの場は、水の濁りの影響が及ぶ範囲(SSの寄与濃度2mg/Lを超える範囲)と一部が重なっているものの、その範囲は狭く、かつ底層に限られる。以上より、重大な影響は生じないものと評価する。
水質(水の汚れ)	・2期神戸沖埋立処分場の 事後調査に基づく結果: COD、T-N及びT-Pの一 部の検体が環境基準値を 上回り、CODの一部の検 体が海域特性値を上回っ ている。 ・公共用水域の水質測定結 果: COD は一部の環境基 準点で環境基準値を上回っている。	【供用時】 ・排水処理施設による 適切な排水処理	【供用時】 ・いずれの案においても、COD、T-N、T-Pのいずれの項目とも、浸出液処理水の排出による周辺海域での水質濃度の増加はわずかであり、環境基準点での水質濃度の増加は小さい。 以上より、重大な影響は生じないものと評価する。 ・3案では、以下の理由より排出口の方向が南護岸である A 案が最も環境に配慮した案であると評価する。 「I 環境基準点における予測結果」の観点では、既に環境基準値を上回っている地点に対して、3 案のいずれの案においても影響はみられなかった。 「II 排出水の拡散状況」の観点から、西側の海域への水質濃度の上昇範囲が狭く、かつ希釈拡散が速やかな南側海域に排出する A 案が最も環境への影響が小さい案と評価する。

第5章 計画段階環境配慮事項の選定等についての専門家等 からの助言

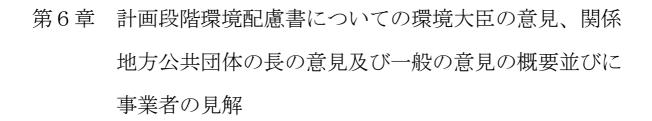
第5章 計画段階環境配慮事項の選定等についての専門家等からの助言

5.1 計画段階環境配慮事項の選定等についての専門家等からの助言

環境影響評価法に基づく主務省令(廃棄物の最終処分場)第5条第4項及び第10条第1項に規定する計画段階配慮事項の選定、計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法、調査、予測及び評価の手法の選定に当たって専門家から受けた助言の内容は、第5.1-1表のとおりである。

第 5.1-1 表 専門家からの助言の内容と対応

お 5.1 「衣 寺门家からの助旨の内谷と対心							
分類	助言を受けた 専門家の所属 (専門分野)	内容	対応				
	大学准教授 (沿岸海洋学)	・水質の調査・予測で潮流場が必要と考えられる。 ・新たな環境基準として検討されている「透明度」、「底層 DO」や「重金属」等の観点とともに、次の段階では調査・予測が必要になると考えられる。	・方法書段階以降の検討において、現況の潮流調査を実施した上で潮流の再現計算・予測計算を行い、水質を予測する。 ・指摘項目について方法書段階以降の検討における水質調査とするとともに、底層 DO を予測項目とする。				
	大学教授 (環境流体力学)	・配慮書段階では十分なモデルを選定している。 ・方法書段階以降では、風や日潮不等を考慮し たモデルとすることについても検討が必要と 考えられる。	- ・方法書段階以降の検討に用いるモデルにおいて対象事業実施区域及びその周辺における風や日潮不等が評価結果に及ぼす影響の多寡等も踏まえて検討する。				
水質		・底層では南西からの流れが強い海域のため、 潮流調査などを検討した方が良いと考えられ る。	・方法書段階以降の検討における調査・予測項目とする。				
	大学准教授 (環境水理学)	・配慮書段階では十分なモデルを選定している。 ・予測ではSSの発生位置を複数設定しているが、 実際の工事ではSSの発生量には複数の発生源 でばらつきがあると考えられる。予測で設定 している条件を明記すべき。	- ・予測では均等に SS が発生するとし て計算していることを配慮書に明 記する。				
		・水質の予測項目に「DO」も加えるべきと考えられる。	・底層 DO も含め、方法書段階以降の 検討における調査・予測項目とす る。				
	大学教授 (沿岸資源生態学)	・配慮事項として、「流れ」の検討が必要と考え られる。	・「潮流」は主務省令の参考項目となっていないため、計画段階配慮事項とはせず、方法書段階以降の検討における調査・予測項目とする。				
		・事業実施想定区域の西側などで調査を実施すれば、重要な種が出てくる可能性があるのではないかと考えられる。	・方法書段階以降の検討における調査・予測項目とする。				
動物・ 植物・ 生態系	大学教授 (沿岸資源生態学)	・水の汚れは COD 等で評価しているが、生物に 最も影響を与えるのは DO であり、留意する 必要があると考えられる。	・底層 DO を含めて DO を方法書段階 以降の検討における調査・予測項 目とする。				
	《归开具你生恋子》	・生物全体の種数の変化や種組成の変化を確認 したり、生物に強く影響する海域の DO の長 期モニタリングを実施したりすることが必要 と考えられる。	・方法書段階以降の検討において、 底層 DO の観点から調査を行うと ともに、DO のみならず生物の種 数、組成の変化にも注目して事後 調査を実施する。				
その他	大学准教授 (沿岸海洋学)	・「六甲アイランド南建設事業」での評価を前提 として利用しているため、本事業と「六甲ア イランド南建設事業」の事業の違いを明示す べき。	・既に環境影響評価を実施している 六甲アイランド南建設事業との相 違点を記載する。				



- 第6章 計画段階環境配慮書についての環境大臣の意見、関係地方公共団体の長の意見及び 一般の意見の概要並びに事業者の見解
- 6.1 計画段階環境配慮書についての環境大臣の意見及び事業者の見解
- 6.1.1 計画段階環境配慮書について述べられた環境大臣の意見

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第3条の6の規定に基づく、平成29年3月1日に環境大臣へ送付した「フェニックス3期神戸沖埋立処分場(仮称)設置事業に係る計画段階環境配慮書」(以下「配慮書」という。)についての環境大臣の意見は次のとおりである。

環廃企発第1705164号 平成29年5月16日

大阪湾広域臨海環境整備センター 理事長 荒木 一聡 様

環境大臣山本公



フェニックス3期神戸沖埋立処分場(仮称)設置事業計画段階環境配慮書に対する意見について

環境影響評価法第3条の4第1項の規定に基づき送付された標記計 画段階環境配慮書について、同法第3条の6の規定に基づき、別紙のと おり意見を述べる。

フェニックス3期神戸沖埋立処分場(仮称)設置事業に係る 計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)(以下「センター法」という。)に基づき、廃棄物の適正な海面埋立てによる処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を図るため、広域処理場整備対象港湾である大阪港、堺泉北港、神戸港及び尼崎西宮芦屋港において廃棄物の処分と港湾の整備を行う大阪湾フェニックス事業の一環として、大阪湾広域臨海環境整備センター(以下「事業者」という。)が兵庫県神戸市地先の神戸港に面積約75haの廃棄物最終処分場を設置するものである。

本事業により埋め立てられることが想定されている近畿圏内の広域処理対象区域において生じる廃棄物は、府県の区域を超えた処理が適当とされており、対象区域の地方公共団体等の排出者からの委託に基づき、本事業者が最終処分を行っている。

本事業を実施する神戸港を含むこれら広域処理場整備対象港湾が存する海域は、「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について」(答申)(昭和49年5月9日瀬環審第12号:以下「埋立の基本方針」という。)に沿って埋立てを厳に抑制すべきとされている海域であり、埋立てについて環境保全上特別な配慮が必要である瀬戸内海に位置し、かつ、事業実施想定区域及びその周辺において、水質のCOD、全りんに関する環境基準値を上回る地点が現に存在していることから、本事業による埋立て及び排水等により潮流・水質・生態系等への影響が懸念される。

また、埋立の基本方針に加えて、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第3条に基づく瀬戸内海環境保全基本計画(平成27年2月27日全部変更閣議決定)においては、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用(3R)の促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進することにより、廃棄物としての要最終処分量の減少等を図るものとされており、対象区域の地方公共団体で組織する大阪湾広域処理整備促進協議会(以下「促進協」という。)においては減量化目標を定めるなどの取組みが行われてきたが、現状では、促進協における廃棄物の減量化目標が平成28年度以降定められていない。さらに、広域処理対象区域を含む2府4県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)における一般廃棄物のリサイクル率は全国平均よりも低く、一人当たりの一般廃棄物の最終処分量では全国平均を上回っている。よって、廃棄物の適正処理を確保しつつ、安易な最終処分を避け、今後の埋立てを必要最小限にして瀬戸内海の環境を保全するためには、本事業者による環境配慮はもとより、促進協を構成する地方公共団体等の排出者が、政府が定める瀬戸内海環境保全基本計画や廃棄物処理基本方針(平成28年1月21日策定)等を踏まえ、廃棄物の発生抑制、リサイクル率の向上、最終処分量の減量化等の計画的な推進と着実なPDCAを実施することが重要である。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずること。

1. 総論

(1) 累積的影響

事業実施想定区域の東側に2期神戸沖埋立処分場が位置しており、当該処分場における埋立てに伴う排水と、本事業の護岸工事に伴う水の濁りが同時期に発生することが想

定されるため、水環境並びに水環境の変化に伴う動物、植物及び生態系への累積的な影響が懸念される。このため、2期神戸沖埋立処分場における排水状況を踏まえ、水環境並びに水環境の変化に伴う動物、植物及び生態系への累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、工事計画を検討すること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3) 排出者との連携・協力等

瀬戸内海環境保全基本計画や廃棄物処理基本方針等の政府の方針も踏まえ、廃棄物の 適正処理を確保しつつ、安易な最終処分を避けるために、広域処理対象区域において、 更なる廃棄物の発生抑制やリサイクルの計画的な推進により、最終処分量の減量化が図 られるよう、排出者との連携・協力等を最大限追求すること。

2. 各論

(1) 水環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺において、水質のCOD、全りんに関する環境基準値を上回る地点が現に存在しているところ、本事業の実施に伴い、工事による水質汚濁の発生、埋立地の存在による潮流の変化、廃棄物最終処分場からの有害物質、SS、栄養塩類等を含む浸出液処理水の排出による貧酸素水塊の発生等、水環境への影響が懸念される。このため、水環境に関する調査を行い、詳細な潮流及び水質シミュレーションにより影響を定量的に把握した上で、環境影響を評価すること。また、その結果を踏まえて、工事中の濁水処理について所要の措置を講じるとともに、現行の2期神戸沖埋立処分場と同等以上の排水に係る管理目標値の設定及び排水処理の実施により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)動物、植物、生態系に対する影響

本事業の実施に伴い事業実施想定区域内では埋立てが行われ、事業実施想定区域周辺 の海域では水環境の変化による動物、植物及び生態系への影響が懸念されるため、既存 調査に加えて事業実施想定区域及びその周辺における動物、植物及び生態系に関する調 査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえて、所要の措置を講じ、動物、 植物及び生態系への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

6.1.2 環境大臣の意見についての事業者の見解

配慮書についての環境大臣の意見及びこれに対する事業者の見解は、第 6.1-1 表に示すとおりである。

第 6.1-1 表(1) 配慮書について述べられた環境大臣の意見及び事業者の見解

環境大臣の意見

事業者の見解

1 総論

(1) 累積的影響

事業実施想定区域の東側に2期神戸沖埋立処分場が位置しており、当該処分場における埋立てに伴う排水と、本事業の護岸工事に伴う水の濁りが同時期に発生することが想定されるため、水環境並びに水環境の変化に伴う動物、植物及び生態系への累積的な影響が懸念される。このため、2期神戸沖埋立処分場における排水状況を踏まえ、水環境並びに水環境の変化に伴う動物、植物及び生態系への累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、工事計画を検討すること。

水環境並びに水環境の変化に伴う動物、植物 及び生態系に対する環境影響は、2期神戸沖埋 立処分場からの排水の状況を踏まえ、適切に調 査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて、 工事計画を検討します。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、これらが困難な場合に代償措置を検討することとします。

(3) 排出者との連携・協力等

瀬戸内海環境保全基本計画や廃棄物処理 基本方針等の政府の方針も踏まえ、廃棄物の 適正処理を確保しつつ、安易な最終処分を避 けるために、広域処理対象区域において、更 なる廃棄物の発生抑制やリサイクルの計画 的な推進により、最終処分量の減量化が図ら れるよう、排出者との連携・協力等を最大限 追求すること。 広域処理対象区域において、更なる廃棄物の発生抑制やリサイクルの計画的な推進により、 最終処分量の減量化が図られるよう、促進協に おける廃棄物の減量化・再利用に関する取組に 積極的に協力するとともに、廃棄物の排出者に 対し、最終処分量の減量化の重要性に係る効果 的な広報活動等を実施するよう努めます。

第 6.1-1 表(2) 配慮書について述べられた環境大臣の意見及び事業者の見解

環境大臣の意見

2 各論

(1) 水環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺において、 水質の COD、全りんに関する環境基準値を上 回る地点が現に存在しているところ、本事業 の実施に伴い、工事による水質汚濁の発生、 埋立地の存在による潮流の変化、廃棄物最終 処分場からの有害物質、SS、栄養塩類等を含 む浸出液処理水の排出による貧酸素水塊の 発生等、水環境への影響が懸念される。この ため、水環境に関する調査を行い、詳細な潮 流及び水質シミュレーションにより影響を 定量的に把握した上で、環境影響を評価する こと。また、その結果を踏まえて、工事中の 濁水処理について所要の措置を講じるとと もに、現行の2期神戸沖埋立処分場と同等以 上の排水に係る管理目標値の設定及び排水 処理の実施により、水環境への影響を回避又 は極力低減すること。

(2) 動物、植物、生態系に対する影響

本事業の実施に伴い事業実施想定区域内では埋立てが行われ、事業実施想定区域周辺の海域では水環境の変化による動物、植物及び生態系への影響が懸念されるため、既存調査に加えて事業実施想定区域及びその周辺における動物、植物及び生態系に関する調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえて、所要の措置を講じ、動物、植物及び生態系への影響を回避又は極力低減すること。

事業者の見解

方法書段階以降の環境影響評価において、水環境に関する調査及び詳細な潮流及び水質シミュレーションにより影響を定量的に把握した上で、予測・評価を実施し、その結果を踏まえて、工事中の濁水や浸出液処理水に対する所要の措置を講じます。また、排水処理の実施に当たっては、水環境への影響を回避又は極力低減するよう排水に係る管理目標値を適切に設定し、排水処理及び水質監視を行います。

方法書段階以降の環境影響評価においては、 既存調査に加えて対象事業実施区域及びその 周辺における動物、植物及び生態系に関する調 査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、 動物、植物及び生態系への影響を回避又は極力 低減するよう所要の措置を講じます。

6.2 計画段階環境配慮書についての兵庫県知事の意見及び事業者の見解

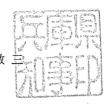
6.2.1 計画段階環境配慮書について述べられた兵庫県知事の意見

「最終処分場アセス省令」第14条第2項の規定に基づく、平成29年2月28日に兵庫県知事へ送付した配慮書についての兵庫県知事の意見は次のとおりである。

水 大 第 1058 号 平成29年4月28日

大阪湾広域臨海環境整備センター 理事長 荒 木 一 聡 様

兵庫県知事 井 戸 毎



大阪湾広域臨海環境整備センター フェニックス3期神戸沖埋立処分場(仮称) 設置事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見について

環境影響評価法第3条の7の規定により平成29年2月28日付けで貴センターから 送付のあった標記の計画段階環境配慮書について、「廃棄物の最終処分場事業に係る 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための 手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」 第14条第2項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり述べる。 なお、一般及び他の関係する行政機関からの意見にも適切に対応されたい。 大阪湾広域臨海環境整備センター フェニックス3期神戸沖埋立処分場(仮称) 設置事業に係る計画段階環境配慮書に関する意見

標記事業の計画段階環境配慮書について、環境の保全の観点から審査を行った。

本事業は、大阪湾広域臨海環境整備センターが、現在埋立処分をしている2期神戸沖埋立処分場の西隣に、新たに埋立処分場所の面積70ha程度の一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場(海面埋立処分場)を建設する計画であり、公有水面埋立免許を取得している区域のうち陸上残土による埋立を計画していた未施工部分を廃棄物最終処分場とすることで、大阪湾圏域広域処理場整備事業の対象圏域の生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資するとしている。

しかしながら、本事業は既設の廃棄物最終処分場(面積88ha)に隣接して大規模な廃棄物最終処分場を設置するものであり、瀬戸内海の大阪湾奥部に位置する海面を埋め立てることから、工事の実施及び施設の供用により、地域環境に影響を及ぼす可能性がある。

このことから、事業計画の決定及び環境影響評価の実施にあたって、選定した計画段階配慮事項への配慮はもとより、以下の事項について留意した上で、環境への影響を回避・低減する必要がある。

1 全体的事項

(1) 平成27年10月2日に瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律(平成27年法律第78号)が施行され、「瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海(里海)」とする基本理念が新設された。また、同法に基づく瀬戸内海環境保全基本計画や瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画では、従来の水質保全等に加え「沿岸環境の保全・再生・創出」や「水質の管理」等に取り組むこととされている。

このため、事業計画の決定にあたり、湾奥部での大規模な海面埋立であることを 踏まえ、選定した計画段階配慮事項以外の影響要因や環境要素も考慮するとともに、 計画決定過程で配慮した結果が分かるよう、環境影響評価方法書(以下「方法書」 という。)に記載すること。特に、新たに整備する護岸は、関連事業の進捗状況や 将来計画の具体性を踏まえ、生物の生息・生育空間の創出など環境により配慮した 構造とし、その検討経過及び結果を方法書に記載すること。

- (2) 事業計画の決定にあたり、本事業では多量の廃棄物を取り扱い、搬入施設や揚陸施設での積み替え、運搬や埋立など多くの作業が行われることから、取り扱う 廃棄物の性状及び管理体制等を明らかにするとともに、廃棄物の飛散流出防止対 策を万全にすること。
- (3) 環境影響評価の実施にあたっては、広域から搬入される廃棄物を処分する事業 特性を十分に考慮し、各環境要素に対する影響について改めて検討し、環境影響 を受ける範囲や環境影響評価項目を選定するとともに、適切な調査・予測及び評

価の実施並びに具体的な環境保全措置の検討を行うこと。

- (4) 環境影響評価の実施にあたり、隣接する既設の廃棄物最終処分場における埋立 事業の状況を考慮し、影響が懸念される大気環境や水環境等の環境要素について、 予測の前提条件を具体的に示すとともに、重複影響にも留意すること。
- (5) 環境影響評価の実施にあたり、環境影響評価指針(平成 10 年兵庫県告示第 28 号) も踏まえ、調査等の方法を選定すること。
- (6) 災害、事故による汚染物質の流出等により生活環境への悪影響が生じないよう 災害対策等に配慮すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

- ア 広域から運搬される廃棄物を搬入施設まで陸上輸送し、船舶へ積み替えて運搬 し、最終処分を行うことから、搬入施設への車両の運行、搬入施設からの船舶の 運航及び積み替え作業において、大気質、騒音、振動、粉じん及び悪臭の影響を 検討し、環境に影響を及ぼす場合は環境影響評価を行うこと。
- イ 工事の実施にあたり、事業実施想定区域外に工事用資材の運搬等に用いる仮設 工事用地などを設ける場合は、その用地における建設機械及び作業船の稼働や資 材等の運搬に用いる車両の運行について、大気質、騒音及び振動の環境影響評価 を行うこと。
- ウ 埋立・覆土用機械の稼働に伴う大気質及び騒音について、揚陸施設における機 械の稼働も考慮するとともに、発生源対策に配慮した計画とすること。

(2) 水環境

- ア 最終処分場の存在による水環境への影響について、潮流への影響が生じること から、事業実施想定区域周辺海域の最新の状況や計画を踏まえ、流向及び流速の 変化による溶存酸素量を含めた周辺水質への影響を含め環境影響評価を行うこ と。
- イ 浸出液処理水の排出に伴う水質への影響について、既設の廃棄物最終処分場で の実績や周辺海域の状況等を総合的に考慮した上で、有害物質等を含む排水の諸 元について方法書へ記載し、環境影響評価を行うこと。特に、栄養塩類について は、瀬戸内海環境保全特別措置法や瀬戸内海環境保全基本計画及び瀬戸内海の環 境の保全に関する兵庫県計画も踏まえ、排水の諸元及び環境影響評価方法の決定 を行うこと。

(3) 動物・植物・生態系

- ア 周辺海域に生息・生育する生物への影響について、貴重な生物種だけでなく、 水産業において重要な魚種であるカタクチイワシ及びイカナゴ等の漁獲・採捕対 象生物及びそれらの餌生物等の生息環境を含む生態系や育成環境への影響を含 め、適切に環境影響評価を実施すること。
- イ 隣接する廃棄物最終処分場等の事業により新たな海岸や陸地が造成されてお り、事業実施想定区域周辺の現在の状況に適応した動植物が生息・生育している ことを踏まえ、外来生物にも着目した環境影響評価を実施すること。

(4) 温室効果ガス等

工事の実施や処分場の供用に伴う二酸化炭素の排出について、建設機械や排水処理 施設の稼働等による二酸化炭素排出量及びその削減方策を方法書に記載すること。

6.2.2 兵庫県知事の意見についての事業者の見解

配慮書についての兵庫県知事の意見及びこれに対する事業者の見解は、第 6.2-1 表に示すとおりである。

第 6.2-1 表(1) 配慮書について述べられた兵庫県知事の意見及び事業者の見解

兵庫県知事の意見

1 全体的事項

むこととされている。

(1) 平成27年10月2日に瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律(平成27年法律第78号)が施行され、「瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海(里海)」とする基本理念が新設された。また、同法に基づく瀬戸内海環境保全基本計画や瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画では、従

来の水質保全等に加え「沿岸環境の保全・ 再生・創出」や「水質の管理」等に取り組

このため、事業計画の決定にあたり、湾 奥部での大規模な海面埋立であることを踏 まえ、選定した計画段階配慮事項以外の影 響要因や環境要素も考慮するとともに、計 画決定過程で配慮した結果が分かるよう、 環境影響評価方法書(以下「方法書」とい う。)に記載すること。特に、新たに整備す る護岸は、関連事業の進捗状況や将来計画 の具体性を踏まえ、生物の生息・生育空間 の創出など環境により配慮した構造とし、 その検討経過及び結果を方法書に記載する

(2) 事業計画の決定にあたり、本事業では多量の廃棄物を取り扱い、搬入施設や揚陸施設での積み替え、運搬や埋立など多くの作業が行われることから、取り扱う廃棄物の性状及び管理体制等を明らかにするとともに、廃棄物の飛散流出防止対策を万全にすること。

事業者の見解

瀬戸内海環境保全特別措置法や瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画等の最新の法令・計画を踏まえ、周辺環境への総合的な影響についても考慮して事業計画を決定します。

本事業は、第8章に記載のとおり既存の埋立 計画の埋立用材を変更する事業であり、護岸構 造は過去に環境影響評価を実施した上で取得 された埋立免許を基本とします。

方法書においては、既存の環境影響評価との 関係を第7章にわかりやすく記載するととも に、実施する環境配慮事項を第2章に記載して います。

実績のある2期神戸沖処分場における環境 保全措置を基本とし、環境影響評価結果に基づ いて具体的な措置を決定します。取り扱う廃棄 物の現行の受入基準及び現行の管理体制を方 法書参考資料に記載しています。

第 6.2-1 表(2) 配慮書について述べられた兵庫県知事の意見及び事業者の見解

兵庫県知事の意見

事業者の見解

- (3) 環境影響評価の実施にあたっては、広域か ら搬入される廃棄物を処分する事業特性を 十分に考慮し、各環境要素に対する影響に ついて改めて検討し、環境影響を受ける範 囲や環境影響評価項目を選定するととも に、適切な調査・予測及び評価の実施並び に具体的な環境保全措置の検討を行うこ
- 広域処分場である事業特性を十分に考慮し、 各環境要素に対する影響について改めて検討 し、環境影響を受ける範囲や環境影響評価項目 を選定するとともに、適切な調査・予測及び評 価の実施並びに具体的な環境保全措置の検討 を行います。
- (4) 環境影響評価の実施にあたり、隣接する既 設の廃棄物最終処分場における埋立事業の 状況を考慮し、影響が懸念される大気環境 や水環境等の環境要素について、予測の前 提条件を具体的に示すとともに、重複影響 にも留意すること。
- 方法書段階以降の環境影響評価の実施に当 たっては、影響が懸念される大気環境や水環境 等の環境要素について、予測の前提条件を具体 的に示します。また、隣接する既設の廃棄物最 終処分場との重複影響にも留意します。
- (5) 環境影響評価の実施にあたり、環境影響評 価指針(平成10年兵庫県告示第28号)も 踏まえ、調査等の方法を選定すること。
- 環境影響評価の実施に当たっては、環境影響 評価指針(平成10年兵庫県告示第28号)も踏 まえ、調査等の方法を選定します。
- (6) 災害、事故による汚染物質の流出等により 生活環境への悪影響が生じないよう災害対 策等に配慮すること。
- 災害、事故による汚染物質の流出等により生 活環境への悪影響が生じないよう災害対策等 に配慮します。

2 個別的事項

搬入施設からの船舶の運航による大気質及 び粉じんの影響について、必要な調査・予測・ 評価を行います。

(1) 大気環境

なお、既存の搬入施設への廃棄物の輸送及び 船舶への積み替え作業については、環境影響評 価法に基づく環境影響評価の対象外ですが、広 域臨海環境整備センター法に基づく基本計画 を変更する際に、搬入施設に係る環境影響評価 を実施することとしています。

- ア 広域から運搬される廃棄物を搬入施設 まで陸上輸送し、船舶へ積み替えて運搬 し、最終処分を行うことから、搬入施設へ の車両の運行、搬入施設からの船舶の運航 及び積み替え作業において、大気質、騒音、 振動、粉じん及び悪臭の影響を検討し、環 境に影響を及ぼす場合は環境影響評価を 行うこと。
- イ 工事の実施にあたり、事業実施想定区域 外に工事用資材の運搬等に用いる仮設工 事用地などを設ける場合は、その用地にお ける建設機械及び作業船の稼働や資材等 の運搬に用いる車両の運行について、大気 質、騒音及び振動の環境影響評価を行うこ
- 工事の実施にあたり、対象事業実施区域外に 工事用資材の運搬等に用いる仮設工事用地な どを設ける場合は、その用地における建設機械 及び作業船の稼働や資材等の運搬に用いる車 両の運行による大気質、騒音及び振動への環境 影響に配慮して、用地の選定を行います。
- ウ 埋立・覆土用機械の稼働に伴う大気質及 び騒音について、揚陸施設における機械の 稼働も考慮するとともに、発生源対策に配 慮した計画とすること。

埋立・覆土用機械の稼働に伴う大気質及び騒 音について、揚陸施設における機械の稼働も考 慮して、発生源対策に配慮した計画とします。

第 6.2-1 表(3) 配慮書について述べられた兵庫県知事の意見及び事業者の見解

兵庫県知事の意見

(2) 水環境

ア 最終処分場の存在による水環境への影 響について、潮流への影響が生じること から、事業実施想定区域周辺海域の最新 の状況や計画を踏まえ、流向及び流速の 変化による溶存酸素量を含めた周辺水質 への影響を含め環境影響評価を行うこ

イ 浸出液処理水の排出に伴う水質への影 響について、既設の廃棄物最終処分場で の実績や周辺海域の状況等を総合的に考 慮した上で、有害物質等を含む排水の諸 元について方法書へ記載し、環境影響評 価を行うこと。

特に、栄養塩類については、瀬戸内海 環境保全特別措置法や瀬戸内海環境保全 基本計画及び瀬戸内海の環境の保全に関 する兵庫県計画も踏まえ、排水の諸元及 び環境影響評価方法の決定を行うこと。

(3) 動物·植物·生態系

ア 周辺海域に生息・生育する生物への影 響について、貴重な生物種だけでなく、 水産業において重要な魚種であるカタク チイワシ及びイカナゴ等の漁獲・採捕対 象生物及びそれらの餌生物等の生息環境 を含む生態系や育成環境への影響を含 め、適切に環境影響評価を実施すること。

イ 隣接する廃棄物最終処分場等の事業に より新たな海岸や陸地が造成されてお り、事業実施想定区域周辺の現在の状況 に適応した動植物が生息・生育している ことを踏まえ、外来生物にも着目した環 境影響評価を実施すること。

(4) 温室効果ガス等

工事の実施や処分場の供用に伴う二酸化 炭素の排出について、建設機械や排水処理 施設の稼働等による二酸化炭素排出量及び その削減方策を方法書に記載すること。

事業者の見解

護岸の形状は過去に環境影響評価を実施し た上で取得された埋立免許を基本とすること から、最終処分場の存在による水環境への影響 は評価しませんが、浸出液処理水の排出につい て、潮流の流向及び流速の変化による溶存酸素 量を含めた周辺水質への影響の予測・評価を行 います。

浸出液処理水の排出に伴う水質への影響に ついて、既設の廃棄物最終処分場での実績や周 辺海域の状況等を総合的に考慮した上で、有害 物質等を含む排水の諸元について準備書に記 載し、環境影響評価を行います。

栄養塩類については、瀬戸内海環境保全特別 措置法や瀬戸内海環境保全基本計画及び瀬戸 内海の環境の保全に関する兵庫県計画も踏ま えて、排水の諸元及び環境影響評価方法を決定 します。

周辺海域に生息・生育する生物への影響につ いては、貴重な生物種はもとより漁獲・採捕対 象生物及びそれらの餌生物等の生息環境を含 む生態系や育成環境への影響にも着目して、適 切に環境影響評価を実施します。

外来生物にも着目して環境影響評価を実施 します。

工事の実施や処分場の供用における建設機 械や排水処理施設の稼働等による二酸化炭素 排出量及びその削減方策を準備書に記載しま す。

6.3 計画段階環境配慮書についての神戸市長の意見並びに事業者の見解

6.3.1 計画段階環境配慮書について述べられた神戸市長の意見

「最終処分場アセス省令」第14条の規定に基づく、平成29年2月28日に神戸市長へ送付した配慮書についての神戸市長の意見は次のとおりである。



神 環 環 自 第 3 9 号 平成 29年 4 月 27日

大阪湾広域臨海環境整備センター 理事長 荒木 一聡 様



「フェニックス3期神戸沖埋立処分場(仮称)設置事業 計画段階環境配慮書」 についての意見書

平成 29 年 2 月 28 日付文書により、環境影響評価法(平成 9 年 6 月法律第 81 号。以下「法」という。)第 3 条の 7 第 1 項の規定に基づき意見を求められた「フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場(仮称)設置事業 計画段階環境配慮書」(以下「配慮書」という。)について、神戸市環境影響評価等に関する条例(平成 9 年 10 月条例第 29 号)第 36 条第 1 項において準用する第 8 条の 7 第 1 項の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を述べる。

事業者においては、下記の意見内容を踏まえて、本事業の実施による環境への影響を可能な限り回避・低減するための措置を講じた上で、環境保全対策に万全を期されたい。

記

1 全般的事項

(1) 事業計画の検討

事業計画の決定にあたっては、瀬戸内海環境保全特別措置法や瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画等の最新の法令・計画を踏まえるとともに、周辺環境への総合的な影響についても考慮する必要がある。

また,その検討経過が分かるよう,環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)に詳細に記載する必要がある。

(2) 受入廃棄物

廃棄物の受入量や受入基準等,環境影響の予測・評価の前提となる廃棄物の情報に関して,2期神戸沖埋立処分場での受入実績を踏まえ,その詳細を方法書以降の図書に記載する必要がある。

(3) 環境影響評価の実施の方針

本事業の実施想定区域に隣接する2期神戸沖埋立処分場の環境影響評価手続で得られた知見を活用し、2期及び3期神戸沖埋立処分場の複合的な影響を含め、 大気環境、水環境、動物・植物・生態系等について、より精度の高い調査・予測・ 評価を実施する必要がある。

(4) 住民等への対応

本事業では廃棄物を取り扱うことから、住民等の関係者に対し、廃棄物の受入 基準や環境保全対策の内容等に関して、丁寧に説明する必要がある。

(5) 災害時の対策

台風・地震・津波等の災害により,護岸等の損傷や,それらに起因する周辺環境への影響が生じないよう,災害時の対策についても万全を期する必要がある。

2 個別的事項

(1) 大気環境

工事の実施及び廃棄物最終処分場の供用に伴う、建設機械及び作業船の稼働や、 資材等の運搬に用いる車両及び船舶の運行により、大気環境への影響が生じる可 能性が考えられることから、必要な調査・予測・評価を実施する必要がある。

(2) 水環境

水環境に係る予測・評価にあたっては、2期神戸沖埋立処分場からの浸出液処 理水の排出による影響や当該海域における潮流の特性も考慮して実施する必要 がある。

また,事業特性上,浸出液処理水の排出による有害物質の影響が考えられることから,必要な調査・予測・評価を実施する必要がある。

(3) 動物・植物・生態系

事業実施想定区域の周辺では、すでに緩傾斜護岸等が整備され、その環境に適 応した動植物が生息・生育していることから、引き続き、周辺海域における動植 物の生息・生育状況について必要な調査・予測・評価を実施する必要がある。 また、特定外来生物を含めた動植物のモニタリング体制の構築を検討する必要 がある。

6.3.2 神戸市長の意見についての事業者の見解

台風・地震・津波等の災害により、護岸

等の損傷や、それらに起因する周辺環境へ

の影響が生じないよう、災害時の対策につ

いても万全を期する必要がある。

配慮書についての神戸市長の意見及びこれに対する事業者の見解は、第 6.3-1 表に示すとおり である。

第 6.3-1 表(1) 配慮書について述べられた神戸市長の意見及び事業者の見解 神戸市長の意見 事業者の見解 1 全体的事項 最新の法令・計画を踏まえ、周辺環境への総 合的な影響についても考慮して事業計画を決 (1) 事業計画の検討 事業計画の決定にあたっては、瀬戸内海 定します。 方法書においては、第7章に既存の環境影響 環境保全特別措置法や瀬戸内海の環境の保 評価との関係を記載するとともに、第2章に環 全に関する兵庫県計画等の最新の法令・計 画を踏まえるとともに、周辺環境への総合 境の保全の配慮に係る検討の経緯を記載して 的な影響についても考慮する必要がある。 います。 また、その検討経過が分かるよう、環境 影響評価方法書(以下「方法書」という。) に詳細に記載する必要がある。 (2) 受入廃棄物 廃棄物の受入量や受入基準等、環境影響の予 廃棄物の受入量や受入基準等、環境影響 測・評価の前提となる廃棄物の情報を方法書参 の予測・評価の前提となる廃棄物の情報に 考資料に記載しています。 関して、2期神戸沖埋立処分場での受入実績 を踏まえ、その詳細を方法書以降の図書に 記載する必要がある。 (3) 環境影響評価の実施の方針 方法書段階以降の環境影響評価においては、 本事業の実施想定区域に隣接する2期神 2期神戸沖埋立処分場の環境影響評価手続で 戸沖埋立処分場の環境影響評価手続で得ら 得られた知見を活用し、2期神戸沖埋立処分場 れた知見を活用し、2期及び3期神戸沖埋 との複合的な影響を含め、大気環境、水環境、 立処分場の複合的な影響を含め、大気環境、 動物・植物・生態系等について、より精度の高 水環境、動物・植物・生態系等について、 い調査・予測・評価を実施します。 より精度の高い調査・予測・評価を実施す る必要がある。 本事業の実施に当たっては、住民等の関係者 (4) 住民等への対応 本事業では廃棄物を取り扱うことから、 の皆さまに、取り扱う廃棄物の性状、受入基準、 住民等の関係者に対し、廃棄物の受入基準 検査方法、実施している環境保全措置、事後調 や環境保全対策の内容等に関して、丁寧に 査の結果等を丁寧に説明します。 説明する必要がある。 (5) 災害時の対策 台風・地震・津波等の災害による護岸等の損

傷に起因する周辺環境への影響が生じないよ

う、万全を期してまいります。

第 6.3-1 表 (2) 配慮書について述べられた神戸市長の意見及び事業者の見解

神戸市長の意見

2 個別的事項 (1) 大気環境

工事の実施及び廃棄物最終処分場の供用 に伴う、建設機械及び作業船の稼働や、資 材等の運搬に用いる車両及び船舶の運行に より、大気環境への影響が生じる可能性が 考えられることから、必要な調査・予測・

評価を実施する必要がある。

事業者の見解

工事の実施及び廃棄物最終処分場の供用に 伴う建設機械及び作業船の稼働や、資材等の運 搬に用いる船舶の運航による大気環境への影 響について、必要な調査・予測・評価を実施し ます。

(2) 水環境

水環境に係る予測・評価にあたっては、 2期神戸沖埋立処分場からの浸出液処理水 の排出による影響や当該海域における潮流 の特性も考慮して実施する必要がある。

また、事業特性上、浸出液処理水の排出 による有害物質の影響が考えられることか ら、必要な調査・予測・評価を実施する必 要がある。

2期神戸沖埋立処分場からの浸出液処理水 の排出による影響や当該海域における潮流の 特性も考慮して、排出水中の有害物質による影 響も含めて水環境に係る調査・予測・評価を実 施します。

(3) 動物·植物·生熊系

事業実施想定区域の周辺では、すでに緩 傾斜護岸等が整備され、その環境に適応し た動植物が生息・生育していることから、 引き続き、周辺海域における動植物の生 息・生育状況について必要な調査・予測・ 評価を実施する必要がある。

また、特定外来生物を含めた動植物のモ ニタリング体制の構築を検討する必要があ

対象事業実施区域周辺海域における動植物 の生息・生育状況について必要な調査・予測・ 評価を実施します。また、特定外来生物を含め た動植物のモニタリング方法を検討します。

6.4 計画段階環境配慮書についての一般の意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第3条の4第1項の規定に基づき、平成29年2月28日に環境大臣に送付した配慮書についての公告・縦覧に関する事項並びに住民等から提出された意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

6.4.1 計画段階環境配慮書の公告及び縦覧等

1. 計画段階環境配慮書の公告・縦覧

「環境影響評価法」第3条の7第1項の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、配慮書を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日の翌日から起算して30日間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成29年2月28日(火)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

平成29年2月28日(火)付の次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- 神戸新聞(朝刊25 面)
- ・朝日新聞(朝刊27面 神戸・阪神版)
- ・毎日新聞(朝刊26面 神戸・阪神版)
- ・読売新聞(朝刊31面 神戸・阪神版)
- ・産経新聞(朝刊24面 神戸・阪神版)
- ·日本経済新聞(朝刊43面 大阪本社版)

② ホームページへの掲載

上記の公告に加え、事業者 (大阪湾センター) のホームページに、平成 29 年 2 月 28 日 (火) より配慮書の公表、公告等の「お知らせ」を掲示した。

(3) 縦覧場所

配慮書の縦覧場所は、第 6.4-1 表に示すとおりである。 また、事業者 (大阪湾センター) のホームページにおいて電子縦覧を実施した。

第 6.4-1 表 配慮書の縦覧場所

縦覧場所	所在地	
神戸市環境局環境保全部自然環境共生課	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所3号館6階	
神戸市東灘区役所	神戸市東灘区住吉東町5丁目2番1号	
兵庫県農政環境部環境管理局環境影響評価室	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁3号館12階	
大阪湾センター本社	大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階	

(4) 縦覧期間

配慮書の縦覧期間は、平成29年3月1日(水)から平成29年3月30日(木)までとした。 なお、土曜日、日曜日、祝日は除いた。また、縦覧時間は、9時から12時と13時から17時ま での間とした。

(5) 縦覧者数

各縦覧場所において、縦覧者名簿に記載した者の数は15名であった。

(6) インターネットの利用

ウェブサイトへのアクセス件数(平成29年3月30日までの延べ件数)は、1,374件であった。

(7) 説明会の開催

配慮書の内容について、第6.4-2表に示すとおり説明会を行った。

第 6.4-2 表 配慮書の説明会の開催

開催日時	開催場所	参加者人数(人)
平成29年3月4日(土)	神戸ファッション美術館	19
10 時から 11 時 40 分	オルビスホール	13
平成29年3月10日(金)	神戸市勤労会館2階	11
18時30分から19時30分	多目的ホール	11

2. 配慮書についての意見の把握

「環境影響評価法」第3条の7第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受けた。

(1) 意見書の提出期限

意見書の提出期限は、平成29年3月1日(水)から平成29年3月30日(木)までとした。

(2) 意見書の提出方法

意見書の提出方法は、下記のとおりとした。

- ・事業者への郵送による書面の提出
- ・事業者への電子メールによる提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は3通、環境の保全の見地からの意見の総数は7件であった。

6.4.2 一般の意見の概要についての事業者の見解

配慮書についての一般の意見の概要に対する事業者の見解は、第6.4-3表のとおりである。

第 6.4-3 表(1) 配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

① 覆土は「陸上残土等」によって行うとあるが、この場合の「陸上残土等」とは何か。 瓦礫等を含む建設残土を含むのか。

意見の概要

覆土に用いる陸上残土は、木片、ごみ等の 廃棄物が存在しないものであって、有害物質 に係る当センターの判定基準を満足するもの を使用します。方法書の参考資料に現行の受

入基準を掲載しました。

事業者の見解

② 3月4日の六甲アイランドにおける説明会では、これらの覆土の上にさらにきれいな土をかぶせるという説明がなされたが、それはどれくらいの量なのか。それらを明確にされたい。

廃棄物を埋め立てた後に、厚さ約5mの覆土等を行います。覆土に用いる陸上残土は、木片、ごみ等の廃棄物が存在しないものであって、有害物質に係る当センターの判定基準を満足するものを使用します。地表から1m以浅には、良質な残土を使用することとしています。

③ p2-7の図を見ると、3期事業においても、 2期事業と同様に台船式の排水処理施設を 設置するように見受けられるが、台船式処理施設には、①台船直下の部分が貧酸素化 し硫化水素が発生しやすい、②台船のため 沈殿槽の深さに制限がある、あるいは排水 の状況に応じて処理施設の拡充等が困難で あるといった欠点がある。3期事業の場合、 2期事業の陸化した部分を活用するのが得 策と考える。(特に、排出口位置をA案とす る場合は、2期事業区域に建設する方がよ いと考える。) ご意見を踏まえて、排水処理施設及び揚陸 施設の具体的な仕様等を検討します。

同様に、揚陸施設についても、現在の2 期事業の揚陸施設をそのまま活用する方が よいと考える。(p3-65 の表を見ると、当該 地域では、冬期には、北あるいは西の季節風 が卓越しており、3期事業西側に揚陸施設を 建設した場合、冬期には風により、揚陸時の 廃棄物の飛散、作業効率の低下などが予想さ れる。)

第 6.4-3 表(2) 配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

意見の概要

④ 3期事業西側の護岸については、直立護 岸で計画されているが、これは将来の土地

利用で岸壁・港湾関連用地として利用することを念頭に置いたものと考える。しかしながら、現在も港湾利用の目途はたっていないと考える。当該西側の護岸は、波浪の影響を強く受ける地点である。波圧など波浪に対して、安全性の観点から直立護岸と傾斜護岸(緩傾斜護岸を含む)のどちらが有利か検討いただき、直立護岸が明らかに有利でなければ、環境保全性の観点から(緩)傾斜護岸への変更を検討願いたい。

なお、六甲アイランド南の当初の埋立計画 では、埋立に併せて、防波堤を建設し、波 浪の影響を弱める計画であったが、現在も

まだ建設されていない状況である。

事業者の見解

本事業は、第8章に記載のとおり既存の埋立計画の埋立用材を変更する事業であり、将来の土地利用計画の下に取得された埋立免許における護岸構造を基本とします。西側の直立護岸は、平成9年に神戸市が埋立免許を取得した際に安全性を確認しています。

⑤ p 3-107 の表を見ると、事業地東側水域の 六甲アイランド南沖合(3)の DO の最小値は 2.2mg/L で、極めて厳しい環境にある。今 後、第1工区の浚渫土砂埋立場所での事業 が進み、東西間の海水の流動がなくなれば、 より深刻になると考えられる。(p4-27に示 すように、第7防波堤東端に、海域の動物 の重要な種の確認位置があり、生物への影 響も考えられる。) このため、第1工区と2 期事業・3期事業の間に水路(あるいは人 エラグーン)を設け、東西水域を連結させ ることを検討いただきたい。p5-1 に専門家 からの助言により DO を予測項目とすると しているが、予測の際には、東西の水路等 を設けた場合と設けない場合を比較検討 し、効果があると評価できる場合は、設置 について関係者間で協議いただきたい。

ご指摘の「六甲アイランド南建設事業」の 第1工区と第2工区の間は接しており、それ ぞれ土地利用の計画があることから、水路を 設置することはできません。

⑥ 嫌悪施設とならないよう、全面完成まで の期間も暫定利用すべきである。

例. 発電施設・・・ソーラー、風力 etc 果樹園、花園

⑦ 排水口をもっと海側に伸ばすようお願いします。

上部利用について関係者間で協議します。

排出口を沖合に伸ばすことは困難ですが、 環境負荷や経済性を考慮しつつ、水環境にと ってよりよい排出方法を検討します。

第7章 対象事業に係る環境影響評価の項目 並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

7.1 環境影響評価の項目の選定

7.1.1 環境影響評価の項目

本事業に係る環境影響評価の項目は、「最終処分場アセス省令」に基づき、本事業に関する事業特性、地域特性及び専門家等からの助言を踏まえて、「最終処分場アセス省令」第21条第1項に定める別表第1に掲げる一般的な事業内容と本事業の内容との相違を整理して把握した上で、影響要因と環境要素を検討し、選定した。

本事業における主な事業特性及び地域特性を要約すると、次のとおりである。

1. 主な事業特性

本事業は、「六甲アイランド南建設事業」として運輸省、厚生省、兵庫県及び神戸市の環境影響評価要綱等に基づいて環境影響評価を行い、平成9年12月に公有水面埋立免許を取得し着工した区域のうち、陸上残土等による埋立てを計画していた未施工の部分について、埋立用材を廃棄物に変更して実施するものである。

(1) 事業の内容

本事業の主な内容は、以下のとおりである(詳細は「2.2 第一種最終処分場事業の内容」参照)。

事業の種類の別:

廃棄物最終処分場(海面埋立処分場)の設置事業(廃棄物処理法に基づく許可施設である一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場)であり、東側を接している2期神戸沖埋立処分場で同様の事業を行っている。

・埋立処分の用に供される場所の面積、対象事業実施区域の規模及び埋立容量:

対象事業実施区域の面積75ha程度の範囲で埋立処分の用に供される場所の面積は70ha程度、 埋立容量は約1,200万m³を想定している。

・事業が実施されるべき区域(対象事業実施区域)の位置:

対象事業実施区域は、大阪湾の奥部、兵庫県神戸市東灘区向洋町地先の六甲アイランド南地 区第2工区内に位置し、大阪湾センターが現在埋立処分している2期神戸沖埋立処分場の西 隣に当たる。

(2) 工事の実施に関する内容

廃棄物埋立護岸は、取得されている公有水面埋立免許によることを基本とし、2期神戸沖埋立処 分場と同様に遮水工の設置等の工事を行う予定である。

工事の実施に関する本事業の内容は、以下のとおりである。

- ・護岸の建設等の工事期間は概ね8年程度が必要である。
- ・「管理型廃棄物埋立護岸 設計・施工・管理マニュアル」(財団法人港湾空間高度化環境研究センター、平成20年)に準拠し、外郭の護岸の築造と並行して内側に遮水矢板を設置する。
- ・護岸等の築造にあたっては必要に応じて地盤改良、盛砂等を行う。
- ・護岸等の築造の際に発生する濁りの周辺海域への拡散防止のために汚濁防止膜を展張する。
- ・建設機械、作業船及び運搬船については、低騒音低振動型で排出ガスが少ない省エネルギー型 の機種の採用に努めるとともに、整備点検を十分に行う。

- ・車両の走行による砂塵の飛散を防止するための場内作業ヤードの清掃、散水、車両の洗浄等を 実施する。
- ・水中発破のような顕著な水中音を継続的に発生させる工事は実施しない。
- 排水処理施設の設置を行う。
- ・台風・地震・津波等の災害により護岸の遮水性が大きく損なわれ、廃棄物等が外部へ流出しないように、護岸の設計・建設を行う。
- ・工法の選定等の際は、最新の知見を反映し、環境負荷の低減に努める。

(3) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

土地又は工作物の存在及び供用に関する本事業の内容は、以下のとおりである。

- ・2期神戸沖埋立処分場の埋立終了後に概ね20年程度の埋立処分を計画する。
- ・可燃性の廃棄物のうち腐敗性のある廃棄物は焼却したものを受入れ、腐敗性廃棄物は受入れない。
- ・廃棄物の運搬は、大気汚染原因物質の含有量が少ないA重油等の良質な燃料の運搬船を使用することを基本とし、「揚陸施設」(第2.2.7-2 図参照)から運搬船内の廃棄物を陸揚げする。
- ・廃棄物運搬船については、積込時には投入シュートや拡散防止シートなどを用い、運搬時には 船倉を防塵シートで覆うなど、廃棄物の飛散防止対策を実施する。
- ・廃棄物を陸揚げする際には、土砂落下防止シートを用いて廃棄物の飛散防止対策を実施する。
- ・車両の走行による砂塵の飛散を防止するための場内作業ヤードの清掃、散水、車両の洗浄施設 の設置等を実施する。
- ・廃棄物の飛散防止対策及び作業安全確保の観点から、強風時及び高波時には運搬・揚陸・埋立作業を行わない。
- ・埋立処分に必要な廃棄物運搬車両については適正な整備点検、過積載の防止等を実施するとと もに、走行による砂塵の飛散を防止するための場内作業ヤードの清掃、散水、車両の洗浄施設 の設置等を実施する。
- ・水面以上の埋立て時には埋立作業面の覆土等を行い、飛散防止に努める。
- ・事業活動により、廃棄物等が発生するが、再使用、再生利用及び関係法令に基づく適正処理を 行う。
- ・発電設備を設置する場合は、いおう酸化物、ばいじん、窒素酸化物に係る排出基準を遵守する ための措置を講じる。
- ・瀬戸内海、特に大阪湾奥部の水域に余水を放流することを考慮し、本事業では2期神戸沖埋立 処分場と同様に、管理目標値を定めて内水の排水処理を行い、排出口から海域に放流すること で、事業の実施による環境への負荷を実行可能な限り回避又は低減するよう努める。排水処理 施設については、これまでの大阪湾フェニックス事業における経験を踏まえ、より高い安全性 を確保できる処理方法を検討する。
- ・埋立処分中の内水を適切に監視し、排水処理を行っても放流水が管理目標値を満たさないおそれがある場合には、処理能力の増強等を行って対応する。
- ・埋立処分中の内水の水位は、水位差による護岸への影響、降雨等による内水位の変動等を考慮 して、平均海水面より低い管理目標水位を設定し、管理する。
- ・埋立処分終了後の維持管理期間に発生する浸出液についても、埋立処分中と同様に管理目標値 を定めて適切に浸出液の処理を行い、排出口から海域に放流する。
- ・台風・地震・津波等の災害により護岸の遮水性が大きく損なわれることによって廃棄物、浸出

液等の外部への流出が生じないよう、護岸の点検・管理を適切に実施する。

(4) 一般的な事業内容と本事業の内容の比較

一般的な最終処分場の事業内容と本事業の内容との相違を整理した結果は、第 7.1.1-1 表に示すとおりである。

第 7.1.1-1 表 一般的な事業内容(水面埋立)と本事業の内容との比較結果

区 分	一般的な事業の内容 ^{注)} [水面埋立]	本事業の内容	比較の結果
最終処分場の 種類	一般廃棄物の最終処分場又は 産業廃棄物の管理型最終処分 場とする。	一般廃棄物及び産業廃棄物の管 理型最終処分場である。	一般的な事業の内容と同様である。
立地の形式	水面埋立とする。	海面埋立処分場を設置する事業である(水面埋立)。	一般的な事業の内容 と同様である。
工事に関する 内容	水面埋立においては、作業船を 使用し、地盤改良、水中での杭 打ち及び水面への土石の投入 を行い、護岸築造を行う。また、 主要施設及び附帯設備の設置 工事に伴い、資材等の搬出入、 建設工事に伴う副産物の搬出 等を道路を経由し、又は、船舶 を利用して行う。	水面埋立においては、作業船を 使用し、地盤改良及び水面への 土石の投入を行い、護岸築造を 行う。また、主要施設及び附帯 設備の設置工事に伴い、資材等 の搬出入、建設工事に伴う副産 物の搬出等船舶を利用して行 う。	資材等の搬出入及び 建設工事に伴う副産 物の搬出等は船舶を 利用して行う。
工作物及び供 用開始後に行 われる事業活	工作物として、擁壁その他の貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水設備、保有水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、搬入道路、ごみ飛散防止設備、防災設備その他の附帯設備を有する。	工作物として、擁壁その他の貯留構造物、遮水工、雨水集排水設備、保有水等集排水設備、浸湿を置るの主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、搬入道路、ごみ飛散防止設備、防災設備その他の附帯設備を有する。	一般的な事業の内容と同様である。
動の内容	埋立てを行う廃棄物は、分解性 有機物(プラスチックを除く) を含む。 水面埋立においては、埋立てを 行う廃棄物を道路を経由して、 又は、船舶を用いて搬入し、埋 立供用時は一定水位を超えた 時点から即日覆土を行う。	埋立てを行う廃棄物は、焼却灰などであり、腐敗性廃棄物は受入れない。 水面埋立において、埋立てを行う廃棄物を船舶を用いて搬入し、埋立供用時は一定水位を超えた時点から即日覆土を行う。	メタンガスを生成する腐敗性廃棄物を含まない。 埋立てを行う廃棄物の搬入は船舶を利用して行う。

注) 一般的な事業の内容は、「最終処分場アセス省令」第21条第1項に定める別表第1に掲げる一般的な事業内容のうち、陸上埋立と して記載されている内容を除いた内容を示している。

(5) 六甲アイランド南建設事業との比較

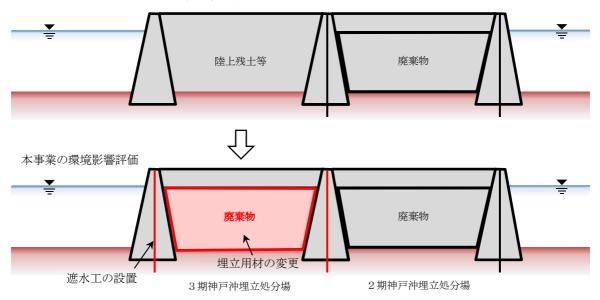
本事業と六甲アイランド南建設事業との事業内容との相違点を第 7.1.1-2 表に、環境影響評価の対象場所の比較を第 7.1.1-1 図に、対象時期の比較を第 7.1.1-3 表に示す。

また、本事業と六甲アイランド南建設事業の事業特性の比較を第 7.1.1-4 表に、事業位置の比較を第 7.1.1-2 図に示す。

第 7.1.1-2 表 六甲アイランド南建設事業 (未施工の部分) の事業内容との相違点

項目	事業内容	
埋立用材の変更	埋立用材を陸上残土等から廃棄物に変更し、表層は覆土する。	
遮水工の設置	埋立処分場として必要な遮水性を確保するため、遮水矢板の設置等を行う。	
排水処理設備の設置	埋立処分場の内水を処理するための排水処理施設を設置する。	

六甲アイランド南建設事業の環境影響評価



----: : 本事業と六甲アイランド南建設事業の環境影響評価の対象場所の相違点

----: 既に、六甲アイランド南建設事業の環境影響評価が実施され、埋立免許が取得された範囲

第 7.1.1-1 図 環境影響評価の対象場所の比較

第 7.1.1-3 表 環境影響評価の対象時期の比較

対象事業	工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用
六甲アイランド南建設事業	・護岸工事の実施から陸上残土等の	・埋立地の存在時及び土地利用計画に
(未施工の部分)	埋立完了に至るまでの間	基づく土地利用時
フェニックス3期神戸沖埋	・護岸工事(遮水工等の設置を含む)	・廃棄物処分場の埋立開始から埋立完
立処分場(仮称)設置事業	の実施時	了後廃止に至るまでの間

第 7.1.1-4 表 本事業及び六甲アイランド南建設事業の事業特性の比較

事業の名称	フェニックス3期神戸沖埋立処分場 (仮称)設置事業	六甲アイランド南建設事業
環境影響評価に関する 根拠法令等	・環境影響評価法	・運輸省所管の大規模事業に係る環境影響評価 実施要領・厚生省所管事業に係る環境影響評価実施要綱・開発整備事業等に係る環境影響評価の手続に 関する要綱(兵庫県)・神戸市環境影響評価要綱
事業の種類の別	廃棄物最終処分場(海面埋立処分場) の設置事業 (一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄 物管理型最終処分場)	公有水面の埋立て 防波堤の建設 廃棄物最終処分場の整備
事業が実施されるべき 区域(対象事業実施区 域)の位置及び面積	神戸市東灘区向洋町地先 (六甲アイランド南地区第2工区内) 面積 75ha 程度	神戸市東灘区向洋町地先 公有水面の埋立て:面積 286ha 防波堤の建設: 第八南防波堤 延長 1,200m 第九防波堤 延長 600m 管理型廃棄物最終処分場:面積 88ha (2期神戸沖埋立処分場)
埋立容量	約 1,200 万m³	6,500 万m³

注: 六甲アイランド南建設事業は、「六甲アイランド南建設事業環境影響評価書」(運輸省第三港湾建設局、神戸市、大阪湾広域 臨海環境整備センター、平成9年2月)における記載を示す。

[「六甲アイランド南建設事業環境影響評価書」(運輸省第三港湾建設局、神戸市、大阪湾広域臨海環境整備センター、平成9年2月)より作成]



「大阪湾広域臨海環境整備センター資料」(平成27年9月14日撮影)

「六甲アイランド南建設事業環境影響評価書」(運輸省第三港湾建設局、神戸市、大阪湾広域臨海環境整備センター、平成9年2月)より作成

第 7.1.1-2 図 本対象事業実施区域及び六甲アイランド南建設事業の事業位置の比較

2. 主な地域特性

対象事業実施区域は、2期神戸沖埋立処分場の西隣であるため、六甲アイランド南建設事業事後調査報告書(以下「事後調査」という。)及び自然共生調査報告書(以下「自然共生調査」という。)等により、対象事業実施区域及びその近傍の自然的状況に関する情報を収集した。さらに、事後調査報告書以外の入手可能な最新の文献その他の資料により情報を収集した。

収集した資料における地域特性の調査結果は3章に示すとおりであり、主な地域特性を要約する と次のとおりである。

(1) 大気環境

(文献調査)

- ・対象事業実施区域周辺における平成27年度に測定された二酸化いおう、二酸化窒素及び一酸化 炭素は、全ての測定局で環境基準に適合している。浮遊粒子状物質は、一般局では7局中6局 で適合しており、自排局では全ての測定局で環境基準に適合している。微小粒子状物質は、一 般局では5局中4局で適合しており、自排局では2局中1局で適合している。光化学オキシダ ントは全ての測定局(3局)で環境基準に適合していない。
- ・大気質の年平均値の経年変化は、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、 微小粒子状物質及び光化学オキシダントについて、概ね横ばいで推移している。

(2) 水環境

(事後調査)

平成 27 年度における対象事業実施区域周辺海域の工事中の調査結果*1及び廃棄物受入時の調査結果*2は以下のとおりであり、2期神戸沖埋立処分場による水環境への影響はみられていない。

「環境基準値との比較]

- ・工事中のpH、COD、T-N及びT-Pの測定結果は、概ね環境基準値を下回り、DOは環境基準値を上回っていた。pH、COD、T-N及びT-Pの一部の検体は環境基準値を上回り、DOの一部の検体が環境基準値を下回っていたが、2期神戸沖埋立処分場周辺海域から離れた比較対照地点と概ね同程度の値であった。また、廃棄物受入時も工事中と同様の結果であった。
- ・工事中のn-ヘキサン抽出物質は全ての検体が環境基準値を下回っていた。また、廃棄物受入時 も工事中と同様の結果であった。

[海域特性値*3との比較]

- ・工事中の COD の測定結果は、概ね海域特性値を下回り、DO は海域特性値を上回っていた。 COD の一部の検体は海域特性値を上回っており、DO の一部の検体は海域特性値を下回っていたが、2期神戸沖埋立処分場周辺海域から離れた比較対照地点と概ね同程度の値であった。また、廃棄物受入時の SS の測定結果は、概ね海域特性値を下回り、DO は海域特性値を上回っていた。SS の一部の検体は海域特性値を上回っており、DO の一部の検体は海域特性値を下回っていたが、2期神戸沖埋立処分場周辺海域から離れた比較対照地点と概ね同程度の値であった。
- ・工事中のpH、SS、n-ヘキサン抽出物質、T-N及びT-Pについては全ての検体が海域特性値以下であった。また、廃棄物受入時では、pH、COD、n-ヘキサン抽出物質、T-N及びT-Pについては全ての検体が海域特性値以下であった。

(文献調查)

平成27年度における公共用水域の水質の測定結果は以下のとおりである。

- ・COD では、B 類型 (3 mg/L 以下) に該当する環境基準点 2 地点において、2 地点とも環境基準値を上回っている。また、C 類型 (8 mg/L 以下) に該当する環境基準点 1 地点において環境 基準値を下回っている。
- ・T-N では、Ⅲ類型(0.6mg/L 以下)に該当する環境基準点2地点中2地点、Ⅳ類型(1 mg/L 以下)に該当する環境基準点1地点中1地点の計3地点全てで環境基準値を下回っている。
- ・T-Pでは、Ⅲ類型(0.05mg/L以下)に該当する環境基準点2地点中2地点、Ⅳ類型(0.09mg/L以下)に該当する環境基準点1地点中1地点の計3地点全てで環境基準値を下回っている。
- ・人の健康の保護に関する全項目は、対象事業実施区域周辺海域で測定を行う7地点の全てで環境基準値を下回っている。
- ・平成23年度から平成27年度におけるCODの75%値並びにT-N及びT-Pの年平均値の経年変化は、いずれも横ばいとなっている。
- *1「工事中の調査結果」とは、護岸築造・防波堤の建設・浚渫土砂の埋立てに関して、国土交通省が実施した環境調査及び施設調査における調査結果を示す。
- *2「廃棄物受入時の調査結果」とは、廃棄物の埋立てに関して、大阪湾センターが実施した環境調査及び施設調査における調査結果を示す。
- *3「海域特性値」とは、「六甲アイランド南建設事業 事後調査報告書」において水質監視の目安の一つとして、独自に設けて監視を行っている基準値である。当該施工区域周辺海域が比較的富栄養化した海域であり、植物プランクトンの増殖等による影響を受けやすく、自然要因による変動が大きいことを勘案して設定している。

(3) 動物、植物、生態系

(事後調査及び自然共生調査)

- ・対象事業実施区域周辺海域における、海域に生息する動物の重要な種*1は、遊泳魚類、潮間帯生物(動物)及び底生生物でアカウオ、アイナメ、イセシラガイ、イナザワハベガイ、イワガキ、サルボウガイ、チロリ、ムラサキハナギンチャクの8種類*2が確認されている。なお、植物の重要な種*1は確認されていない。
- ・2期神戸沖埋立処分場の傾斜護岸、緩傾斜護岸には海藻類が繁茂し、多様な魚介類等の生息も確認されており、海域の動物、植物の新たな生息・生育環境となっている。沿岸域の開発等により藻場や浅場の消失が著しいといわれている大阪湾奥部の海域特性を踏まえると、海域の動物の注目すべき生息地、海域の植物の重要な群落及び地域の生態系を特徴づける重要な自然環境のまとまりの場である。
- *1「重要な種」とは、陸生動物では第3.2.5-4表、海生動物では第3.2.5-12表、陸生植物では第3.2.5-15表、海生植物では第3.2.5-18表に示す選定基準に該当する種を示す。
- *2重要な種は、遊泳魚類としてアイナメが2期神戸沖埋立処分場護岸の南側(傾斜護岸)で、潮間帯生物(動物)としてイナザワハベガイ、イワガキ、サルボウガイの3種が神戸港第7防波堤東の南側護岸で確認された。また、底生生物としてアカウオ、イセシラガイ、チロリ、ムラサキハナギンチャクの4種が対象事業実施区域の沖合5地点で確認されており、それぞれ対象事業実施区域から離れた地点で確認された。

(文献調査)

- ・対象事業実施区域周辺海域では、海域に生息・生育する動物及び植物について、文献調査では重要な種は確認されていない。
- ・対象事業実施区域の位置する神戸市では、陸域に生息・生育する重要な種*1として、鳥類はウ

ズラ、ツクシガモ等の177種、淡水魚類はアユ、ウナギ等の6種が確認されている。また、爬虫類、両生類、昆虫類は神戸市内で重要な種が確認されているが、神戸港の臨港地区ではほぼ生息していないとされている。また、植物は、重要な種*1としてマンネンスギ等の154種が確認されている。

(4) その他の環境

- ・対象事業実施区域に重要な地形及び地質はない。
- ・対象事業実施区域周辺の眺望地点としては「六甲ガーデンテラス」、「六甲天覧台(六甲ケーブル山上駅)」、「長峰坂」等がある。また、景観資源としては「旧ハンター住宅」、「旧村山家住宅」、「香櫨園浜」等がある。
- ・対象事業実施区域周辺の人と自然との触れ合いの活動の場として都市公園があり、また、六甲 山系には多くの登山コースがある。

(5) 社会的状況

- ・対象事業実施区域周辺に位置する学校、病院等としては、北約1.7km に神戸国際大学がある。
- ・対象事業実施区域の境界から北側約1.8kmの位置に第1種住居地域が存在する。

3. 環境影響評価の項目の選定

事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、環境影響評価の項目を第 7.1.1-5 表のとおり選 定した。

第 7.1.1-5 表 環境影響評価の項目の選定結果

	影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用						
					資材、機		最終処分	埋立・覆		廃棄物及	廃棄物及		浸出液処
				及び作業	械及び建	施工	場の存在	土用機械	理施設の	び覆土材	び覆土材	存在・分	理水の排
`				船の稼働				の稼働	稼働	の運搬に		解	出
					伴う副産					用いる車			
					物の運搬に用いる					両の運行	舶の運航		
					船舶注の								
					運航								
環境要素の区分				水面埋立		水面埋立	水面埋立	水面埋立	水面埋立		水面埋立		
環境の自然的	大気環境	大気	窒素酸化物	0	0						0		
構成要素の良		質	いおう酸化物	0	0						0		
好な状態の保 持を旨として			粉じん等	0	0			0			0		
調査、予測及び		騒音	騒音	0				0	0				
評価されるべ													
き環境要素		振動	振動									0	
		悪臭	悪臭									0	O
	水環境	水質	水の汚れ			_							0%
			水の濁り			0							0
			有害物質等										
	土壌に係	地形	重要な地形										
	る環境	及び	及び地質										
	その他の	地質											
	環境												
生物の多様性の	動物		重要な種及										
確保及び自然環			び注目すべ			\circ							\circ
境の体系的保全 を旨として調			き生息地										
査、予測及び評	植物		重要な種及										
価されるべき環			び群落			0							0
境要素	生態系		地域を特徴づ										
			ける生態系			0							0
人と自然との	景観		主要な眺望										
豊かな触れ合			点及び景観										
いの確保を旨			資源並びに				\circ						
として調査、予 測及び評価さ			主要な眺望										
れるべき環境			景観										
要素	人と自然。	ヒの触	主要な人と										
	れ合いの治	舌動の	自然との触										
	場		れ合いの活										
理控 への合共			動の場										
環境への負荷 の量の程度に	廃棄物等		建設工事に 伴う副産物			\circ							
より予測及び	温柔効果ガス等		メタン									0	
評価されるべ	(価主効素ルク寺												
き環境要素			二酸化炭素	0	0			0	0		0		
一般環境中の放射性物質につい													
利性物質について調査、予測及	お射線の量	ŀ	放射線の量										
び評価されるべ	ルスオコやKマノ彗	.	ハンツコルシャン王										
き環境要素													
注: 1 表由の	- FO - 12	- m 1-t-	日/如野寺下/元 のよ	# 1 1 1 .	~\==-	L 77 17	L 7 - 1	그 스테니티	1. 1. 1. 1. E.F.	1 /4 Ln /\ II	H 1	ι Δ Δ	4.2 7 4

- 注: 1. 表中の「〇」は、環境影響評価の項目として選定した項目であることを、網掛けは、「最終処分場アセス省令」に定める参考項目であることを示す。
 - 2. ※に示す「浸出液処理水の排出」に係る「水の汚れ」の項目では、「最終処分場アセス省令」に定める参考手法に記載されていない「底層 DO」も調査、予測及び評価の対象とする。
 - 3. 本事業では、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬には「船舶」を用いるため、参考項目に示されている「資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行」は、「資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる船舶の運航」とした。また、その際の項目は、参考項目の土地又は工作物の存在及び供用の「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航」に準拠した。
 - 4.「放射線の量」は、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用されるため、本事業では参考項目としていない。

7.1.2 選定の理由

第一種最終処分場事業の事業特性、地域特性及び専門家等からの助言を勘案し、環境影響評価の項目を選定した。

環境要素の区分及び影響要因の区分別に、環境影響評価の項目として選定した理由を整理した結果は第 7.1.2-1 表に示すとおりであり、環境影響評価の項目として選定しない理由を整理した結果は、第 7.1.2-2 表に示すとおりである。

第 7.1.2-1 表(1) 環境影響評価の項目として選定した理由

		第 7.1.2⁻1 衣 項目	(1) 現現影音評価の項目で	
	環境要素の		影響要因の区分	環境影響評価の項目として選定した理由
大気環境	大気質	窒素酸化物	建設機械及び作業船の稼働 [水面埋立] 資材、機械及び建設工事に伴 う副産物の運搬に用いる船舶 の運航 [水面埋立] 廃棄物及び覆土材の運搬に用 いる船舶の運航 [水面埋立]	工事中の建設機械及び作業船の稼働、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる船舶の運航並びに供用時の廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航に伴い、窒素酸化物が排出され、対象事業実施区域周辺の大気質への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定した。
		いおう酸化物	建設機械及び作業船の稼働 [水面埋立] 資材、機械及び建設工事に伴 う副産物の運搬に用いる船舶 の運航 [水面埋立] 廃棄物及び覆土材の運搬に用 いる船舶の運航 [水面埋立]	工事中の建設機械及び作業船の稼働、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる船舶の運航並びに供用時の廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航に伴い、いおう酸化物が排出され、対象事業実施区域周辺の大気質への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定した。
		粉じん等	建設機械及び作業船の稼働 [水面埋立]	工事中の建設機械及び作業船の稼働に伴い、 浮遊粒子状物質が排出され、対象事業実施区域 周辺の大気質への影響が考えられることから、 環境影響評価の項目として選定した。
			資材、機械及び建設工事に伴 う副産物の運搬に用いる船舶 の運航 [水面埋立]	工事中の資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる船舶の運航に伴い、浮遊粒子状物質が排出され、対象事業実施区域周辺の大気質への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定した。
			埋立・覆土用機械の稼働 [水面埋立]	供用時の埋立・覆土用機械の稼働に伴い、粉 じん等が排出され、対象事業実施区域周辺の大 気質への影響が考えられることから、環境影響 評価の項目として選定した。
			廃棄物及び覆土材の運搬に用 いる船舶の運航 [水面埋立]	供用時の廃棄物及び覆土材の運搬に用いる 船舶の運航に伴い、浮遊粒子状物質が排出され、対象事業実施区域周辺の大気質への影響が 考えられることから、環境影響評価の項目とし て選定した。
	騒音	騒音	建設機械及び作業船の稼働 [水面埋立] 埋立・覆土用機械の稼働 [水面埋立]	工事中の建設機械及び作業船の稼働、供用時の埋立・覆土用機械の稼働、並びに供用時の浸出液処理施設の稼働に伴い、騒音が発生し、対象事業実施区域周辺の生活環境への影響が考
			浸出液処理施設の稼働 [水面埋立]	えられることから、環境影響評価の項目として 選定した。
	悪臭	悪臭	廃棄物の存在・分解	供用時の廃棄物の存在・分解に伴い、悪臭が 発生し、対象事業実施区域周辺の生活環境への 影響が考えられることから、環境影響評価の項 目として選定した。
水環境	水質	水の汚れ	浸出液処理水の排出	供用時の浸出液処理水の排出により、対象事業実施区域周辺海域の水質(水の汚れ(底層DOを含む。))への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定した。

第 7.1.2-1 表(2) 環境影響評価の項目として選定した理由

				明の項目として歴史した理由
	環境要素		影響要因の区分	環境影響評価の項目として選定した理由
水環境	水質	水の濁り	護岸等の施工 [水面埋立] 浸出液処理水の排出	工事中の護岸等の施工に伴い、濁りが発生し、対象事業実施区域周辺海域の水質(水の濁り)への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定した。 供用時の浸出液処理水の排出により、対象事業実施区
		有害物質等	浸出液処理水の排出	域周辺海域の水質(水の濁り)への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定した。 供用時の浸出液処理水の排出により、対象事業実施区域周辺海域の水質(有害物質等)への影響が考えられる
動物		重要な種及び注目すべき生息地	護岸等の施工 [水面埋立]	ことから、環境影響評価の項目として選定した。 2期神戸沖埋立処分場の傾斜護岸、緩傾斜護岸には海 藻類が繁茂し、多様な魚介類等の生息も確認されており、 海域の動物の新たな生息環境となっている。これらの新 たに創出された環境は、法令等により指定されていない が、沿岸域の開発等により藻場や浅場の消失が著しいと いわれている大阪湾奥部における海域の動物にとって注
			浸出液処理水の排出	目すべき生息地である。 工事中の護岸等の施工に伴う水質(水の濁り)の変化、 並びに供用時の浸出液処理水の排出に伴う水質(水の濁り、水の汚れ、有害物質等)の変化により、対象事業実 施区域に隣接した場所に新たに形成された海域の動物の 生息環境に影響を与える可能性が考えられることから、 環境影響評価の項目として選定した。
植物		重要な種及び群落	護岸等の施工 [水面埋立]	2期神戸沖埋立処分場の傾斜護岸、緩傾斜護岸には海 藻類が繁茂し、多様な魚介類等の生息も確認されており、 海域の植物の新たな生育環境となっている。これらの新 たに創出された環境は、法令等により指定されていない が、沿岸域の開発等により藻場や浅場の消失が著しいと いわれている大阪湾奥部における海域の植物の重要な群
			浸出液処理水の排出	落である。 工事中の護岸等の施工に伴う水質(水の濁り)の変化、 並びに供用時の浸出液処理水の排出に伴う水質(水の濁り、水の汚れ、有害物質等)の変化により、対象事業実 施区域に隣接した場所に新たに形成された海域の植物の 生育環境に影響を与える可能性が考えられることから、 環境影響評価の項目として選定した。

第 7.1.2-1 表(3) 環境影響評価の項目として選定した理由

			の項目として選定した理由
環境要素		影響要因の区分	環境影響評価の項目として選定した理由
生態系	地域を特徴づける生態系	護岸等の施工 [水面埋立] 浸出液処理水の排出	2期神戸沖埋立処分場の傾斜護岸、緩傾斜護岸には海藻類が繁茂し、多様な魚介類等の生息も確認されており、海域の動物、植物の新たな生息・生育環境となっている。これらの新たに創出された環境は、法令等により指定されていないが、沿岸域の開発等により藻場や浅場の消失が著しいといわれている大阪湾奥部における海域の植物の重要な群落及び海域の動物にとって注目すべき生息地であり、地域の生態系を特徴づける重要な自然環境のまとまりの場である。 工事中の護岸等の施工に伴う水質(水の濁り)の変化、並びに供用時の浸出液処理水の排出に伴う水質(水の濁り、水の汚れ、有害物質等)の変化により、対象事業実施区域に隣接した場所に新たに形成された海域の動物、植物の生息・生育環境、並びに地域の生態系を特徴づける重要な自然環境のまとまりの場に影響を与える可能性が考えられることから、環境影響評価の項目として選定した。
景観	主要な眺望点 及び景観資源 並びに主要な 眺望景観	最終処分場の存在 [水面埋立]	最終処分場の存在に伴い、周辺地域からの眺望が変化 し、対象事業実施区域周辺の景観への影響が考えられる ことから、環境影響評価の項目として選定した。
廃棄物等	建設工事に伴 う副産物	護岸等の施工 [水面埋立]	工事中の護岸等の施工に伴い、副産物が発生すること から、環境影響評価の項目として選定した。
温室効果ガス等	メタン 二酸化炭素	廃棄物の存在・分解 建設機械及び作業船の稼働 [水面埋立] 資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる船舶の運搬に用いる船舶の運航 [水面埋立] 埋立・覆土用機械の稼働 [水面埋立] 浸出液処理施設の稼働 [水面埋立] 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運搬に用いる船舶の	供用時の廃棄物の存在・分解に伴い、メタンの発生が 懸念されることから、環境影響評価の項目として選定した。 工事中の建設機械及び作業船の稼働、資材、機械及び 建設工事に伴う副産物の運搬に用いる船舶の運航、供用 時の埋立・覆土用機械の稼働、浸出液処理施設の稼働並 びに廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航に伴 い、二酸化炭素が発生することから、環境影響評価の項 目として選定した。
		運航 [水面埋立]	

第 7.1.2-2 表(1) 環境影響評価の項目として選定しない理由

		項目	環境影響評価の項目として	根拠	
	環境要素の図	分	影響要因の区分	選定しない理由	11370
大気環境	大気質	窒素酸化物	廃棄物及び覆土材の運 搬に用いる車両の運行	供用時の廃棄物及び覆土材の運搬 は船舶により行い、車両の運行に伴う 窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排	第1号
		粉じん等	廃棄物及び覆土材の運 搬に用いる車両の運行	出並びに粉じん等の発生はないこと から、環境影響評価の項目として選定 しない。	第1号
	騒音	騒音	廃棄物及び覆土材の運 搬に用いる車両の運行	供用時の廃棄物及び覆土材の運搬 は船舶により行い、車両の運行に伴う 騒音の発生はないことから、環境影響 評価の項目として選定しない。	第1号
	振動	振動	廃棄物及び覆土材の運 搬に用いる車両の運行	供用時の廃棄物及び覆土材の運搬 は船舶により行い、車両の運行に伴う 振動の発生はないことから、環境影響 評価の項目として選定しない。	第1号
水環境	水質	水の汚れ	最終処分場の存在 [水面埋立]	六甲アイランド南建設事業で既に 評価された事業内容のうち、埋立用材 を陸上残土等から廃棄物に変更する ことに伴う環境要素への影響はない ことから、環境影響評価の項目として 選定しない。	第1号
土壌に係る 環境 その他の環 境	地形及び 地質	重要な地形及び地質	護岸等の施工 [水面埋立]	対象事業実施区域は、六甲アイランド南建設事業の埋立事業区域内の海上であり、重要な地形及び地質はないことから、環境影響評価の項目として 選定しない。	第2号
			最終処分場の存在 [水面埋立]	六甲アイランド南建設事業で既に 評価された事業内容のうち、埋立用材 を陸上残土等から廃棄物に変更する ことに伴う環境要素への影響はない ことから、環境影響評価の項目として 選定しない。	第1号

注:「最終処分場アセス省令」第 21 条第 4 項では、下記の第 1 号と第 2 号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとすると定められている。

第1号:参考項目に関する環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合

第2号:対象事業実施区域又はその周囲に参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

第 7.1.2-2 表(2) 環境影響評価の項目として選定しない理由

	項目		環境影響評価の項目として	根拠
環境要素の図	分	影響要因の区分	選定しない理由	11/21/24
動物	重要な種及び注目すべき生息地	最終処分場の存在 [水面埋立]	六甲アイランド南建設事業で既に 評価された事業内容のうち、埋立用材 を陸上残土等から廃棄物に変更する ことに伴う環境要素への影響はない ことから、環境影響評価の項目として 選定しない。	第1号
植物	重要な種及び群落	最終処分場の存在 [水面埋立]	六甲アイランド南建設事業で既に 評価された事業内容のうち、埋立用材 を陸上残土等から廃棄物に変更する ことに伴う環境要素への影響はない ことから、環境影響評価の項目として 選定しない。	第1号
生態系	地域を特徴づける生態系	最終処分場の存在 [水面埋立]	六甲アイランド南建設事業で既に 評価された事業内容のうち、埋立用材 を陸上残土等から廃棄物に変更する ことに伴う環境要素への影響はない ことから、環境影響評価の項目として 選定しない。	第1号
人と自然との触れ合い の活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	護岸等の施工 [水面埋立]	対象事業実施区域は、六甲アイランド南建設事業の埋立事業区域内の海上であり、主要な人と自然との触れ合いの活動の場はないことから、環境影響評価の項目として選定しない。	第2号
		最終処分場の存在 [水面埋立]	六甲アイランド南建設事業で既に 評価された事業内容のうち、埋立用材 を陸上残土等から廃棄物に変更する ことに伴う環境要素への影響はない ことから、環境影響評価の項目として 選定しない。	第1号
温室効果ガス等	二酸化炭素	廃棄物及び覆土材の運 搬に用いる車両の運行	供用時の廃棄物及び覆土材の運搬 は船舶により行い、車両の運行に伴う 二酸化炭素の発生はないことから、環 境影響評価の項目として選定しない。	第1号

注:「最終処分場アセス省令」第 21 条第 4 項では、下記の第 1 号と第 2 号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとすると定められている。

第1号:参考項目に関する環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合

第2号:対象事業実施区域又はその周囲に参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

7.2 調査、予測及び評価手法の選定

7.2.1 調査、予測及び評価の手法

本事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、第 7.2.1-1 表~第 7.2.1-10 表に示すとおりである。

なお、2期神戸沖埋立処分場の供用時における影響と重複することが想定される場合には、これらとの複合的な影響にも着目し、調査、予測及び評価を実施する。

第 7.2.1-1 表(1) 調査、予測及び評価の手法(大気質)

	環:	暗影 響	撃評価の項目	
環境				調査、予測及び評価の手法
1			影響要因の区分	y
大 気環境	環要分 大気質		零評価の項目 影響要因の区分 建設機械を動し、機械の形型では、機械の形型では、機体ででは、水のののでは、機体ででは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水	調査、予測及び評価の手法 1. 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 (2) 気象の状況 (2) 気象の状況 (2) 気象の状況 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (1) 二酸化窒素の濃度の機度の状況 (1) 二酸化窒素の濃度の情報の製造がに当該情報の整理及び解析を行う。 (2) 気象の状況 (3) 動査地を含めるでは、10 (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
				「第 7.2.1-1 図 大気質調査位置」に示す六甲アイランド内の事後調査地点(1 地点)及び対象事業実施区域周辺の自治体が設置している一般環境大気測定局(2 地点)とする。 5. 調査期間等 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 (2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 6. 予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、地域の気象の状況等を整理及び解析し、建設機械及び作業船の稼働、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる船舶の運航並びに廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航に伴う窒素酸化物の寄与濃度(年平均値)並びにバックグラウンド濃度を考慮した環境濃度(年平均値)について、「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」(公害研究対策センター、平成12 年)に示される方法等により予測を行う。 7. 予測地域 「3. 調査地域」と同じとする。
				8. 予測地点 予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点として、 住居等の存在する地点とする。

第 7.2.1-1 表(2) 調査、予測及び評価の手法(大気質)

	環境影響評価の項目		響評価の項目	
環境	環境要素の 区分		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法
大気環境	大気質	窒素酸化物	建設機械及び作業船の稼働(水面埋立) 資材、機械及び建設産物の船舶で変勢の船舶で変勢の船間埋立) 廃棄物及が開いる船地ででである船地である。 東物をでは、水面埋立がである。 を乗り返している。 を乗り返している。 を乗り返している。 を乗り返している。 を乗り返している。 を乗り返している。 を乗り返している。 を乗り返している。 を乗り返している。 を乗り返している。 を乗り返している。 を乗り返している。 を取りる。 をして。 をして。 をして。 をして。 をし。 をしる。 をしる。 をしる。 をしる。 をしる。 をしる。 をしる。	9. 予測対象時期等 (1) 建設機械及び作業船の稼働 最終処分場の工事中の建設機械及び作業船の稼働による窒素酸化物の排出量 が最大となる時期とする。 (2) 資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる船舶の運航 最終処分場の工事中の資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる船舶の運航による窒素酸化物の排出量が最大となる時期とする。 (3) 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航 最終処分場の供用時の廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航による窒素酸化物の排出量が最大となる時期とする。 10. 評価の手法 調査及び予測の結果を基に、下記の方法により評価を行う。 ・窒素酸化物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。
				・「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)と の整合が図られているかを検討する。

第 7.2.1-1 表(3) 調査、予測及び評価の手法(大気質)

環境	影響	響評価の項目	
	の	影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法
大 気 質	のいおう酸化物	影響要因の区分 建設の区分 で作	 調査すべき情報 (1) 二酸化いおうの濃度の状況 (2) 気象の状況 (2) 気象の状況 (1) 二酸化いおうの濃度の状況 (1) 二酸化いおうの濃度の状況 (1) 工酸化いおうの濃度の状況 (1) 工酸化いおうの濃度の状況 (1) 工業での他の資料調査 (2) 気象の状況 (2) 気象の状況 (2) 気象の状況 (2) 気象の状況 (3) 大会で他の資料調査 (2) 気象の状況 (2) 気象の状況 (2) 気象の状況 (2) 気象の状況 (3) 大会で他の資料調査 (4) 二酸化いおうの濃度の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。(2) 気象の状況 (2) 気象の状況 (2) 気象の状況 (3) 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。 (4. 調査地点 (1) 二酸化いおうの濃度の状況 (2) 対象をの他の資料調査 (1) 二酸化いおうの濃度の状況 (2) 気象の状況 (3) 上する。 (2) 気象の状況 (2) 大気質調査位置」に示す六甲アイランド内の事後調査地点(1 地点) 及び対象事業実施区域周辺の自治体が設置している一般環境大気測定局(2 地点)とする。 (3) 気象の状況 (2) 気象の状況 (3) 気寒の状況 (4) 対象を踏まえ、地域の気象の状況等を整理及び解析し、建設機械及び作業船の稼働、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いるの船の運搬に用いるの船の運搬に用いるの船の運搬に用いるの船の運搬に用いるの船の運搬に用いるの船の運搬に用いるの船の運搬に用いるの船の運搬に用いるの船の運搬に用いるの漁館ではいた。(4) 二酸化いおうの寄与濃度(年平均値)がでにブックグラウンド濃度を考慮した環境濃度(年平均値)について、「窒素酸化物総量規制マニュアル (新版)」(公害研究対策センター、平成 12 年)に示される方法等により予測を行う。 (3) 再連地域」と同じとする。 (8) 予測地点
			予測地域におけるいおう酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点として、住居等の存在する地点とする。
	境要素 区分 大 気	境要素の 区分 大気質 いおう酸化	区分 影響要因の区分 大 い 建設機械及び作 気 お 業船の稼働(水面質 う 酸 化 資材、機械及び建 設工事に伴う副産物の運搬に用いる船舶の運航 (水面埋立) 廃棄物及び覆土 材の運搬に用いる船舶の運航 (水面埋立)

第 7.2.1-1 表(4) 調査、予測及び評価の手法(大気質)

	環境影響評価の項目		響評価の項目	
環境	環境要素の 区分		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法
大気環境	大気質	いおう酸化物	建設機械及び作業船の稼働(水面埋立) 資材、機械及び書設工事の船ができる。 では、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないが、ないが、大きないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、	9. 予測対象時期等 (1) 建設機械及び作業船の稼働 最終処分場の工事中の建設機械及び作業船の稼働によるいおう酸化物の排出 量が最大となる時期とする。 (2) 資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる船舶の運航 最終処分場の工事中の資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる船舶の運航によるいおう酸化物の排出量が最大となる時期とする。 (3) 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航 最終処分場の供用時の廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航によるいおう酸化物の排出量が最大となる時期とする。 10. 評価の手法 調査及び予測の結果を基に、下記の方法により評価を行う。 ・いおう酸化物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)との整合が図られているかを検討する。

第 7.2.1-1 表(5) 調査、予測及び評価の手法 (大気質)

	環:	暗影響	 評価の項目	
環境	完要素 完要素			調査、予測及び評価の手法
>10.	区分		影響要因の区分	A TOWNS TO BE IN HOLD IN THE
大	大	粉	建設機械及び作	1. 調査すべき情報
気	気	じ	業船の稼働(水面	(1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況
環	質	ん	埋立)	(2) 気象の状況
境	貝	等	生工/	2. 調査の基本的な手法
-576		•	 資材、機械及び建	2. 調査の基本的な予任 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況
		?	設工事に伴う副	【文献その他の資料調査】
		遊	産物の運搬に用	「六甲アイランド南建設事業 事後調査報告書」及び「神戸市の大気質・
		粒	と物の建版に用	水質・騒音・公害苦情処理等の状況及び生物の確認状況」等による浮遊粒子
		子	(水面埋立)	状物質の濃度の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。
		状	(/八田/王立/	(2) 気象の状況
		物	廃棄物及び覆土	
		90	材の運搬に用い	【文献その他の資料調査】
		貝)	る船舶の運航(水	「六甲アイランド南建設事業 事後調査報告書」及び「神戸市の大気質・
				水質・騒音・公害苦情処理等の状況及び生物の確認状況」等による地上気象
			面埋立)	(風向・風速、日射量・放射収支量)の情報の収集並びに当該情報の整理及
				び解析を行う。
				3. 調査地域
				対象事業実施区域及びその周辺とする。
				4. 調査地点
				(1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況
				【文献その他の資料調査】
				「第 7.2.1-1 図 大気質調査位置」に示す六甲アイランド内の事後調査地
				点(1 地点)及び対象事業実施区域周辺の自治体が設置している一般環境大
				気測定局 (7 地点) とする。
				(2) 気象の状況
				【文献その他の資料調査】
				「第 7.2.1-1 図 大気質調査位置」に示す六甲アイランド内の事後調査地
				点(1 地点)及び対象事業実施区域周辺の自治体が設置している一般環境大
				気測定局(2 地点)とする。
				5. 調査期間等
				(1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況
				【文献その他の資料調査】
				入手可能な最新の資料とする。
				(2) 気象の状況
				【文献その他の資料調査】
				入手可能な最新の資料とする。
				6. 予測の基本的な手法
				環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、地域の気象の状況等を整理
				及び解析し、建設機械及び作業船の稼働、資材、機械及び建設工事に伴う副産
				物の運搬に用いる船舶の運航並びに廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運
				航に伴う浮遊粒子状物質の寄与濃度(年平均値)並びにバックグラウンド濃度
				を考慮した環境濃度(年平均値)について、「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新
				版〕」(公害研究対策センター、平成12年)に示される方法等により予測を行う。
				7. 予測地域
				「3.調査地域」と同じとする。
				13. 調査地域」と同じとする。 8. 予測地点
				8. 子側地点 予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点と
				ア側地域における浮遊粒士状物質に係る環境影響を的難に推進できる地点として、住居等の存在する地点とする。
				して、圧石寺が仕りる地点とりる。

第 7.2.1-1 表(6) 調査、予測及び評価の手法(大気質)

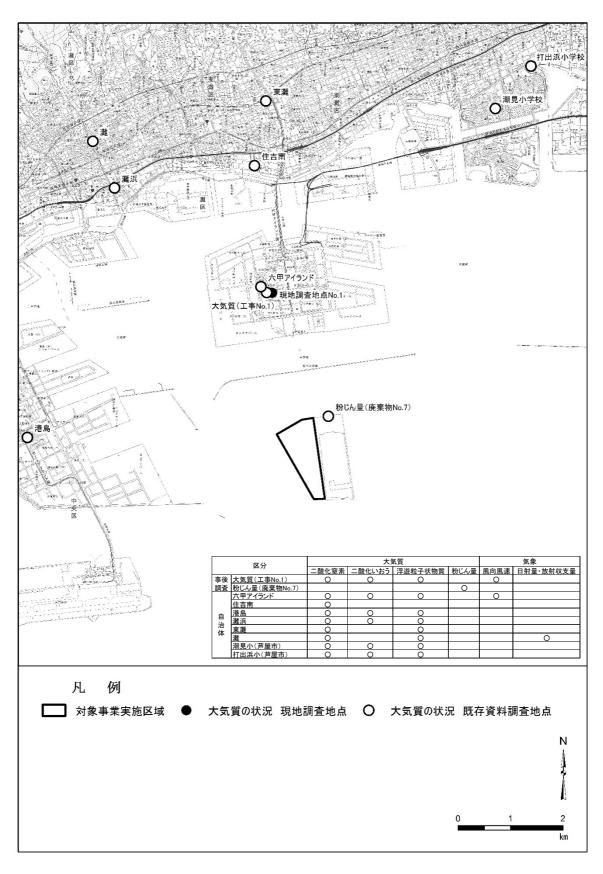
_				
	環境影響評価の項目		緊評価の項目	
環	環境要素の 区分		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法
大気環境	大気質	粉じん等(浮遊粒子状物質)	建設機械及び作業船の稼働(水面埋立) 資材、機械及び連設ででは、機械及びができます。 資材、機械及びができます。 資材、機械及びができます。 資本のの船ができます。 (水面埋立) 廃棄物及がに、 発の運航(水面埋立)	9. 予測対象時期等 (1) 建設機械及び作業船の稼働 最終処分場の工事中の建設機械及び作業船の稼働による浮遊粒子状物質の排出量が最大となる時期とする。 (2) 資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる船舶の運航 最終処分場の工事中の資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる船舶の運航による浮遊粒子状物質の排出量が最大となる時期とする。 (3) 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航 最終処分場の供用時の廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航 最終処分場の供用時の廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航による浮遊粒子状物質の排出量が最大となる時期とする。 10. 評価の手法 調査及び予測の結果を基に、下記の方法により評価を行う。 ・浮遊粒子状物質に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)との整合が図られているかを検討する。

第 7.2.1-1 表(7) 調査、予測及び評価の手法(大気質)

気 気 じ の稼働 (水面埋 環 質 ん 立)	調査、予測及び評価の手法 1. 調査すべき情報 (1) 粉じん等の状況 (2) 気象の状況 2. 調査の基本的な手法 (1) 粉じん等の状況 【文献その他の資料調査】 「六甲アイランド南建設事業 事後調査報告書」等による粉じん等の情報 の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。
気 気 じ の稼働(水面埋 環 質 ん 立)	 (1) 粉じん等の状況 (2) 気象の状況 調査の基本的な手法 (1) 粉じん等の状況 【文献その他の資料調査】 「六甲アイランド南建設事業 事後調査報告書」等による粉じん等の情報
	「現地調査」降下ばいじん量の測定、整理及び解析を行う。測定はダストジャー法により行う。 (2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 「六甲アイランド南建設事業 事後調査報告書」及び「神戸市の大気質・水質・騒音・公害苦情処理等の状況及び生物の確認状況」等による風向、風速等の地上気象の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 3. 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。 4. 調査地点 (1) 粉じん等の状況 【文献その他の資料調査】 「第 7.2.1-1 図 大気質調査位置」に示す六甲アイランド南の事後調査地点(1地点)とする。 【現地調査】 「第 7.2.1-1 図 大気質調査位置」に示す六甲アイランド南の事後調査地点(1地点)とする。 (2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 「第 7.2.1-1 図 大気質調査位置」に示す六甲アイランド内の事後調査地点(1地点)及び対象事業実施区域周辺の自治体が設置している一般環境大気測定局(1地点)及び対象事業実施区域周辺の自治体が設置している一般環境大気測定局(1地点)とする。 5. 調査期間等 (1) 粉じん等の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 入手可能な最新の資料とする。 (2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 6. 予測の基本的な手法環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、粉じん等の状況、地域の気象の状況等を整理及び解析し、埋立・覆土用機械の稼働に伴う粉じん等の影響について、事例の引用又は解析により予測を行う。 7. 予測地域。 「3. 調査地域」と同じとする。 8. 予測地点 予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点として、住居等の存在する地点とする。
	9. 予測対象時期等 最終処分場の供用時の埋立・覆土用機械の稼働による粉じん等に係る環境影響 が最大となる時期とする。

第 7.1.2-1 表(8) 調査、予測及び評価の手法 (大気質)

	環境影響評価の項目			
環境要素の 区分		きの	影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法
大	大	粉	埋立・覆土用機械	10. 評価の手法
気	気	じ	の稼働(水面埋	調査及び予測の結果を基に、下記の方法により評価を行う。
環	質	ん	<u>立</u>)	・粉じん等に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されている
境		等		かを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。



第 7.2.1-1 図 大気質調査位置

第 7.2.1-2 表(1) 調査、予測及び評価の手法(騒音)

	77	音影響		-2 次(1) 調査、 別及び計画の子法 (無音)
環t	元 竟要素			調査、予測及び評価の手法
>K-2	区分		影響要因の区分	
大	騒	騒	建設機械及び作	1. 調査すべき情報
気	音	音	業船の稼働(水面	(1) 騒音の状況
環			埋立)	(2) 地表面の状況
境				2. 調査の基本的な手法
-			埋立・覆土用機械	(1) 騒音の状況
			の稼働(水面埋	【現地調査】
			<u>1</u>)	「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚
				生省・建設省告示第1号)に定められた環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731)
				により時間率騒音レベル、及び「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年
				環境庁告示第 64 号)に定められた環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731)
				により等価騒音レベルを測定し、測定結果の整理及び解析を行う。
				(2) 地表面の状況
				現地調査】
				音の伝搬の特性を踏まえ、裸地、草地、舗装面等地表面の状況並びに障壁
				等の存在について調査し、調査結果の整理を行う。 3. 調査地域
				3. 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。
				4. 調査地点
				4. 調査地点 (1) 騒音の状況
				【現地調査】
				「第 7.2.1-2 図 騒音調査位置」 に示す六甲アイランド内の 2 地点とする。
				(2) 地表面の状況
				【現地調査】
				「第 7.2.1-2 図 騒音調査位置」に示す六甲アイランド内の騒音調査地点
				(2 地点) の周辺とする。
				5. 調査期間等
				(1) 騒音の状況
				現地調査】
				騒音の状況を代表する2日(平日、休日の各1日)とする。
				(2) 地表面の状況 【現地調査】
				【現地調査】 「(1) 騒音の状況」の現地調査2日のうち1日とする。
				6. 予測の基本的な手法
				環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、地域の地表面の状況等を整理
				及び解析し、建設機械及び作業船の稼働がびに埋立・覆十用機械の稼働に伴う騒
				音レベルについて、「音の伝搬理論に基づく騒音レベルの予測計算式」((社)日本
				音響学会 ASJ CN Model2007)により、予測を行う。
				7. 予測地域
				「3.調査地域」と同じとする。
				8. 予測地点
				予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点として、住居等
				の存在する地点とする。
				9. 予測対象時期等
				(1) 建設機械及び作業船の稼働
				最終処分場の工事中の建設機械及び作業船の稼働による騒音に係る環境影響
				が最大となる時期とする。
				(2) 埋立・覆土用機械の稼働
				最終処分場の供用時の埋立・覆土用機械の稼働による騒音に係る環境影響が最
				大となる時期とする。

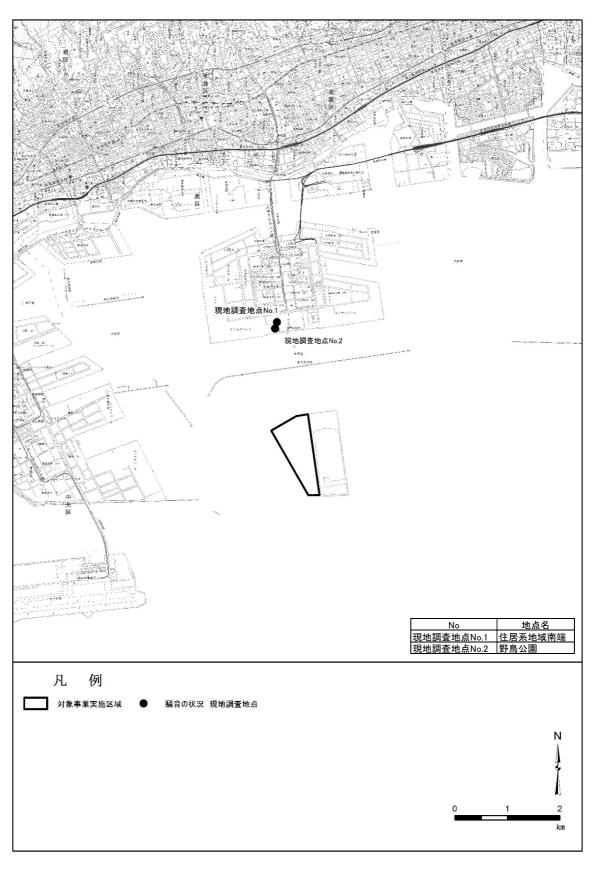
第 7.2.1-2 表(2) 調査、予測及び評価の手法(騒音)

	環	境影響	響評価の項目	
瑻	環境要素の 区分		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法
大気環境	騒音	騒音	建設機械及び作業船の稼働(水面埋立) 埋立・覆土用機械の稼働(水面埋立)	10. 評価の手法 調査及び予測の結果を基に、下記の方法により評価を行う。 ・工事中の建設機械及び作業船の稼働、又は供用時の埋立・覆土用機械の稼働に伴って発生する騒音に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」等との整合が図られているかを検討す
				る。

第 7.2.1-2 表(3) 調査、予測及び評価の手法(騒音)

第 7.2.1-2 表(4) 調査、予測及び評価の手法(騒音)

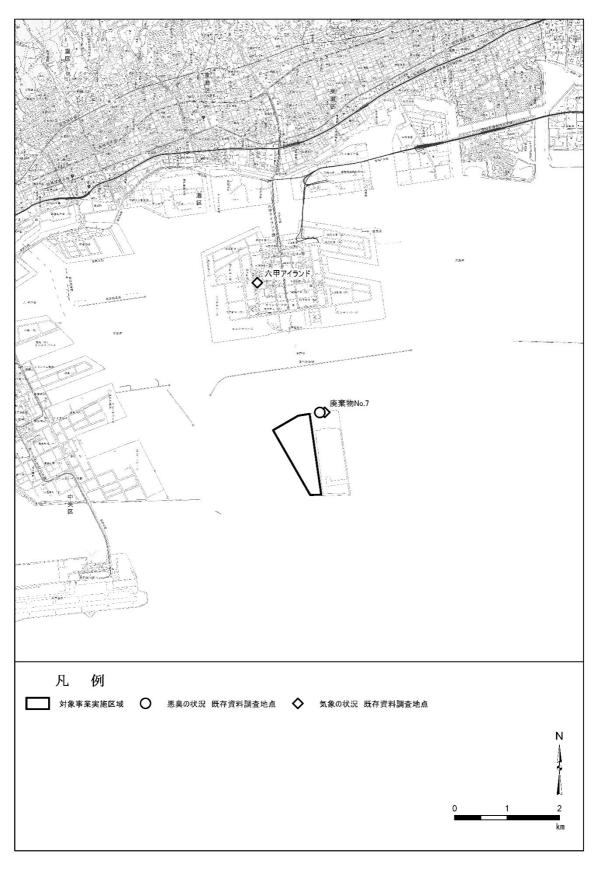
	環境影響評価の項目					
環	環境要素の 区分		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法		
大気環境			浸出液処理施設 の稼働	10. 評価の手法 調査及び予測の結果を基に、下記の方法により評価を行う。 ・供用時の浸出液処理施設の稼働に伴って発生する騒音に係る環境影響が、 実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全につい ての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)及び「騒 音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)に基づく「特定工場等において発生す る騒音の規制に関する基準」等との整合が図られているかを検討する。		



第 7.2.1-2 図 騒音調査位置

第 7.2.1-3 表 調査、予測及び評価の手法(悪臭)

	環	境影響	響評価の項目	
環	境要素 区分	₹の	影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法
大気環境	大気質	悪臭	廃棄物の存在・分解	 調査すべき情報 調査の基本的な手法 悪臭の状況 類査の基本的な手法 悪臭の状況 (主献との他の資料調査] 「六甲アイランド南建設事業 事後調査報告書」による悪臭の状況(臭気指数、特定悪臭物質の濃度)の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 「六甲アイランド南建設事業 事後調査報告書」及び「神戸市の大気質・水質・騒音・公書告情処理等の状況及び生物の確認状況」等による風向、風速等の地上気象の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。 調査地点(1 地点)とする。 (1 無臭の状況 【文献その他の資料調査】 「第 7. 2. 1-3 図 悪臭調査位置」に示す六甲アイランド南の事後調査地点(1 地点)及び対象事業実施区域周辺の自治体が設置している一般環境大気測定局(1 地点)とする。 (2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 (2) 気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 (2) 気象の状況 「文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 予測地域 「3. 調査地域」と同じとする。 予測地域 「3. 調査地域」と同じとする。 予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点として、住居等の存在する地点とする。 9 予測対象時期等 最終処分場の供用時の廃棄物の存在・分解による悪臭に係る環境影響が最大となら時期とする。 10 評価の手法 調査及び予測の結果を基に、下記の方法により評価を行う。 ・廃棄物の存在・分解に伴う悪臭に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。



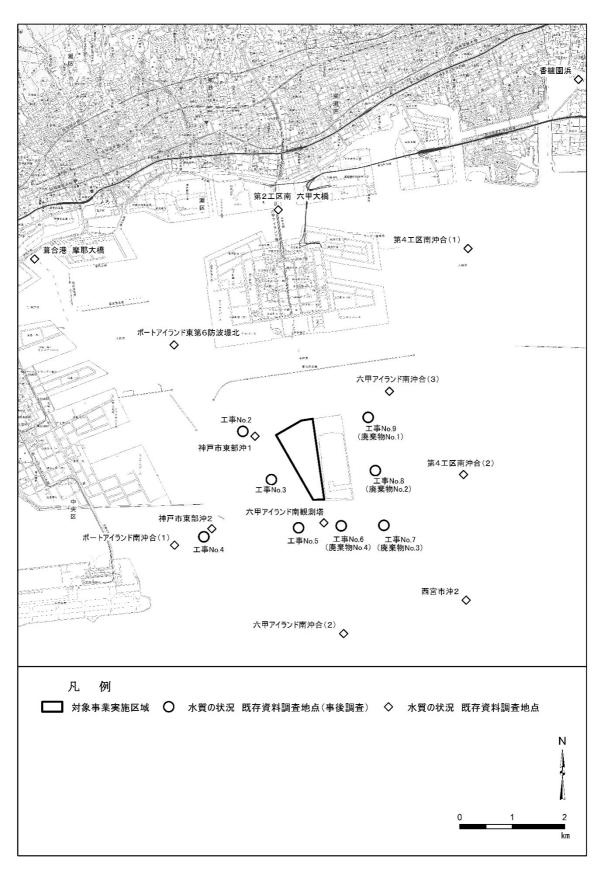
第 7.2.1-3 図 悪臭調査位置

第 7.2.1-4 表(1) 調査、予測及び評価の手法(水質)

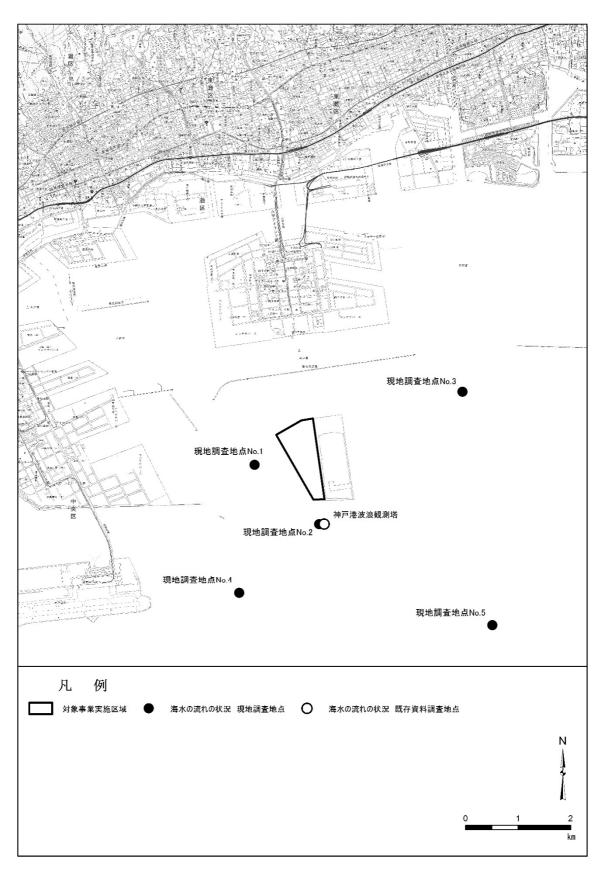
	環	音影響		
環	境要素 区分		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法
水環境	水質	水の汚れ	浸出液処理水の 排出	1. 調査すべき情報 (1) 化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の濃度並びに底層 DO の状況 (2) 海水の流れの状況
				2. 調査の基本的な手法 (1) 化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の濃度並びに底層 DO の状況 【文献その他の資料調査】 「六甲アイランド南建設事業 事後調査報告書」及び「公共用水域の水質等測定結果報告書」等による化学的酸素要求量(COD)、全窒素(T-N)及び全燐(T-P)の濃度並びに底層 DO の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (2) 海水の流れの状況 【文献その他の資料調査】 「大阪湾水質定点自動観測データ配信システム」等による海水の流れ(流向・流速)の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 設置型の流速計を用いて海水の流れ(流向・流速)を観測し、観測結果の整理及び解析を行う。 【現地調査】 設置型の流速計を用いて海水の流れ(流向・流速)を観測し、観測結果の整理及び解析を行う。 3. 調査地点 (1) 化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の濃度並びに底層 DO の状況 【文献その他の資料調査】 「第7.2.1-4図(1) 水質調査位置(水の汚れ)」に示す対象事業実施区域周辺海域での事後調査地点(8地点)及び対象事業実施区域周辺海域で自治体が実施している公共用水域の水質調査地点(13地点)とする。 (2) 海水の流れの状況 【文献その他の資料調査】 「第7.2.1-4図(2) 水質調査位置(海水の流れ)」に示す対象事業実施区域周辺海域の5地点とする。 【現地調査】 「第7.2.1-4図(2) 水質調査位置(海水の流れ)」に示す対象事業実施区域周辺海域の5地点とする。 【現地調査】 「第7.2.1-4図(2) 水質調査位置(海水の流れ)」に示す対象事業実施区域周辺海域の5地点とする。 (2) 海水の流れの状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 2季及び冬季のそれぞれ15昼夜の期間とする。 『現地調査】 4神戸港波浪観測塔(1地点)については入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 4神戸港波浪観測塔(1地点)については入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】

第 7.2.1-4 表(2) 調査、予測及び評価の手法(水質)

環境影響評価の項目	
環境要素の 区分 影響要因の区分 調査、予測及び評価の手法	
水 水 次 で	最新の技術動向 水質(水の汚れ) 。なお、流動場 る。 生把握できる地点 、季節は1年間 の状況 ご回避又は低減さ さされているかを



第 7.2.1-4 図(1) 水質調査位置(水の汚れ)

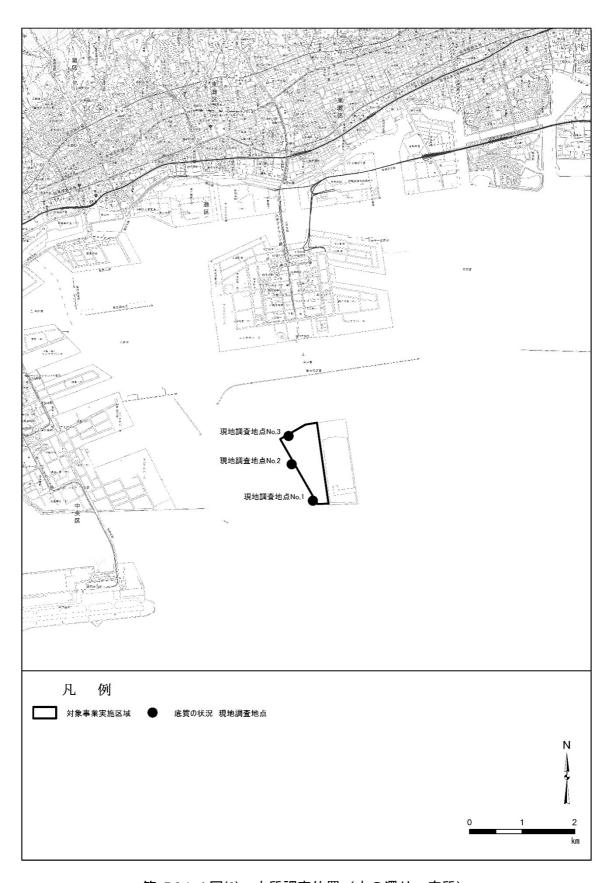


第 7.2.1-4 図(2) 水質調査位置 (海水の流れ)

第 7.2.1-4 表(3) 調査、予測及び評価の手法(水質)

第 7.2.1-4 表(4) 調査、予測及び評価の手法(水質)

	環境影響評価の項目		響評価の項目	
環	環境要素の 区分		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法
水環境	水質	水の濁り	護岸等の施工(水 面埋立) 浸出液処理水の 排出	9. 予測対象時期等 (1) 護岸等の施工 最終処分場の工事中の護岸等の施工による濁りの発生負荷量が最大となる時期とする。 (2) 浸出液処理水の排水 最終処分場の供用時(事業活動が定常状態となる時期)とする。 10. 評価の手法 調査及び予測の結果を基に、下記の方法により評価を行う。 ・水質(水の濁り)に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。



第 7.2.1-4 図(3) 水質調査位置(水の濁り:底質)

第 7.2.1-4 表(5) 調査、予測及び評価の手法(水質)

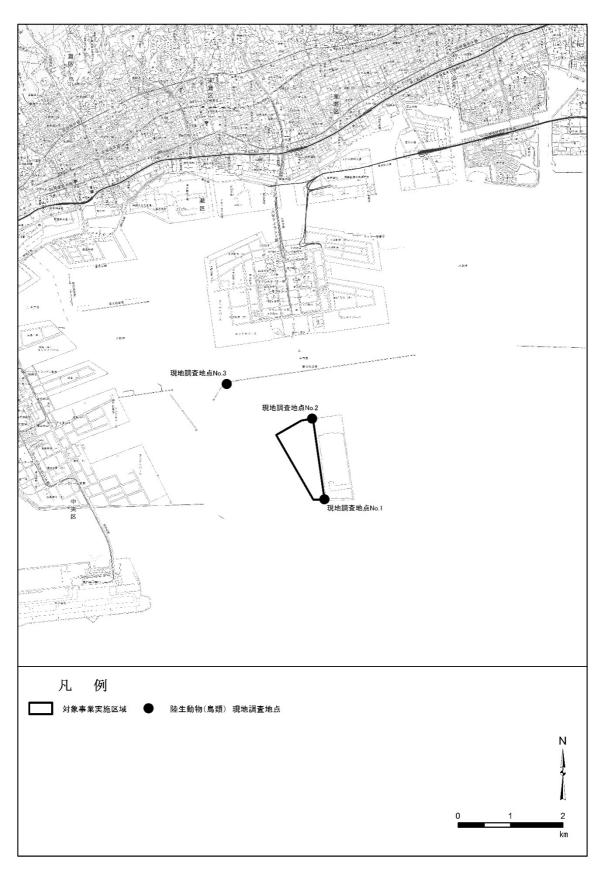
環境影響評価の項目				+ X(0) 調査、 F 例及 O・計画の 子本(小貝)	
環境	要素			調査、予測及び評価の手法	
	区分		影響要因の区分	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
水		の 有害物質等 Temple Temple	影響要因の区分 浸出液処理水の排出	調査、予測及び評価の手法 1. 調査すべき情報 (1) 有害物質等の状況 (2) 海水の流れの状況 (2) 海水の流れの状況 (2) 海水の流れの状況 (1) 有害物質等の状況 【文献その他の資料調査】 「六甲アイランド南建設事業 事後調査報告書」及び「公共用水域の水質等測定結果報告書」等による有害物質等(水質活調に係る環境基準に定める人の健康の保護に関する項目、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁、休底の底質の汚染を含む。) 及び土壌の汚染に係る環境基準に定めるダイオキシン類等) の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (2) 海水の流れの状況 「水質(水の汚れ): 浸出液処理水の排出」と同じとする。 3. 調査地点 (1) 有害物質等の状況 「水質(水の汚れ): 浸出液処理水の排出」と同じとする。 (2) 海水の流れの状況 「水質(水の汚れ): 浸出液処理水の排出」と同じとする。 5. 調査期間等 (1) 有害物質等の状況 「水質(水の汚れ): 浸出液処理水の排出」と同じとする。 (2) 海水の流れの状況 「水質(水の汚れ): 浸出液処理水の排出」と同じとする。 (2) 海水の流れの状況 「水質(水の汚れ): 浸出液処理水の排出」と同じとする。 (3) 海水の流れの状況 「水質(水の汚れ): 浸出液処理水の排出」と同じとする。 (4. 調査をのために請じようとする対策を踏まえ、最終処分場の浸出液処理水の排出に伴う水質(有害物質等)の影響について、事例の引用又は解析により予測を行う。 7. 予測地域 「3. 調査地域」と同じとする。 8. 予測地域 「3. 調査地域」と同じとする。 (9. 予測対象時期等最終処分場の性用時(事業活動が定常状態となる時期)とする。 10. 評価の手法調査及び予測の結果を基に、下記の方法により評価を行う。 ・水質(有害物質等)に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討する。 ・水質(有害物質等)に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討する。 ・・水質(有害物質等)に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討する。 ・・水質(有害物質等)に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討する。 ・・水質(有害物質等)に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討する。 ・・水質(有害物質等)に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討する。 ・・水質(有害物質等)に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減が適けする。 ・・水質(有害物質等)に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避では低減が適けな過失の発情を行っます。	

第 7.2.1-5 表(1) 調査、予測及び評価の手法(動物)

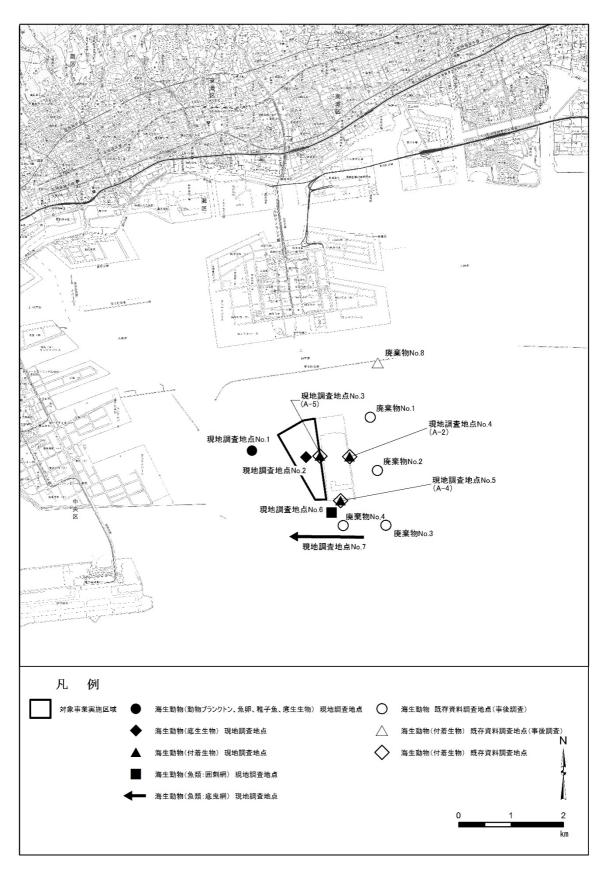
	把 性 型 等		-5 衣(1) 調宜、ア渕及び計画の十法(動物)
7四十	環境影響評価の項目 環境要素の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		調本 予測及び証価の毛注
火火		影響要因の区分	河丘、 1 (内)人 U IT ツ 丁 (石
動物	区分	影響要因の区分 護岸等の施工 (水 面埋立) 浸出液処理水の 排出	調査、予測及び評価の手法 1. 調査すべき情報 (1) 陸生動物 (鳥類) 及び海生動物に係る動物相の状況 (2) 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 (3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 2. 調査の基本的な手法 (1) 陸生動物 (鳥類) 【現地調査】 調査地点において観察しうる鳥類を双眼鏡や望遠鏡を用いて目視確認し、種別個体数の計数を行い(定点観察調査)、調査結果の整理及び解析を行う。 (2) 海生動物 【文献その他の資料調査】 「六甲アイランド南建設事業 事後調査報告書」、「自然共生調査(海生生物生育状況調査)」及び「環境水質(神戸市)」等による海生動物の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 海生動物の種類ごとに下記に示す手法により現地調査(採取及び同定)を行い、重要な種及び外来種を含め、調査結果の整理及び解析を行う。 ①動物プランクトン 北原式定量ネットを用いた鉛直曳きによる採取、種の同定、個体数の計数 ②魚卵、稚仔魚 まるちネットを用いた水平曳きによる採取、種の同定、個体数の計数
			まるちネットを用いた水平曳きによる採取、種の同定、個体数の計数 ③底生生物 スミス・マッキンタイヤ型採泥器による表層泥の採取、種の同定、個体数の 計数、湿重量の測定 ④付着生物(動物) 目視観察を行うとともに、坪刈り(方形枠内の付着生物の刈り取り)による 採取、種の同定、個体数の計数、湿重量の測定 ⑤魚類 囲刺網、底曳網による採取、種の同定、個体数の計数、湿重量・体長の測定 3. 調査地域 対象事業実施区域の周辺海域とする。 4. 調査地点 (1) 陸生動物(鳥類) 【現地調査】 「第7.2.1-5図(1) 動物調査位置(鳥類)」に示す対象事業実施区域周辺 3 地点とする。 (2) 海生動物 【文献その他の資料調査】 ①対象事業実施周辺海域 「第7.2.1-5図(2) 動物調査位置(海生動物)」に示す対象事業実施区 域周辺海域の5地点とする(動物プランクトン、魚卵、稚仔魚及び底生生物については4地点、付着生物(動物)については1地点)。 ②2期神戸沖埋立処分場護岸 「第7.2.1-5図(2) 動物調査位置(海生動物)」に示す2期神戸沖埋立 処分場護岸周辺の3地点とする(遊泳魚類、付着生物(動物)について3
			地点)。 【現地調査】 「第 7.2.1-5 図(2) 動物調査位置 (海生動物)」に示す対象事業実施区域 周辺海域の 7 地点とする (動物プランクトン、魚卵及び稚仔魚については 1 地点、底生生物については 2 地点、付着生物 (動物) については 3 地点、魚 類については 2 地点)。

第 7.2.1-5 表(2) 調査、予測及び評価の手法(動物)

環境影響評価の項目			
環境要素の 区分		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法
動物	重要な種 及び注目 すべき生	護岸等の施工 (水 面埋立)	5. 調査期間等 (1) 陸生動物(鳥類) 【現地調査】
	息地	浸出液処理水の 排出	繁殖期(6月)、秋の渡り期(9月中旬)、越冬期(1月)及び春の渡り期(5月上旬)の4回(3日間/期)とする。 (2)海生動物
			【文献その他の資料調査】 ①対象事業実施周辺海域 春季、夏季、秋季及び冬季の4回(1日/季)とする。
			②2期神戸沖埋立処分場護岸 春季の1回(1日/季)とする。
			【現地調査】 春季、夏季、秋季及び冬季の4回(1日/季)とする。 6. 予測の基本的な手法
			6. 予例の基本的な手伝 環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、護岸等の施工並びに浸出液処 理水の排出による動物の重要な種及び注目すべき生息地の分布又は生息環境の 改変の程度について、事例の引用又は解析により予測を行う。
			7. 予測地域 「3. 調査地域」と同じとする。
			8. 予測対象時期等 (1) 護岸等の施工 最終処分場の工事中の護岸等の施工に係る環境影響が最大となる時期とする。
			(2) 浸出液処理水の排出 最終処分場の供用時(事業活動が定常状態となる時期)とする。
			9. 評価の手法 調査及び予測の結果を基に、下記の方法により評価を行う。 ・動物の重要な種及び注目すべき生息地に対する環境影響が、実行可能な範
			囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適 正になされているかを検討する。



第 7.2.1-5 図(1) 動物調査位置(鳥類)



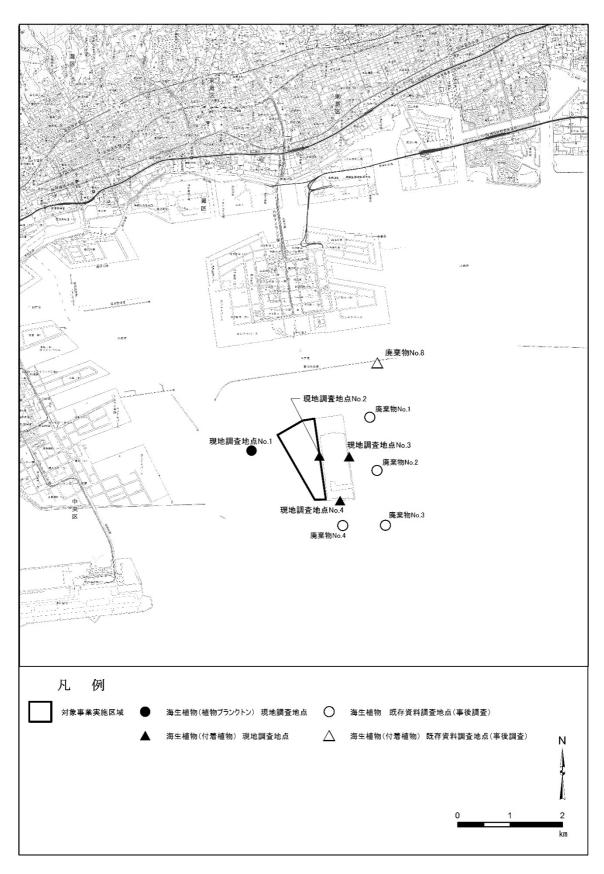
第 7.2.1-5 図(2) 動物調査位置 (海生動物)

第 7.2.1-6 表(1) 調査、予測及び評価の手法(植物)

			-6 衣(I) 調宜、ア測及び評価の手法(植物) 		
環境影響評価の項目					
環境要素の 影響専用の区分		影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法		
	区分				
植	重要な種	護岸等の施工(水	1. 調査すべき情報		
物	及び群落	面埋立)	(1) 海藻その他主な植物に関する植物相及び植生の状況		
			(2) 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況		
		浸出液処理水の	2. 調査の基本的な手法		
		排出	【文献その他の資料調査】		
		101 144	「六甲アイランド南建設事業 事後調査報告書」及び「自然共生調査(海生生		
			物生育状況調査) 等による海生植物の情報の収集並びに当該情報の整理及び解		
			析を行う。		
			【現地調査】		
			海生植物の種類ごとに下記に示す手法により現地調査(採取及び同定)を行い、		
			重要な種及び外来種を含め、調査結果の整理及び解析を行う。		
			①植物プランクトン		
			バンドーン採水器を用いた採取、種の同定、細胞数の計数		
			②付着生物(植物)		
			目視観察及び坪刈り(方形枠内の付着生物の刈り取り)による採取、種の		
			同定、湿重量の測定		
			3. 調査地域		
			対象事業実施区域の周辺海域とする。		
			【文献その他の資料調査】		
			(1)対象事業実施周辺海域		
			「第 7.2.1-6 図 植物調査位置 (海生植物)」に示す対象事業実施区域周辺		
			海域の5地点とする(植物プランクトンについては4地点、付着生物(植物)		
			については1地点)。		
			② 2 期神戸沖埋立処分場		
			9 7, 1, = 1-2,		
			「第7.2.1-6図 植物調査位置(海生植物)」に示す2期神戸沖埋立処分場		
			護岸周辺の3地点(付着生物(植物))及び2期神戸沖埋立処分場周囲の護岸		
			(薬場分布)とする。		
			【現地調査】		
			「第7.2.1-6図 植物調査位置 (海生植物)」に示す対象事業実施区域周辺海		
			域の4地点とする(植物プランクトンについては1地点、付着生物(植物)につ		
			いては3地点)。		
			5. 調査期間等		
			【文献その他の資料調査】		
			①対象事業実施周辺海域		
			春季、夏季、秋季及び冬季の4回(1 日/季)とする。		
			② 2 期神戸沖埋立処分場		
			春季の1回 (1日/季) とする。		
			【現地調査】		
			春季、夏季、秋季及び冬季の4回(1日/季)とする。		
			6. 予測の基本的な手法		
			環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、護岸等の施工並びに浸出液処		
			理水の排出による植物の重要な種及び群落の分布又は生育環境の改変の程度に		
			ついて、事例の引用又は解析により予測を行う。		
			7. 予測地域		
			7. 月朔地域		
			「の剛旦地炊」○門しこりる。		

第 7.2.1-6 表(2) 調査、予測及び評価の手法(植物)

	環境影響評価の項目		
環	環境要素の 区分 影響要因の区分		調査、予測及び評価の手法
植物	重要な種 及び群落	護岸等の施工(水 面埋立) 浸出液処理水の 排出	8. 予測対象時期等 (1) 護岸等の施工 最終処分場の工事中の護岸等の施工に係る環境影響が最大となる時期とする。 (2) 浸出液処理水の排出 最終処分場の供用時(事業活動が定常状態となる時期)とする。 9. 評価の手法 調査及び予測の結果を基に、下記の方法により評価を行う。 ・植物の重要な種及び群落に対する環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。



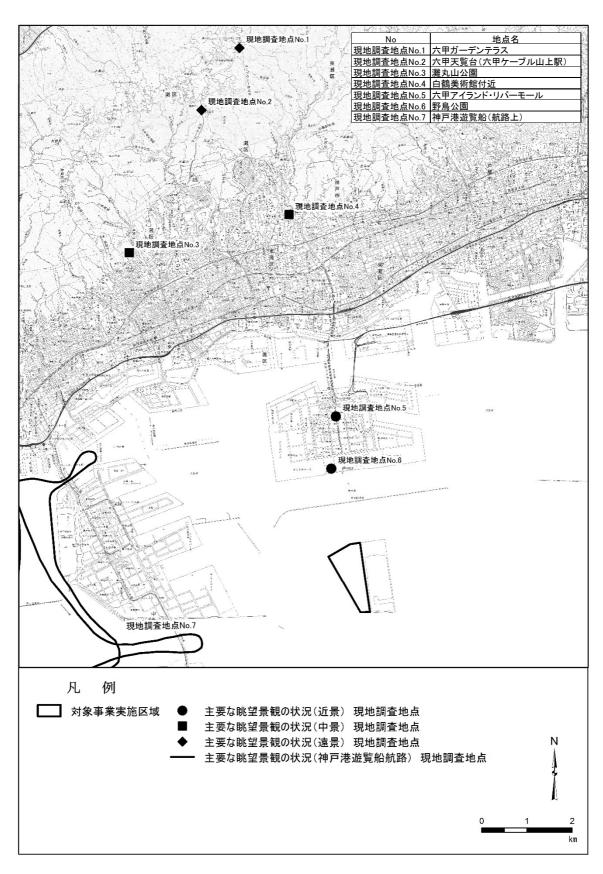
第 7.2.1-6 図 植物調査位置 (海生植物)

第 7.2.1-7 表 調査、予測及び評価の手法(生態系)

	環境影響評価の項目		
環境	竟要素の 区分	影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法
生態系	地域を特 徴づける 生態系	護岸等の施工(水 面埋立) 浸出液処理水の	 調査すべき情報 動植物その他の自然環境に係る概況 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況
		排出	2. 調査の基本的な手法 【文献その他の資料調査】 「六甲アイランド南建設事業 事後調査報告書」、「自然共生調査(海生生物生育状況調査)」及び「環境水質(神戸市)」等による海生動物及び海生植物の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 陸生動物(鳥類)、海生動物及び海生植物についての現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。現地調査方法は、「動物」及び「植物」
			に示す方法による (第 7.2.1-5 表及び第 7.2.1-6 表参照)。 3. 調査地域 対象事業実施区域の周辺海域とする。
			4. 調査地点 「動物」及び「植物」に係る調査の調査地点と同じとする(第 7.2.1-5 図及 び第 7.2.1-6 図参照)。
			5. 調査期間等 「動物」及び「植物」に係る調査の調査期間等と同じとする(第 7.2.1-5 表 及び第 7.2.1-6 表参照)。
			6. 予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、護岸等の施工並びに浸出液処 理水の排出による注目種等の分布、生息環境又は生育環境の改変の程度並びに重 要な自然環境のまとまりの場の改変の程度について、事例の引用又は解析により 予測を行う。
			7. 予測地域 「3. 調査地域」と同じとする。
			8. 予測対象時期等 (1) 護岸等の施工 最終処分場の工事中の護岸等の施工に係る環境影響が最大となる時期とする。 (2) 浸出液処理水の排水 最終処分場の供用時(事業活動が定常状態となる時期)とする。
			9. 評価の手法 調査及び予測の結果を基に、下記の方法により評価を行う。 ・注目種及び重要な自然環境のまとまりの場等に対する環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

第 7.2.1-8 表 調査、予測及び評価の手法(景観)

	環境影響評価の項目					
環境	竟要素の	影郷亜田のけり	調査、予測及び評価の手法			
	区分	影響要因の区分				
景観	主要な眺	最終処分場の存 在(水面埋立)	1. 調査すべき情報 (1) 主要な眺望点及び景観資源の状況 (2) 主要な眺望景観の状況 2. 調査の基本的な手法 (1) 主要な眺望点及び景観資源の状況 【文献その他の資料調査】 「神戸らしい眺望景観 50 選・10 選 MAP」、「第3回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図」等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 (2) 主要な眺望景観の状況 【現地調査】 対象事業実施区域周辺の主要な眺望点から対象事業実施区域を望む眺望景観について写真撮影を行う。 3. 調査地域対象事業実施区域の周辺地域とする。			
			 4. 調査地点 (2) 主要な眺望景観の状況 【現地調査】 「第 7.2.1-7 図 景観調査位置」に示す対象事業実施区域周辺の 7 地点とする。 5. 調査期間等 (2) 主要な眺望景観の状況 【現地調査】 1 回 (晴天の日中)とする。 			
			6. 予測の基本的な手法環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、下記の手法により予測する。(1)主要な眺望点及び景観資源の状況最終処分場の存在による主要な眺望点及び景観資源の改変の程度について、主要な眺望点及び景観資源の分布状況、並びに事業計画の内容を基に予測する。(2)主要な眺望景観最終処分場の存在による主要な眺望景観の改変の程度について、フォトモンタージュ法により、予測する。 7. 予測地域「3. 調査地域」と同じとする。 8. 予測対象時期等最終処分場の存在時とする。 9. 評価の手法調査及び予測の結果を基に、下記の方法により評価を行う。・主要な眺望点及び景観資源、並びに主要な眺望景観に対する環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。			



第 7.2.1-7 図 景観調査位置

第 7.2.1-9 表 調査、予測及び評価の手法(廃棄物等)

	環境影響	響評価の項目	
環境	竟要素の 区分	影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	護岸等の施工(水面埋立)	 調査すべき情報 地形の状況 土地利用の状況 廃棄物の種類ごとの再資源化施設、中間処理施設及び最終処分場における処分の状況 調査地域対象事業実施区域及びその周辺地域とする。 予測の基本的な手法環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、事業計画に基づき護岸等の施工に伴い発生する副産物の種類ごとの発生量及び処分量を把握し、予測する。 予測地域対象事業実施区域とする。 予測対象時期等最終処分場の工事中の護岸等の施工に伴う副産物の発生量が最大となる時期とする。 評価の手法調査及び予測の結果を基に、下記の方法により評価を行う。・建設工事に伴う副産物による環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

第 7.2.1-10 表(1) 調査、予測及び評価の手法(温室効果ガス等)

	環境影響評価の項目		
環境	環境要素の 区分 影響要因の図		調査、予測及び評価の手法
温室効果ガス等	メタン	廃棄物の存在・分解	1. 調査すべき情報 (1) 最終処分場において処分する廃棄物の組成 2. 予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、事業計画に基づき廃棄物の存在・分解に伴うメタンの発生量を把握し、予測する。 3. 予測地域 対象事業実施区域とする。 4. 予測対象時期等 最終処分場の供用時の廃棄物の存在・分解に伴うメタンの発生量が最大となる時期とする。 5. 評価の手法 調査及び予測の結果を基に、下記の方法により評価を行う。 ・廃棄物の存在・分解に伴うメタンに係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

第 7.2.1-10 表(2) 調査、予測及び評価の手法(温室効果ガス等)

環境影響評価の項目		響評価の項目	
環境	竟要素の 区分	影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法
環温室効果ガス等	竟要素の		1. 調査すべき情報 (1) 最終処分場の工事中及び供用時に用いる建設機械、作業船及び車両等のエネルギー消費効率 2. 予測の基本的な手法環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、事業計画に基づき建設機械及び作業船の稼働、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる船舶の運航、埋立・覆土用機械の稼働、浸出液処理施設の稼働並びに廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航に伴う二酸化炭素の発生量を把握し、予測する。 3. 予測地域対象事業実施区域とする。 4. 予測対象時期等 (1) 建設機械及び作業船の稼働最終処分場の工事中の建設機械及び作業船の稼働による二酸化炭素の排出量が最大となる時期とする。 (2) 資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる船舶の運航局が最大となる時期とする。 (3) 埋立・覆土用機械の稼働最終処分場の供用時の埋立・覆土用機械の稼働による二酸化炭素の排出量が最大となる時期とする。 (4) 浸出液処理施設の稼働最終処分場の供用時の埋立・覆土用機械の稼働による二酸化炭素の排出量が最大となる時期とする。 (4) 浸出液処理施設の稼働
			(5) 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航 最終処分場の供用時の廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航による二 酸化炭素の排出量が最大となる時期とする。 5. 評価の手法 調査及び予測の結果を基に、下記の方法により評価を行う。 ・工事の実施及び最終処分場の供用に伴う二酸化炭素に係る環境影響が、実 行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全について の配慮が適正になされているかを検討する。

7.2.2 選定の理由

調査、予測及び評価の手法は、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、「最終処分場アセス省令」 第23条第1項「別表第2」の参考手法(以下「参考手法」という。)、第2項(参考手法より簡略化 された調査又は予測の手法)及び第3項(参考手法より詳細な調査又は予測の手法)の規定に基づ き、選定した。

第8章	環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

第8章 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

平成29年3月1日から3月30日まで縦覧した配慮書において、計画の立案の段階における環境の保全の配慮に係る検討を行った。

検討結果のうち、計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果は、前掲の「第4章 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの」に示すとおりである。

また、計画の立案の段階における埋立処分場の位置等の検討の経過は、「8.1 埋立処分場の位置等に係る複数案の検討結果」、埋立処分場の構造の検討の経過は、「8.2 埋立処分場の構造(排水口の位置)の検討結果」に示すとおりである。

8.1 埋立処分場の位置等に係る複数案の検討結果

8.1.1 位置及び規模

1. 必要容量の設定

循環型社会の構築に向けて、3Rの取組を強化し、廃棄物の最終処分量を極力減らす取組を行ったとしても、最終処分量を「ゼロ」にすることはできない。

促進協において、大阪湾フェニックス事業の埋立処分場への搬入実績等をもとに、将来人口の減少、減量化の進展等を考慮して、フェニックス処分場での受入れが必要な廃棄物の量を推計した結果、2期事業終了後20年間の大阪湾フェニックス事業の必要容量は、覆土等に必要な土量を含めて約1,770万m³であった(第8.1.1-1表)。

第 8.1.1-1 表 大阪湾フェニックス事業が受け入れる廃棄物の将来予測及び必要容量

	一般 廃棄物 ¹⁾	上下水 汚泥 ²⁾	産業 廃棄物 (上下水汚 泥を除く) ³⁾	陸上残土 等 ⁴	計
将来予測量 ⁵⁾ (万 m ³ /年)	39.3	6.0	17.2	_	62.5
必要容量 ⁶⁾ (万 m ³)	780	120	340	530	1,770
(参考) 平成 26 年度受入実績 ⁷⁾ (万 m³/年)	40.3	7.0	32.2	_	79.5

- 注:1. 一般廃棄物:平成26年度実績と平成50年人口※1比率より想定し、減量進展想定※2(13.7%)で補正し算出
 - 2. 上下水汚泥:一般廃棄物と同様に算出(減量化は見込まない)
 - 3. 産業廃棄物 (上下水汚泥を除く): 近年の受入実績を基に近似式 (累乗近似) を用いて試算
 - 4. 陸上残土等: 陸上残土等による覆土等に必要な土量を想定
 - 5. 将来予測量: 平成50年度時点
 - 6. 必要容量:将来予測量の20年分の廃棄物及び覆土等の和
 - 7. 受入実績:受入実績重量を比重を用いて換算
 - ※1 国立社会保障・人口問題研究所による推計(中位に相当) 平成47年及び平成52年推計値より推計
 - ※2 1人1日最終処分量の平成22年度実績及び第3次循環型社会形成推進基本計画の目標値から減量化率を設定 (H26→H50 △13.7%)

2. 埋立処分場を海面に求める理由

(1) 最終処分場の今後の設置見込み

フェニックス圏域において焼却灰を受入可能な市町村等設置の管理型最終処分場は、平成 40 年度以降では 11 施設に限られ、これらの施設のみで同圏域全体から発生する廃棄物を処理するのは不可能であり、新たな最終処分場の確保が必須である。

促進協が平成24年度にフェニックス圏域168市町村に対して、一般廃棄物の独自の埋立処分場設置に関し物理面(土地の利用)・法制面(土地の法規制)・財政面での可否について調査を実施したところ、全ての観点において「設置可」を選択した市町村はなかった(第8.1.1-2表)。また、独自で埋立処分場を設置することが困難で、大阪湾フェニックス事業の埋立処分場を必ず確保したいという市町村が焼却灰で91、飛灰で102市町村と半数以上を占めた。さらに、促進協の検討において、フェニックス圏域においては、物理面、法制面から産業廃棄物最終処分場の設置が困難であり、大阪湾フェニックス事業により、公共が関与して産業廃棄物最終処分場を確保することが必要とされた。

第 8.1.1-2 表 独自埋立処分場設置の可否

(単位:団体)

				(1 1 1 1 1 1
観点	設置可	設置不可	その他	計
ア. 物理面(土地の利用)	17	145	6	168
イ. 法制面(土地の法規制)	47	101	20	168
ウ. 財政面	6	146	16	168
エ. その他	1	130	37	168

促進協アンケート結果 (H24) より作成

(2) 広域処理による適正かつ効率的な最終処分と災害廃棄物処理への対応

フェニックス圏域においては、スケールメリットがある広域処理により、埋立処分場設置コストのみならず、施設の維持管理コストを削減し、適正に、かつ、効率的に最終処分を行うことが望ましいと考えられる。また、広域処理により、市町村毎の最終処分場建設が不要となるため、内陸部の環境の保全にも寄与することができる。さらに、広域処理のメリットを生かし、南海トラフ地震等の巨大災害に備えることが可能になる。

(3) 内陸部での用地確保の見通し

広域処理では、市町村独自処理と比較し、更に大規模な埋立処分場用地の確保が必要となるが、近畿2府4県の全体でみると、総面積27,343 km²の47%が都市計画区域であり、この区域のうち19%が市街化区域であるなど土地の高度利用が進んでいる。さらに、フェニックス圏域の面積は18,351km²、人口は2,013万人であり、人口密度(約1,097人/km²)は全国平均の約3倍と高密度であり、土地の高度利用が一層進んでいる。

また、京阪神という多量の廃棄物を排出する大消費地の近郊には、自然公園法に基づく瀬戸内 海国立公園(兵庫県・和歌山県)等の国立公園、金剛生駒紀泉国定公園(大阪府・奈良県)等の 国定公園、その他、府県立の自然公園等が多く存在しており、良好な自然環境が確保されている。 山間部、農村地域においても、砂防法(砂防指定地他)、森林法(保安林)及び農業振興地域の整 備に関する法律等に基づいて、土地の自由使用を規制された地域が多数ある。

このため、フェニックス圏域の内陸部で十分な用地を確保するのは困難である。

以上のように、2期事業終了後20年間にフェニックス圏域から発生する廃棄物を適正に処分するためには、市町村を越えた広域処理を行う必要があるが、近畿地方の内陸部に設置することは現実的ではない。近畿圏の多量排出事業者が臨海部に集中して所在していることも踏まえると、フェニックス圏域においては、周辺環境への影響が回避・低減できるよう十分配慮した上で、引き続き大阪湾フェニックス事業の海面埋立てによる最終処分場を確保する必要がある。

3. 大阪湾内における検討

瀬戸内海環境保全特別措置法では、瀬戸内海における埋立ては自然と人々の生活が調和した多面的価値を有するなどの瀬戸内海の特殊性に十分配慮しなければならないとされている。

また、「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針」によれば、瀬戸内海における埋立ては厳に抑制すべきであるとされており、やむを得ない場合においても周辺環境への影響が回避・低減できるよう十分配慮されたものでなければならないとされている。

広域センター法に基づき、大阪湾フェニックス事業として最終処分場の設置が可能な港湾(広域処理場整備対象港湾)は、現在は大阪港、堺泉北港、神戸港及び尼崎西宮芦屋港の4港湾が指定されている。

これら4港湾について、大阪湾センターにおいて瀬戸内海環境保全特別措置法の趣旨を踏まえて、過去における環境影響評価の実施状況、公有水面埋立免許の取得状況、施工状況等を勘案し、新たな公有水面埋立免許を取得することなく大阪湾フェニックス事業の埋立処分場として確保可能な容量を試算したところ、大阪港・神戸港を合わせて最大でも約1,800万m³(大阪港 約600万m³、神戸港 約1,200万m³)であった。

4. 神戸港における位置及び規模

促進協において、大阪湾フェニックス3期事業は大阪港、神戸港で検討することとし、2期神戸沖埋立処分場での廃棄物受入れの終了に合わせるため、神戸港について具体化に向けて必要な検討を先行して進めることとされたことから、大阪湾センターにおいて神戸港内の候補地の検討を行った。

神戸港内のとしては、「六甲アイランド南建設事業」として、運輸省、厚生省、兵庫県及び神戸市の環境影響評価要綱等に基づいて環境影響評価を行い、平成9年12月に公有水面埋立免許を取得し着工した区域のうち、陸上残土等による埋立てを計画していた未施工の部分(兵庫県神戸市東灘区向洋町地先の六甲アイランド南地区第2工区内)が唯一の候補地であり、神戸港内には他に公有水面埋立免許を取得した未施工の区域はなかった。

また、対象事業実施区域(75ha 程度)のうち護岸の区域を除いた埋立処分の用に供される場所の面積(70ha 程度)及び水深(15m 程度)から試算した埋立可能容量は約1,200万m³であり、3期処分場として確保が必要な容量及び大阪湾内で確保可能な容量を勘案すると、埋立可能容量の全量が必要である。

以上のことから、最終処分場の位置及び規模に関する複数案は設定できない。

8.1.2 構造及び配置

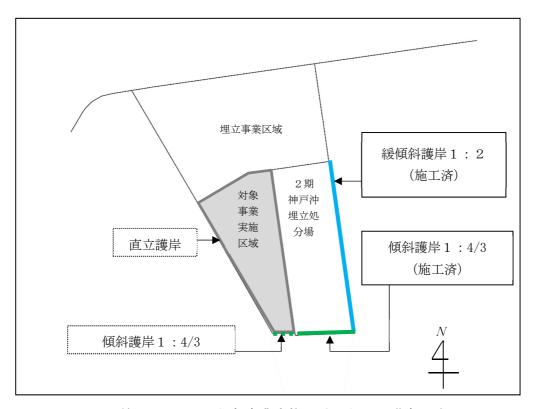
ここでは、対象最終処分場事業に係る工作物等である廃棄物埋立護岸、揚陸施設及び排水処理施設についての検討を行った。なお、本事業では管理型区画のみであることから、埋立区画の配置に関する複数案は設定できない。

1. 護岸

8.1.1 4. で述べたとおり、対象事業実施区域は「六甲アイランド南建設事業」として、運輸省、厚生省、兵庫県及び神戸市の環境影響評価要綱等に基づいて環境影響評価を行い、平成9年 12 月に公有水面埋立免許を取得した区域のうち、陸上残土等による埋立てを計画していた未施工の部分である。

護岸については、取得されている公有水面埋立免許によることを基本とし、埋立用材が陸上残 土等から廃棄物となることに伴って、背後への遮水工の設置等を行うことで、強固で外海から隔 離され、遮水性を有する区画として整備する。なお、他の事業実施区域に接していない南側は、 隣接する2期神戸沖埋立処分場南護岸において採用し、実績を有している傾斜護岸を整備するこ とが、公有水面埋立免許に位置づけられている(第8.1.2-1図)。

以上のことから、本事業において、護岸構造・護岸形式の複数案は設定できない。



第 8.1.2-1 図 対象事業実施区域における護岸形式

2. 揚陸施設

対象事業実施区域は、2期神戸沖埋立処分場の西隣に位置しており、建設工事に伴う環境負荷を最小限とする観点から、現在稼働している揚陸施設を活用することを基本とする。

揚陸施設の位置により廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行経路は異なり、走行する車

両による環境影響も変化することになるが、南側護岸以外は他の事業区域に接しており、南側護岸についても十分な長さを確保できない。このため、2期神戸沖埋立処分場の揚陸施設の設置場所以外への揚陸施設の設置は現実的ではないことから揚陸施設の複数案は設定できない。

3. 排水処理施設

2.2.10 3.で述べたとおり、2期神戸沖埋立処分場と同様に、処分場内に排水処理施設を設置して、投入する廃棄物や処分場内に降った雨量に応じて発生する余水に含まれる有機物、栄養塩類、重金属等を処理し、管理目標値を満たすことを確認した上で、処分場外に排出する。

公共用水域の測定結果や2期神戸沖埋立処分場の事後調査報告書によれば、対象事業実施区域 周辺の海域ではCODやT-N、T-Pの値が環境基準値を一部上回っている地点がある。

このため、排水処理施設の排出口の位置によっては、排出水の滞留や拡散などによる周辺海域の水質及び生物の生息・生育空間への影響が懸念されることから、排出口の位置について第8.1.2-1表のとおり3案を設定する。

第 8.1.2-1 表 3 案の比較

		救済生の り		流先の海域 境基準類	
複数案	排出口の位置	海水の流れ	一般項目	全窒素 及び 全燐	全亜鉛 等
A案 (排出口位置: 南護岸)	2期神戸沖埋立処分場	流速が比較 的大きく滞 留しにくい	D XZTI	111 ** ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	
B案 (排出口位置: 西護岸の南寄り)	2期神戸沖埋立処分場	流速が比較	B類型	∭類型	生物A
C案 (排出口位置: 西護岸の北寄り)	2期神戸沖埋立処分場	的小さく滞留しやすい	C類型	IV類型	

注:全亜鉛等とは、全亜鉛、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩に対する類型を示す。

8.1.3 設定した複数案

本配慮書において設定した複数案は第 8.1.3-1 表のとおりである。

第 8.1.3-1 表 複数案の検討結果

NA STATE OF THE PROPERTY OF THE PARTY OF THE						
区分	項目	検討結果				
位置	最終処分場設置場所	六甲アイランド南地区第2工区内(1案)				
規模	必要容量	約 1,200 万m³程度(1案)				
構造	護岸	現行公有水面埋立許可内容に遮水機能を付与(1案)				
	揚陸施設	任意の1箇所(1案)				
	排水処理施設	排出口の位置(3案)				
配置	埋立区画の配置	管理型区画のみ (1案)				

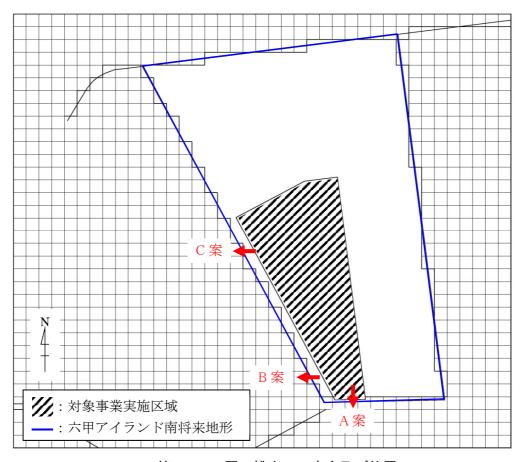
8.2 埋立処分場の構造(排水口の位置)の検討結果

8.2.1 構造(排水口の位置)に係る検討内容

排浸出液処理水の排出に伴う周辺海域の水質(水の汚れ)に及ぼす影響について、排出口の位置による違いを比較するため、下記のとおり複数案(3案)を想定し、環境の保全の配慮に係る検討を行った。

第 8.2.1-1 表 予測ケース及び各ケースでの予測条件

ケース			予測条件	
クース	排出口の方向	排出口の位置	排出口の深さ	排出量(排出濃度)
A案	南護岸	_	第1層 (海面~海面下2m)	水量:8,500m³/日
B案	西護岸	南寄り	第1層 (海面~海面下2m)	COD: 255kg/日(30mg/L) T-N: 255kg/日(30mg/L)
C案	西護岸	北寄り	第1層 (海面~海面下2m)	T-P:34kg/日(4 mg/L)



第 8.2.1-1 図 排出口の方向及び位置

8.2.2 構造(排水口の位置)に係る検討結果

検討結果は、前掲の「第4章 4.3 調査、予測及び評価の結果」に示すとおりである。

複数案のいずれの案においても「水質(水の汚れ)」への影響は小さく2期神戸沖埋立処分場と 同様に排水処理を適切に行うことにより、重大な環境影響は生じないものと評価する。

また、排出水の拡散状況の観点からは、閉鎖性の高い海域への水の汚れの排出は避けるとともに、速やかに希釈拡散され、周辺海域の水質への影響を低減することが望ましいと考えられることから、予測結果にみられるように、水質濃度の上昇範囲が狭く、かつ希釈拡散が速やかな南側海域に排出するA案が環境への影響が最も小さいと評価する。

第 8.2.2-1 表 浸出液処理水の排出 (3案) における環境基準点における予測結果の比較

				複		は液処理 寄与濃度 (a)		バツ	クグラウ 濃度 (b)	フンド	濃度	クグラウ E+寄与 c)=(a)+(b	濃度		寄与割合 (%))/(b)×10		評							
				数 基準点 案 C-1 C 類型		基準点 B-1 B類型 Ⅲ類型	基準点 B-2 B類型 Ⅲ類型	基準点 C-1 C 類型 IV類型	基準点 B-1 B類型 Ⅲ類型	基準点 B-2 B類型 Ⅲ類型	基準点 C-1 C 類型 IV類型	基準点 B-1 B 類型 Ⅲ類型	基準点 B-2 B類型 Ⅲ類型	基準点 C-1 C 類型 IV類型	基準点 B-1 B類型 Ⅲ類型	基準点 B-2 B類型 Ⅲ類型	価	比較結果						
			化学的	A 案	0.1	0.0	0.0	4.3	4.4	4.6	4.4	4.4	4.6	2	0	0	1位	・いずれもバックグラウンド濃度に比較して寄与濃度が小さい。						
I 環			酸素 要求量 (COD)	B 案	0.2	0.0	0.0	4.3	4.4	4.6	4.5	4.4	4.6	5	0	0	2位	・近傍の環境基準点に対する寄与割合は A 案が最も低い。・バックグラウンド						
境基準	境 基			C 案	0.5	0.0	0.0	4.3	4.4	<u>4.6</u>	4.8	4.4	4.6	12	0	0	3位	濃度で既に環境基準値を超えている地点では、影響はみられない。						
点にお	水質	水の汚	全窒素	A 案	0.02	0.01	0.00	0.33	0.33	0.40	0.35	0.34	0.40	6	3	0	1位	・いずれもバックグ ラウンド濃度+寄 与濃度において環						
ける	具	れ	(T-N) (mg/L)	B 案	0.03	0.01	0.00	0.33	0.33	0.40	0.36	0.34	0.40	9	3	0	2位	境基準値を下回 る。 ・近傍の環境基準点						
予測			(Hg/ L)	C 案	0.10	0.00	0.00	0.33	0.33	0.40	0.43	0.33	0.40	30	0	0	3位	に対する寄与割合 は A 案が最も低 い。						
結果	結								V 1 **	A 案	0.001	0.001	0.001	0.041	0.040	0.044	0.042	0.041	0.045	2	3	2	1位	・いずれもバックグ ラウンド濃度+寄 与濃度において環
			全燐 (T-P) (mg/L)	B 案	0.002	0.001	0.001	0.041	0.040	0.044	0.043	0.041	0.045	5	3	2	2位	境基準値を下回 る。 ・近傍の環境基準点						
			(TIR\ L)	C 案	0.007	0.001	0.001	0.041	0.040	0.044	0.048	0.041	0.045	17	3	2	3位	に対する寄与割合 は A 案が最も低 い。						

- 注: 1. 化学的酸素要求量 (COD) は年75%値、全窒素 (T-N) 及び全燐 (T-P) は年平均値をそれぞれ示す。
 - 2. バックグラウンド濃度は、各環境基準点における平成 26 年度の公共用水域水質測定結果 (「平成 27 年度版 環境白書」 (兵庫県、平成 28 年)) を示す。
 - 3. 排出口の位置は、A 案: 南護岸、B 案: 西護岸南寄り、C 案: 西護岸北寄りである。
 - 4. 下線部は、当該水域における水域分類での環境基準値を上回っている値であることを示す。

第 8.2.2-2 表 浸出液処理水の排出(3案)における評価結果の比較

	観点		項目	3案			
	既尽		供日	A案	B案	C案	
Ι	I 環境基準点における		化学的酸素要求量 (COD)	1位	2位	3位	
	予測結果	水質 (水の汚れ)	全窒素 (T-N)	1位	2位	3位	
		(//\\0)1540)	全燐 (T-P)	1位	2位	3位	
Π	Ⅱ 排出水の拡散状況				2位	3位	
	総合評価				2位	3位	

第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の 選定についての専門家等からの助言

第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定についての専門家等からの助言

9.1 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定についての専門家等からの助言

対象事業に係る環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法の選定に当たり、環境影響評価法に基づく主務省令(廃棄物の最終処分場)第17条第5項に基づき専門家からの助言を受けたところ、対象事業に係る環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法は、妥当かつ十分なものであるとのご意見をいただいた。

また、専門家から受けたご助言の内容及び事業者の対応は、第9.1-1表のとおりである。

第 9.1-1 表 専門家からの助言の内容と対応

分類	助言を受けた 専門家の所属 (専門分野)	内容	対応
大気質	大学教授 (大気環境工学)	・粉じん等では評価で対比する基準が無く分かりづらいので、現地調査で測定する降下ばいじんを基に、工事による寄与率を算出してはどうか。	・ご助言のとおり、寄与率の算出等に より、分かりやすい評価を行います。
	大学教授 (環境流体力学)	・現地調査では、測定データのばらつきが大きく、代表的(平均的)なデータを取得することが難しい。モデルは理想的な定常状態を仮定しているため、平均流の予測結果は現地調査結果と合わないことが一般的であり、表現を工夫する必要がある。	・測定データのばらつきが大きいことを踏まえた上で、モデルの妥当性検証を行います。
水質		・底層 DO は非常に変動が大きいため、水質 モデルの妥当性検証に当たっては、対象時 期における変動幅を考慮する必要である。	・底層 DO では、複数年のデータを用い、データの変動幅を考慮して妥当性を検証します。
	大学准教授 (沿岸海洋学)	・現実の環境は、夏季平均場とは異なる部分 があり、幅があると考えられる。	・複数年の水質データを用い、データ の変動幅を考慮して妥当性を検討し ます。
	大学准教授 (環境水理学)	・予測手法については、配慮書で用いたモデルを基本として、最新の技術動向等を勘案 した方法とすること。	・ご助言のとおり、予測手法について は、配慮書で用いたモデルを基本と して、最新の技術動向等を勘案した 方法とします。
動物·	大学教授 (沿岸資源生態学)	・既に周辺海域の底層の環境が悪化している 状況を事業による影響と区別して評価す るよう留意する必要がある。	・動物、植物及び生態系の予測及び評価を実施する際には、現況からの変化を把握するように留意いたします。
植物・ 生態系		・南側に新たに環境配慮型護岸を施工することは生物の生息環境としてプラスの効果として評価して良いと考えられる。	・評価方法として、事業者の実行可能 な範囲内で環境負荷が回避又は低減 されているか検討することとしてい ますが、それらに加えてプラスの効 果も評価します。



目次

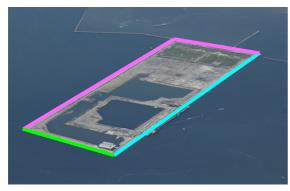
参考資	料1 大阪湾センターにおける環境保全措置	参	1-1
1.	護岸	参	1-1
(1)	環境配慮型護岸の採用	参	1-1
(2)	環境配慮型護岸の調査と評価	参	1-3
2.	揚陸施設	参	1-8
3.	排水処理施設	参	1-9
4.	その他の環境保全措置	参	1-11
5	環境モニタリング(事後調査)	参	1-12
参考資	料2 大阪湾センターにおける現行の廃棄物の受入体制	参	2-1
1.	受入基準	参	2-1
2.	受入実績	参	2-4
3.	受入に関する管理体制	参	2-4
(1)	事前審査	参	2-4
(2)	受入検査	参	2-5

参考資料1 大阪湾センターにおける環境保全措置

1. 護岸

(1) 環境配慮型護岸の採用

大阪湾センターでは、これまでに付図1のとおり泉大津沖埋立処分場、2期神戸沖埋立処分場、 大阪沖埋立処分場で環境配慮型護岸(緩傾斜護岸、傾斜護岸、付図2)を採用し、それぞれ自然 との共生をめざした事業の推進に努めてきた。



2期神戸沖埋立処分場



大阪沖埋立処分場



尼崎沖埋立処分場



泉大津沖埋立処分場

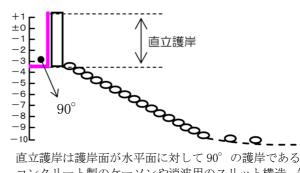
緩傾斜護岸

「護岸形状と沿岸生物 大阪湾奥部におけるフェニックス埋立処分場護岸の生物育成機能」 (大阪湾広域臨海環境整備センター、平成23年)より作成

付図1 各埋立処分場の護岸形式

直立護岸

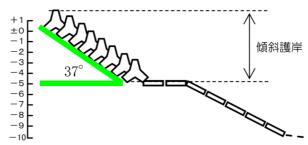




直立護岸は護岸面が水平面に対して90°の護岸である。 コンクリート製のケーソンや消波用のスリット構造、矢板や鋼管セルの場合がある。

傾斜護岸 (消波ブロック護岸)

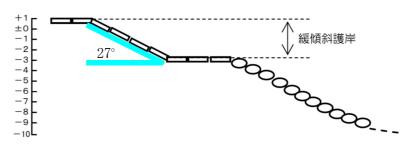




傾斜護岸は護岸面が水平面に対して約37° (1:4/3) の護岸である。 2期神戸沖埋立処分場では、コンクリート製の消波ブロックが積まれている。

緩傾斜護岸





緩傾斜護岸は護岸面が水平面に対して約27°(1:2)の護岸である。 2期神戸沖埋立処分場では、コンクリート製被覆ブロックが積まれており、断面幅が最も長い。

「護岸形状と沿岸生物 大阪湾奥部におけるフェニックス埋立処分場護岸の生物育成機能」 (大阪湾広域臨海環境整備センター、平成23年)より作成

付図 2 護岸形式の比較

また、泉大津沖埋立処分場では、より多様な生物が生息できる環境を創造するため、直立護 岸を「エコ護岸」(付図3参照)に改修しており、貝類等の付着動物の出現種の豊富さや群集構 造の安定性、顕著な漁礁機能を確認している。



海水面付近の上段にカニ等が生息しやすい石 積み箇所、その下段に中空ブロックを配する多 段構造となっている。海藻や付着生物の表面付 着を促進するための溝や、小魚の生息を期待し た貫通孔を有している。

←エコ護岸の設置位置

現在、エコ護岸の延長距離は試験施工分も含めて80mとなっている。

↓エコ護岸の模式図(幅10m、奥行き3m、高さ7m)



[「大阪湾広域臨海環境整備センター環境報告書 2015」(大阪湾広域臨海環境整備センター、平成 28 年) より作成]

付図3 泉大津沖埋立処分場に設置されているエコ護岸

さらに、尼崎沖埋立処分場では、尼崎港の直立護岸における水質浄化を目的に、地元の中高生らがワカメを育て、これを尼崎沖埋立処分場内で堆肥化し、菜の花等を栽培する試験植栽等の事業を行っており、海域環境の保全と創造を目的に研究者や地元との連携を図っている。

(2) 環境配慮型護岸の調査と評価

大阪湾センターでは、これまでの4つの埋立処分場を中心に他の事例も参照しながら、護岸での海生生物の生育・生息状況、藻場の分布状況等の調査(海生生物調査)を平成18年度より5年間にわたり実施し、「海生生物評価委員会(委員長:中原紘之京都大学大学院教授)」においてその評価を行った。以下は、同委員会がとりまとめた「護岸形状と沿岸生物 大阪湾奥部におけるフェニックス埋立処分場護岸の生物育成機能」からの引用である。なお、平成24年度以降も春季の海生生物調査を隔年で継続している。

① 総括

埋立処分場の護岸にみられる海生生物の種類数について検討を行った結果、各処分場の護岸にみられる海生生物の種類数は、各生物群とも海域環境の諸条件により、関西空港(1期島)及び神戸空港の護岸より少なかったが、最も湾奥部に位置する尼崎沖埋立処分場に比べると、その他の埋立処分場(神戸沖、大阪沖及び泉大津沖)の護岸にみられる海生生物の種類数は多く多様な生物が生育・生息していると考えられた。

② 2期神戸沖埋立処分場の調査結果(平成18年度から平成22年度)

a. 直立護岸

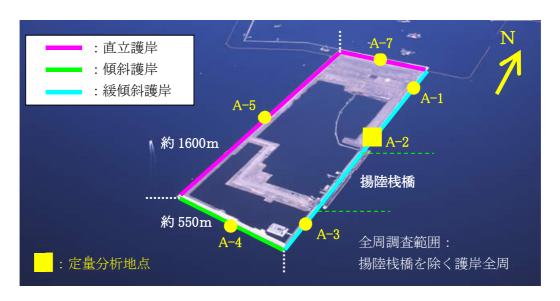
西に面する調査点A-5(平均海面下3mまでは直立護岸、それ以深は石積みの緩傾斜護岸)の生物分布を概観すると、春季は海藻が平均海面下6m、付着動物が7mまで分布し、海藻は直立部にアオサ属がみられた。付着動物(固着性)は直立部にムラサキイガイ及びカンザシゴカイ科等がみられた。付着動物(移動性)は多く、直立部にアッキガイ科及びヒトデ綱等がみられたが、魚類はみられなかった。一方、秋季は海藻及び付着動物とも、平均海面下5mまで分布がみられ、海藻は直立部にアオサ属がみられた。付着動物(固着性)は直立部にカンザシゴカイ科がみられた。付着動物(移動性)は直立部にアッキガイ科等がみられ、魚類は雑食性のボラがみられた。

b. 傾斜護岸

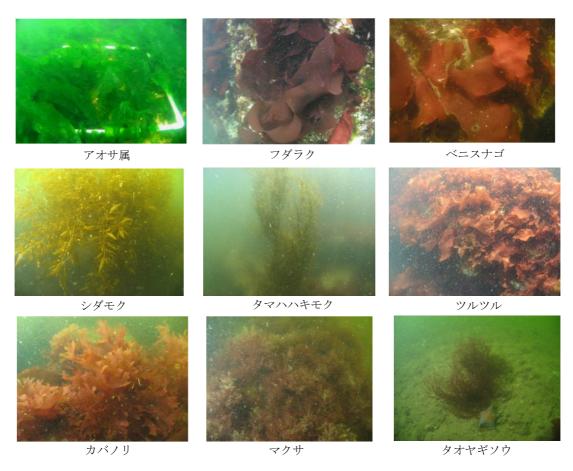
南に面する調査点A-4 (傾斜護岸) の生物分布を概観すると、春季は海藻が平均海面下 6 m、付着動物が 4 mまで分布し、海藻は多く、傾斜部 (ブロック箇所) を中心にフダラク及びベニスナゴ等がみられた。付着動物 (固着性) は傾斜部にフジツボ亜目、ムラサキイガイ、カンザシゴカイ科がみられた。付着動物 (移動性) は傾斜部にアッキガイ科等がみられたが、魚類はみられなかった。一方、秋季は海藻が平均海面下 1 m、付着動物が 3 mまで分布し、海藻は傾斜部にアオサ属がみられた。付着動物 (固着性) はカンザシゴカイ科等がみられ、付着動物 (移動性) は飛沫帯にタマキビ科のみがみられた。魚類はボラが多くみられた。

c. 緩傾斜護岸

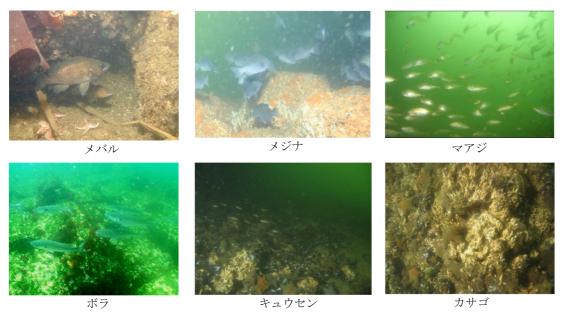
東に面する調査点A-2 (緩傾斜護岸)の生物分布を概観すると、春季は海藻及び付着動物とも、平均海面下7mまで分布がみられ、海藻は多く、緩傾斜部(ブロック箇所)にアオサ属及びベニスナゴがみられ、藻場構成種のホンダワラ属もみられた。付着動物(固着性)は緩傾斜部にムラサキイガイ及びカンザシゴカイ科がみられ、付着動物(移動性)は緩傾斜部にアッキガイ科がみられた。魚類はメバルが多くみられた。一方、秋季は海藻が平均海面下3m、付着動物が6mまで分布し、海藻は緩傾斜部にアオサ属等がみられた。付着動物(固着性)はフジツボ亜目及びカンザシゴカイ科がみられ、付着動物(移動性)は緩傾斜部にアッキガイ科がみられた。魚類は多く、ボラ、雑食性のメジナ、肉食性(プランクトン食性)のマアジがみられた。



付図 4 2 期神戸沖埋立処分場の調査地点及び範囲(護岸概成:平成 13 年)



付図 5 平成 18~22 年度に 2 期神戸沖埋立処分場の調査で確認された海藻類



付図 6 平成 18~22 年度に 2 期神戸沖埋立処分場の調査で確認された遊泳魚類

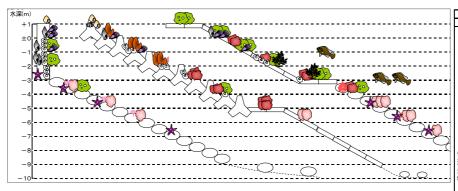
③ 護岸形式の評価

3種類の護岸形式を比較するため平均海面下3m以浅を対象に、付図7及び付表1のとおり、 護岸形式毎に海藻及び固着性動物の平均被度、移動性動物及び魚類の平均個体数をイラスト個 数として整理した。

3種類の護岸形式がある2期神戸沖埋立処分場の平均値をみると、海藻では直立<傾斜<緩傾斜、付着動物(固着性及び移動性)では緩傾斜<値立、魚類では直立<傾斜<緩傾斜の関係がみられた。ここで海藻及び魚類の分布が多い護岸形式が「海生生物の生育・生息環境の創造効果」が高いと考えると、緩傾斜護岸が最も高く評価され、次いで傾斜護岸が高く評価された。

一方、付着動物(固着性)は主にムラサキイガイ及びカンザシゴカイ科等であり、大阪湾奥部では過剰な分布が海域環境の悪化や生物多様性の低下の要因の1つとして問題視されているため、これらの分布が少ない護岸形式が「海生生物の生育・生息環境の創造効果」が高いと考えると、緩傾斜護岸が最も高く評価され、次いで傾斜護岸が高く評価された。なお、付着動物(移動性)は主にアッキガイ科及びヒトデ綱等であり、ムラサキイガイ及びフジツボ亜目等を捕食する動物である。

以上のことから、緩傾斜護岸、次いで傾斜護岸が「海生生物の生育・生息環境の創造効果」 の高い護岸形式と評価している。



付図7 2期神戸沖埋立処分場護岸の生物分布のイメージ(春季)

付表 1 各調査地点における生物分布の概況(春秋平均)

	護岸 形式	分布下限水深**		イラスト (3m以浅の個数)			
埋立処分場		海藻	付着海藻	付着動物		魚類	
	ハシエ	体保	動物	体保	固着性	移動性	思規
	直立	5.5m	6.0m	1.5	10.0	4.0	0.0
2期神戸沖	傾斜	3.5m	3.5m	6.0	8.0	2.5	1.0
埋立処分場	緩傾斜	5.0m	6.5m	12.5	6.5	1.0	2.5

注:分布下限水深は付図7の各生物群のイラストのある最深部の水深帯(平均海面基準)。

凡 例 区分 15スト 種類名 単位 区分 15スト個数 アオサ属 ホンダワラ属 フダラク 平均 被度 (%) 1個 2個 3個 4個 べニスナゴ ススカケペニ マクサ サンゴモ目 イギス目 ムラサキイカ・イ 4 平均 被度 (%) 20-40 40-60 60-80 80-100 1個 2個 3個 4個 フジツボ亜目 ❻ カンザシゴカイ科 チキ・レイソキ・ンチャク **(** 10-50 50-100 100-150 150-200 平均 個体数 1個 2個 3個 4個 タマキビ科 アッキカ・イ科 ★ thデ綱 H19,20の 春,秋季で ccが1回 ccが2回 1個 2個

※ccは51個体以上を示す区分

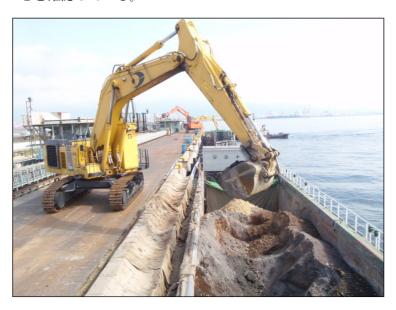
「護岸形状と沿岸生物 大阪湾奥部におけるフェニックス埋立処分場護岸の生物育成機能」 (大阪湾広域臨海環境整備センター、平成23年)より作成

2. 揚陸施設

2期神戸沖埋立処分場では、東護岸に隣接して揚陸桟橋を設置した。揚陸桟橋に着岸した運搬船内の廃棄物は積込機械(バックホウ)で投入ホッパー内に投入している。揚陸の際には廃棄物が海中に落下しないように、環境保全対策として土砂落下防止シートを用いている。

大阪沖埋立処分場では、運搬船の静穏度を確保するため、仮防波堤を設置した。運搬船内の廃棄物は積込機械(バックホウ)でダンプトラックに投入している。2期神戸沖埋立処分場と同様、 揚陸の際には土砂落下防止シートを用いている。

2期神戸沖埋立処分場では粉じん調査を年2回行い、兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」に定める「粉じんの敷地境界線上の排出基準値」(1.5mg/m³)に比べて極めて低い値であり環境保全上問題がないことを確認している。



付図8 2期神戸沖埋立処分場における揚陸作業

3. 排水処理施設

海面埋立処分場では、投入した廃棄物や埋立処分場内に降った雨量に応じて発生する余水に含まれる有機物、栄養塩類、重金属を排水処理施設で処理し、環境保全目標を満たすことを確認した上で、処分場外へ処理水を放流している。

2期神戸沖埋立処分場では、放流水を環境基準の達成度の低いB類型の海域に排出しており、 行政の指導等に基づき「廃棄物処理法」の排水基準よりもさらに厳しい基準(付表 2)を環境保 全目標として設定した。

また最終処分場での内水の水質は、埋立ての進捗に伴って大きく変動する特徴がある。当初は ほぼ海水に近い状態のため、汚濁負荷は小さいが、埋立てが進行するにしたがって廃棄物中の汚 濁物質の洗い出しや分解等が行われ、徐々に内水の水質が悪化してくる。このため、内水の水質 の変動に留意しながら、排水処理施設の運転管理や、排水処理施設の強化を段階的に行う必要が ある。

2期神戸沖埋立処分場の排水処理施設は当初、生物処理と凝集沈殿から開始した。付図 10 及び付図 11 のとおり、埋立ての進捗に伴い急速に内水の水質が悪化したため、平成 16 年度に活性炭処理や高速ろ過等の高度処理設備(付図 12 参照)を増設し、処理できる水量を 4,200m³/日から7,000m³/日に引き上げた。

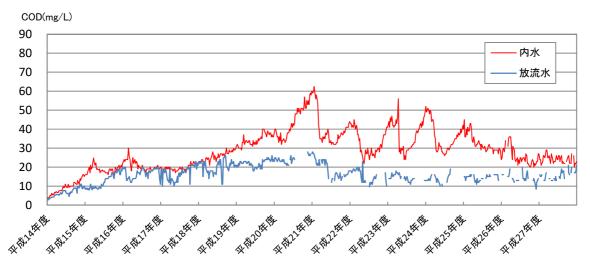
また、尼崎沖埋立処分場や泉大津沖埋立処分場では、集水設備の施工に伴う保有水等の流入量増加に対応するため、窒素処理の追加等の排水処理施設の増強を行った。



付図 9 2期神戸沖埋立処分場 排水処理施設

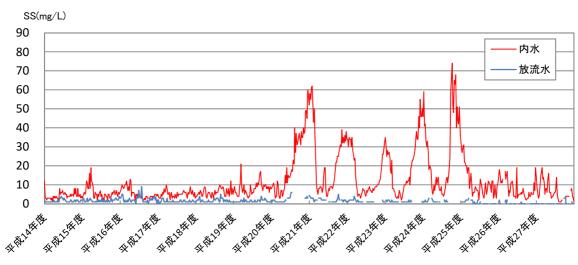
付表 2 2期神戸沖埋立処分場の放流水の水質に係る環境保全目標

項目	環境保全目標	廃棄物処理法の排水基準
COD	30mg/L以下	90mg/L 以下
T-N	30mg/L以下	120mg/L 以下 (日間平均 60mg/L 以下)
T-P	4mg/L 以下	16mg/L 以下 (日間平均 8 mg/L 以下)
SS	40mg/L以下	60mg/L以下



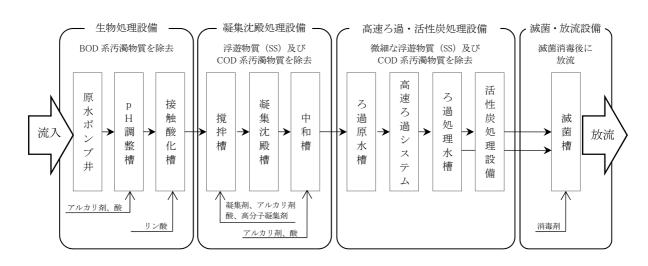
注:放流水データがない期間は、排水処理施設を還流運転とし放流水の排出を停止していた。

付図 10 2期神戸沖埋立処分場の内水・放流水の COD 値の推移



注:放流水データがない期間は、排水処理施設を還流運転とし放流水の排出を停止していた。

付図 11 2期神戸沖埋立処分場の内水・放流水の SS 値の推移



付図 12 2期神戸沖埋立処分場排水処理フロー

4. その他の環境保全措置

2期神戸沖埋立処分場を含む六甲アイランド南建設事業の工事や廃棄物の埋立てにおいては、 付表3に示す環境保全措置を実施することで、環境に及ぼす影響を最小限にするよう配慮してい る。

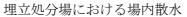
また、2期神戸沖埋立処分場では雨水貯水池を設け、雨水を散水に活用するとともに、泉大津 沖埋立処分場では場内に太陽光発電を設置し、自然エネルギーの活用に努めている。

付表 3 六甲アイランド南建設事業における環境保全措置

項目		環境保全措置		
	大気汚染	a: 工事関連車両の走行による砂塵の飛散を防止するため、周辺道路		
		の清掃、散水を定期的に行い、さらに、埋立地の出口に車両の洗		
		浄施設を設置する。		
		b: 工事中の飛砂を防止するため、必要に応じて散水を行うとともに、		
		できるだけ早い時期から埋立地の緑化を行う。		
		c:作業船、建設機械は、良質な燃料の使用及び低公害型機種の採用		
建設工事及び		に努め、整備点検を十分行う。		
廃棄物埋立中	水質汚濁	a: 埋立てにあたっては、埋立工事によって発生する濁りが周辺海域		
		へ広がらないよう汚濁防止膜を展張する等必要な対策をとる。		
		b:護岸の床掘工事実施時においては作業船の周囲を汚濁防止膜で囲		
		う等、極力濁りの流出を防止する。		
	騒音	a: 夜間の静穏を保持するため、原則として夜間工事は行わない。		
		b:作業船、建設機械は、低公害型機種の採用に努め、整備点検を十		
		分行う。		

「六甲アイランド南建設事業事後調査計画書」 (運輸省第三港湾建設局、神戸市、大阪湾広域臨海環境整備センター、平成9年)より作成







雨水貯水池

付図 13 六甲アイランド南建設事業における環境保全措置

[「大阪湾広域臨海環境整備センター環境報告書 2015」(大阪湾広域臨海環境整備センター、平成 28 年) より作成]

5. 環境モニタリング(事後調査)

2期神戸沖埋立処分場は、平成8年度に「神戸市環境影響評価要綱(昭和53年7月)」等に基づき国(運輸省第三港湾建設局)、神戸市及び大阪湾センターが「六甲アイランド南建設事業」として環境影響評価を実施した。当該事業は国と神戸市が行う浚渫土砂の埋立事業・防波堤の建設事業と大阪湾センターが行う護岸の建設・廃棄物の埋立事業で構成される。

専門委員や市の指導を踏まえ平成9年に「六甲アイランド南建設事業事後調査計画書」を提出した。その中で護岸の建設、防波堤の建設、浚渫土砂の埋立てを「工事中」、廃棄物の埋立てを「廃棄物受入中」と整理した。事後調査は平成9年度から継続的に実施し、毎年、「神戸市環境影響評価審査会」に報告し、環境に著しい影響を及ぼすおそれのないことを確認している。

最新の平成27年度の事後調査では、付表4のとおり、大気質、騒音、水質、底質、悪臭、動物・植物の7項目について調査を実施している。

付表 4 2 期神戸沖埋立処分場における事後調査項目(平成 27 年度)

	内容		環境調査			施設調査							
項目	項目		調査項目	調査頻度	調査時期	旭汉顽宜							
大	工事	事中	状物質(SPM)・風速・風回		平成 27 年 4 月~								
気		E 物	二酸化硫黄 (SO ₂)・二酸化窒素 (NO ₂)・浮遊粒子 状物質 (SPM)・風速・風向	通年調査	平成 28 年 3 月	建設機械の稼働状況 環境保全措置の実施状況							
<u></u>	受入時		粉じん量	年2回	平成 27 年 8 月 平成 28 年 2 月								
騒音	工事	事中	建設作業騒音の中央値($L_{A^{50}}$)・ 90% レンジの上下端値($L_{A^{5}}/L_{A^{55}}$)・等価騒音 レベル(L_{Aeq})	1 回	平成 27 年 7 月	建設機械の稼働状況							
	工事	Et山	水温・透明度・濁度・水素イオン濃度(pH)・浮 遊物質量(SS)	月1回	平成 27 年 4 月~ 平成 28 年 3 月	建設機械の稼働状況							
	上月	#T	化学的酸素要求量(COD)・溶存酸素量(DO)・ 全窒素(T-N)・全燐(T-P)・n-ヘキサン抽出物質	年4回	平成 27 年 5 月、 8 月、 11 月、平成 28 年 2 月	環境保全措置の実施状況							
		棄物受入時内水及び	水温・透明度・水素イオン濃度 (pH)・化学的酸素要求量 (COD)・溶存酸素量 (DO)・浮遊物質量 (SS)・全窒素 (T-N)・濁度・塩分・クロロフィル a・不揮発性浮遊物質量 (FSS)・アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	月1回	平成 27 年 4 月~ 平成 28 年 3 月								
			健康項目 (カドミウム以下 25 項目)	年2回	平成 27 年 8 月 平成 28 年 2 月	環境保全措置の実施状況							
水質	廃棄物		全燐 (T-P)・n-ヘキサン抽出物質・大腸菌群数・ 燐酸性燐 (PO ₄ -P)・特殊項目 (フェノール類以下 6 項目)	年4回	平成 27 年 5 月、8 月、 11 月、平成 28 年 2 月								
	受入		水温・水素イオン濃度 (pH)・化学的酸素要求量 (COD)・浮遊物質量 (SS)	週1回	平成 27 年 4 月~ 平成 28 年 3 月								
	時		全窒素 (T-N)・アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	月1回	平成 27 年 4 月~ 平成 28 年 3 月								
			大腸菌群数・n-ヘキサン抽出物質・全燐 (T-P)・ 有害物質(カドミウム以下 27 項目、内水は 1,3-	年2回 (内水)	平成 27 年 8 月 平成 28 年 2 月	廃棄物の受入状況 排水処理施設の稼働状況							
							放流	流		ジクロロプロペン、チウラム等農薬を除く 23 項目)・特殊項目 (フェノール類以下 6 項目)	年4回 (放流水)	平成27年5月、8月、 11月、平成28年2月	
		//\	ダイオキシン類	年4回 (放流水)	平成27年5月、8月、 11月、平成28年2月								
底質	原 廃棄物 時 一		粒度組成・中央粒径値・含泥率・水素イオン濃度 (pH)・含水率・化学的酸素要求量 (COD)・強熱減量・全硫化物 (T-S)・全窒素 (T-N)・全燐 (T-P)・有機塩素化合物・溶出量試験 (カドミウム以下 27項目)	年4回	平成 27 年 5 月、8 月、 11 月、平成 28 年 2 月								
悪臭			特定悪臭物質 (アンモニア以下 22 項目)、官能試験 (臭気指数)	年1回	平成 27 年 8 月	建設機械の稼働状況 廃棄物の受入量 環境保全措置の実施状況							
動物・植物			植物プランクトン・動物プランクトン・魚卵・稚 仔魚・底生生物・付着生物	年4回	平成 27 年 5 月、8 月、 11 月、平成 28 年 2 月								

- 注:1.「工事中」とは、護岸築造・防波堤の建設・浚渫土砂の埋立てに関して実施した環境調査及び施設調査の項目を示す。
 - 2.「廃棄物受入時」とは、廃棄物の埋立てに関して実施した環境調査及び施設調査の項目を示す。

〔「六甲アイランド南建設事業事後調査報告書(平成 27 年度)」(大阪湾広域臨海環境整備センター、平成 28 年)より作成〕

事後調査の結果、付表 5 に示す環境保全目標を概ね達成しており、事業者として可能な限りの環境影響の回避・低減が図られていると考えられる。

これらの実績と経験を踏まえて、本事業においても必要に応じて、適切な環境保全措置を講じるとともに事後調査を実施し、事業者として可能な限りの環境影響の回避・低減に努めていくこととする。

付表 5(1) 2期神戸沖埋立処分場における環境保全目標

大気質に係る環境保全目標

物質	基準値
SO_2	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
NO_2	1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内またはそれ 以下であること
SPM	1 時間値の1日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³以下であること
粉じん	周辺の住民等に粉じんによる著しい影響を及ぼさないこと

騒音に係る環境保全目標

周辺海域の水質に係る環境保全目標

一般項目及び生活環境項目(海域特性値)

健康項目

項目	海域特性値		
SS	夏季以外	8 mg/L以下	
55	夏季 (7・8月)	11 mg/L以下	
nII.	B類型	7.8 以上 8.7 以下	
рН	C 類型	7.0 以上 8.7 以下	
COD	B類型	5.6mg/L 以下	
СОД	C 類型	8.0mg/L 以下	
DO	B類型	5.0mg/L 以上	
DO	C 類型	2.0mg/L 以上	
T-N	Ⅲ類型	0.89mg/L 以下	
1-1/	IV類型	1.0mg/L 以下	
T-P	Ⅲ類型	0.10mg/L 以下	
1-P	IV類型	0.12mg/L 以下	
nーヘキサン	B 類型	検出されないこと	
抽出物質	C 類型	検出されないこと	
		·	

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素 (NO ₃ -N) 及び亜硝酸性窒素 (NO ₂ -N)	10 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
備考 基準値は年間平均値とする。ただし、全シ	アンに係る基準値につい

考 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

〔「六甲アイランド南建設事業事後調査報告書(平成27年度)」(大阪湾広域臨海環境整備センター、平成28年)より作成〕

付表 5 (2) 2期神戸沖埋立処分場における環境保全目標

放流水の水質に係る環境保全目標

項目	基準値
カドミウム	0.1 mg/L以下
シアン化合物	1 mg/L以下
有機燐化合物	1 mg/L以下
鉛	0.1 mg/L以下
六価クロム	0.5 mg/L以下
	0.1 mg/L以下
総水銀	0.005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	0.003 mg/L以下
有トリクロロエチレン	0.3 mg/L以下
事 テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下
物ジクロロメタン	0.2 mg/L以下
質 四塩化炭素	0.02 mg/L以下
に 1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下
よ 1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下
_注 シス-1,2-シクロロエナレン	0.4 mg/L以下
染 1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下
** 1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下
態 1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下
チウラム	0.06 mg/L以下
シマジン	0.03 mg/L以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L以下
ベンゼン	0.1 mg/L以下
セレン	0.1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	10 mg/L以下
ほう素	230 mg/L以下
ふっ素	15 mg/L 以下
NH ₄ -N、アンモニウム化合物、NO ₂ -N、及び NO ₃ -N	200 mg/L以下
化 学 GOD	5.0~9.0(海域)
的 COD	30 mg/L以下
酸 SS	40 mg/L以下
素 n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)	5 mg/L以下
求 n-ヘキサン抽出物質(動植物油類)	30 mg/L以下
│ 量 │ フェノール類	5 mg/L以下
と 銅	3 mg/L以下
の 亜鉛	2 mg/L以下
他溶解性鉄	10 mg/L以下
の	10 mg/L以下
の クロム	2 mg/L以下
汚 大腸菌群数 T. N.	日間平均 3000 個/cm³
状 1-1	30 mg/L以下
態 T-P	4 mg/L以下
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L

底質に係る環境保全目標

環境保全目標	底質の悪化を招かないこと
--------	--------------

悪臭に係る環境保全目標

環境保全目標	市民が不快な臭いをほとんど感じない生活環境であること
--------	----------------------------

植物・動物に係る環境保全目標

環境保全目標 対象事業が実施される水域において生態系に著しい影響を与えないこと

[「六甲アイランド南建設事業事後調査報告書(平成27年度)」(大阪湾広域臨海環境整備センター、平成28年)より作成)

参考資料2 大阪湾センターにおける現行の廃棄物の受入体制

1. 受入基準

受入基準は、環境の保全、廃棄物の減量化等の施策の推進等を考慮して定め、受け入れる廃棄物は、廃棄物の発生抑制、再生利用及び中間処理による減量化に努めた結果排出されたものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)その他の法令等に定める基準に適合したものとし、また、可燃性の廃棄物は焼却したもの、不燃性の廃棄物は破砕等したものとする。(平成29年6月1日時点)

付表 6、付表 7 及び付表 8 に受入廃棄物のすべてを対象とする共通基準、個別基準及び判定基準について示す。

付表 6 共通基準

(平成29年7月6日時点)

次に掲げる事項に該当する廃棄物は、受け入れない。

1.特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物

2.次のいずれかのもの及びそれらが付着し又は封入されているもの

- 1.毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定する毒物及び劇物
- 2.農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の2に規定する農薬
- 3.消防法(昭和23年法律第186号)第2条に規定する危険物

3.廃油、廃酸、廃アルカリ等液体のもの

4.紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体等腐敗するもの

5.ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生のおそれのあるもの

6.水面において著しく油膜を形成するもの

7.有機性の汚濁の原因となる物質が混入し又は付着しているもの

8.著しい発色性又は発泡性を有するもの

9.著しく飛散又は浮遊するもの

10.著しく悪臭を発するもの

11.その他、法令に基づき水面埋立処分を禁止されたもの並びに広域処理場及びその周辺の環境を著しく悪化させ又は広域処理場における作業を著しく阻害するおそれがあると判断されるもの

注:1.下線部については平成29年10月1日施行

廃棄	乗物別の個別基準に	は以下のとおりである。	X 29 年 b 月 1 日 時 点)			
排	出時の廃棄物の種類	受入基準	受入廃棄物の種類			
1	①可燃ごみ	・焼却施設により熱しゃく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準のうちダイオキシン類の基準を満足するもの。 ・ばいじんを処分するために処理したもの(以下「ばいじん処理物」という。) にあっては、ばいじん処理物に係る判定基準を満足するもの。	・焼却灰 ・ばいじん処理物			
一般廃棄物	②不燃・粗大ごみ	・最大径がおおむね 30 c m以下に破砕等されたものであって、中空のものを除く。 ・破砕後の可燃物については、焼却施設により熱しゃく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準のうちダイオキシン類の基準を満足するもの。 ・ばいじん処理物にあっては、ばいじん処理物に係る判定基準を満足するもの。	・不燃ごみ・焼却灰・ばいじん処理物			
1/3	③ し尿処理汚泥 泥 ①上水汚泥	・焼却施設により熱しゃく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準のうちダイオキシン類の基準を満足するもの。 ・ばいじん処理物にあっては、ばいじん処理物に係る判定基準を満足するもの。 ・含水率が85%以下に脱水されたものであって、判定基準を満足するもの。	・し尿処理の焼却灰 ・ばいじん処理物 ・上水汚泥			
	②下水汚泥	・	・下水汚泥の焼却灰 ・下水汚泥のばいじ ん			
	③燃え殻	・熱しゃく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。	・燃え殻			
	④汚泥 (①と ②を除く。)	・含水率85%以下に脱水されたものであって、判定基準を満足するもの。 ・有機性汚泥は、焼却施設により熱しゃく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ・ばいじんにあっては、⑥ばいじんの受入基準を満足するもの。	・汚泥A・汚泥B・燃え殻・ばいじん			
	⑤鉱さい	さい ・最大径がおおむね30cm以下であって、判定基準を満足するもの。				
2	⑥ばいじん	・乾式集じんダストは、加湿等飛散防止の措置を講じたものであって、判定基準を満足するもの。・湿式集じんダストは、含水率 85%以下のものであって、判定基準を満足するもの。	・ばいじん			
産業廃棄	⑦廃プラスチ ック類・ゴ ムくず	・最大径がおおむね 15 c m以下に破砕されたもの。ただし、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。 ・焼却施設により熱しゃく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ・ばいじんにあっては、⑥ばいじんの受入基準を満足するもの。	・廃プラスチック 類・ゴムくず ・燃え殻 ・ばいじん			
物	⑧金属くず・ ガラスくず 及び陶磁器 くず	・最大径がおおむね 30 c m以下に破砕されたもの。ただし、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。	・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず			
	9がれき類	・最大径がおおむね 30 c m以下のもの。ただし、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。	・がれき類			
	⑩シュレッダ ーダスト	・減容固化のうえ、最大径がおおむね 30 c m以下のものであって、判定基準を満足するもの。	・シュレッダーダス ト			
	⑪その他の産 業廃棄 物	・不燃性のものにあっては、最大径がおおむね 30 c m以下のものであって、判定基準を満足するもの。 ・可燃性のものにあっては、焼却施設により熱しゃく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。なお、廃油等の焼却残さにあっては、水面において油膜を形成しないもの。 ・石綿含有産業廃棄物にあっては、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。	・その他の産業廃棄物			
3	陸上残土	・水分を多量に含まず、木片、ごみ等他の廃棄物が混在しないものであって、発生時において、陸上残土に係る判定基準を満足するもの。 ・水分を多量に含まず、木片、ごみ等他の廃棄物が混在しないものであって、管理を要する陸上残土に係る判定基準を満足するもの。ただし、上記陸上残土を除く。	・陸上残土A・陸上残土B・管理を要する陸上 残土A・管理を要する陸上 残土B			
4	浚渫土砂	·木片、ごみ等他の廃棄物が混在しないものであって、浚渫土砂に係る判定基準 を満足するもの。	·浚渫土砂			

- 注:1.有害な物質とは、判定基準で定めるものをいう。
 - 2. 汚泥Aは中間処理された建設汚泥とし、汚泥Bは、汚泥A以外の汚泥とする。
 - 3. 石綿含有産業廃棄物とは、非飛散性アスベスト廃棄物のうち、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0. 1パーセントを超えて含有するものをいう。
 - 4. 陸上残土A及び陸上残土Bの区分は、陸上残土に係る土質区分基準によるものとする。
 - 5. 管理を要する陸上残土Aは、管理を要する陸上残土のうち土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)第16条に規定する要措置区域等内の土地の土壌とし、管理を要する陸上残土Bは、管理を要する陸上残土A以外の管理を要する陸上残土とする。

(平成29年6月1日時点)

	(十成 29 年 6 月 1 日 時点)					
個別基準で求める判定基準は以下	う のとおりである。					
項目						
アルキル水銀化合物	検出されないこと					
水銀又はその化合物	0.005mg/L以下					
カドミウム又はその化合物	5					
	0.09㎜/L以下					
鉛又はその化合物	0.3mg/L 以下					
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下					
ヒ素又はその化合物	0.3mg/L 以下					
有機リン化合物	1mg/L以下					
シアン化合物	1mg/L 以下					
ポリ塩化ビフェニール (PCB)	0.003㎜/上以下					
トリクロロエチレン	0.1mg/L以下					
テトラクロロエチレン	9					
	0.1mg/L以下					
セレン又はその化合物	0.3mg/L以下					
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下					
四塩化炭素	0.02mg/L 以下					
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下					
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下					
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下					
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下					
1,1,2-トリクロロエタン						
1,3-ジクロロプロペン	0.06mg/L以下					
	0.02mg/L以下					
チウラム	0.06mg/L以下					
シマジン	0.03mg/L以下					
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下					
ベンゼン	0.1mg/L 以下					
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下					
ダイオキシン類	3ng-TEQ/g以下					
***	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(昭和48年2月17日総					
ばいじん処理物	理府令第5号)で定める基準を満足するもの。					
	土壌汚染対策法施行規則(平成14年12月26日環境省令第29号)別表第3及び					
陸上残土	別表第4で定める基準を満足するもの。					
	陸上残土 A とはコーン指数 400KN/m ² 以上、含水比(発生時) 40%以下、pH5.8 以上					
	8.6以下のものをいう。陸上残土Bは陸上残土A以外のものをいう。					
	土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号、この項において以					
	下「規則」という。)第4条第3項第2号ロに規定する第二種特定有害物質(土壌汚染					
	対策法施行令(平成14年11月13日政令第336号)第1条第12号に掲げる水銀及び					
	その化合物(この項において以下「水銀及びその化合物」という。)を除く。)につい					
	て、規則別表第2で定める基準及び同表で定める特定有害物質の種類について、海洋					
管理を要する陸上残土	汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に					
	排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和 48 年2月					
	17日総理府令第6号)別表第1で定める基準をともに満足するものであって、規則第					
	4条第3項第2号イに規定する第一種特定有害物質、同号口に規定する第三種特定有					
	害物質並びに水銀及びその化合物について、陸上残土に係る判定基準を満足するもの。					
	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所					
浚渫土砂	等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年					
(次保工型	2月17日総理府令第6号)及び底質の暫定除去基準について(昭和50年10月2					
	8日付け環水管第119号環境庁水質保全局長通知)で定める基準を満足するもの。					
L	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					

- 注:1.判定基準の試験方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日環境庁告示第13号) に定める方法とする。
 - 2. ダイオキシン類の基準は、ばいじん、焼却灰、その他の燃え殼及び廃ガス洗浄施設から排出された汚泥及びこれらを処分するために処理した廃棄物並びにこれらを含有し又は付着した廃棄物に適用する。
 - 3. ダイオキシン類の基準は、平成12年1月15日までに設置され、又は設置の工事がされている施設から排出されるばいじん、焼却灰、その他の燃え殻及び当該施設の廃ガス洗浄施設から排出された汚泥については、次に掲げる方法により処分を行う限り、適用しない。
 - セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと 均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法
 - ニ 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
 - 三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該 沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金 属を回収する方法

2. 受入実績

大阪湾センターでは、尼崎沖、泉大津沖、神戸沖及び大阪沖の4か所の埋立処分場を整備して おり、各廃棄物の種類別の受入量の実績は、付表9に示すとおりである。

付表 9 廃棄物受入量の実績

(平成29年3月31日時点)

		処分場名				
廃棄物の種類		尼崎沖 埋立処分場	泉大津沖埋立処分場	神戸沖 埋立処分場	大阪沖 埋立処分場	
_	焼却灰	2, 933, 237	5, 592, 930	5, 120, 447	1, 204, 654	
般廃棄物	ばいじん処理物	104, 647	203, 684	2, 656, 516	1, 024, 434	
	不燃・粗大ごみ	151, 029	108, 038	331, 633	93, 058	
	し尿処理汚泥	11,820	8, 413	18, 526	5, 824	
	溶融処理物	0	863	143, 763	89, 333	
	一般廃棄物 合計	3, 200, 733	5, 913, 928	8, 270, 885	2, 417, 303	
産業廃棄物	上水汚泥	169, 803	978, 296	619, 825	196, 821	
	下水汚泥	578, 868	351, 879	576, 819	180, 239	
	上下水汚泥 計	748, 671	1, 330, 175	1, 196, 644	377, 060	
	燃え殻	76, 373	155, 616	477, 248	252, 927	
	汚泥	350, 697	2, 020, 672	2, 447, 197	855, 604	
	鉱さい	194, 994	2, 435, 482	2, 939, 206	720, 852	
	ばいじん	30, 381	57, 753	354, 989	81, 445	
	政令 13 号廃棄物	778, 957	285, 369	843, 558	86, 687	
	廃プラスチック	2, 474	24, 767	18, 246	7, 259	
	ゴムくず	0	1	54	0	
	金属くず	7	379	53	1	
	ガラス陶磁器くず	9, 453	291, 718	88, 558	67, 030	
	がれき類	2, 544, 364	4, 590, 416	233, 572	151, 482	
	民間産業廃棄物 計	3, 987, 700	9, 862, 173	7, 402, 681	2, 223, 287	
	産業廃棄物 合計	4, 736, 371	11, 192, 348	8, 599, 325	2, 600, 347	
陸上残土		14, 198, 568	21, 266, 079	1, 040, 432	649, 458	
浚渫土砂		7, 110, 376	10, 468, 593	0	0	
総計		29, 246, 048	48, 840, 948	17, 910, 642	5, 667, 108	
備考		安定型区画で陸上残 土等埋立中	安定型区画で安定型 産業廃棄廃棄物と陸 上残土等埋立中	埋立中	埋立中	

3. 受入に関する管理体制

(1) 事前審査

適切な廃棄物を受け入れるため、付表 10 に示すとおり、全ての廃棄物について事前審査を実施している。

付表 10 事前検査

①廃棄物埋立処分契約申込書により、書類審査を実施する。

②申込を行う廃棄物の種類や申込数量に応じて、廃棄物埋立処分契約申込書に廃棄物の分析結果を添付させ、 受入基準が守られているか確認する。

③新規の管理型産業廃棄物及び管理を要する陸上残土については、現地調査等により廃棄物の発生工程など を確認のうえ、関係行政機関からなる「適正受入協議会」において審査を行う。

(2) 受入検査

付表 11 に示すように、基地に搬入された廃棄物は、目視検査を行い、必要に応じ、簡易検査・ 展開検査・抜取検査(化学分析等)の受入検査を実施する。この検査により、受入基準に適合し ない場合は、持ち帰りや搬入停止等の適正な措置を実施する。

また、「廃棄物受入情報管理システム」を導入し、契約者・廃棄物・排出場所・搬入等の情報を 把握し、受入管理を行っている。

付表 11 受入検査

①目視·簡易検査

受付ゲートにおいて、目視により契約廃棄物の照合・性状の検査を行い、必要に応じ、サンプリングし、 油膜の有無等をチェックする。

②展開検査

必要に応じ、投入ステージの投入口、もしくは検査ヤードにて廃棄物を展開して検査を行う。

③抜取検査

必要に応じ、サンプリング及び化学分析等を行い、受入基準の適合性をチェックする。なお、簡易測定(生物測定)によるダイオキシン類の分析などを導入し、検査の迅速化を図っている。

④排出事業者自らが行う分析検査(中間検査等)

受入検査以外にも排出事業者自らが行う年3回の中間検査(化学分析)を契約で義務付けるなど、受入基準が守られているかの確認を行っている。